

2024年12月26日 一部改正  
2024年7月23日 技術委員会 審議  
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

## 登録検査

### 改正対象

事業所承認規則  
鋼船規則 A 編, B 編, C 編, U 編, CSR-B&T 編, D 編, GF 編, M 編, N 編, S 編,  
I 編及び P 編  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
安全設備規則  
無線設備規則  
居住衛生設備規則  
船体防汚システム規則  
バラスト水管理設備規則  
冷蔵設備規則  
揚貨設備規則  
潜水装置規則  
自動化設備規則  
船橋設備規則  
機関予防保全設備規則  
総合火災制御設備規則  
船体監視システム規則  
荷役集中監視制御設備規則  
高速船規則  
強化プラスチック船規則  
鋼船規則検査要領 B 編, CS 編, D 編, GF 編, H 編, N 編及び R 編  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領  
安全設備規則検査要領  
無線設備規則検査要領  
船体防汚システム規則検査要領  
バラスト水管理設備規則検査要領  
揚貨設備規則検査要領  
自動化設備規則検査要領  
高速船規則検査要領  
強化プラスチック船規則検査要領  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

### 改正理由

本会の鋼船の登録検査に関する鋼船規則 B 編 2 章は, 本会の独自規定, 国内規定,

IMO や IACS 等の規定が混在しており、複雑な構成であった。加えて、登録検査に関する規定が検査要領、他章及び他規則に分散して規定されており、必要な検査要件全体を把握することが難しくなっていた。

上記状況を鑑みて、登録検査に関する鋼船規則 B 編 2 章の構成等を見直し、関連の規定を整理した。なお、本改正案は現行登録検査の規定を整理したものであり、規則、図面審査や検査等の要件の変更はしていない。

このため、上記改正事項の関連規定を改める。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 検査要領、他章及び他規則等における関連規定を可能な限り鋼船規則 B 編 2 章に集約した。
- (2) 提出図面や検査項目を表形式にまとめた。
- (3) IMO や IACS 等の規定を改正案上で明確化を行った。
- (4) 鋼船規則 B 編 2 章の構成や文言に合わせた修正及び見直しの結果による修正等を行った。

## 施行及び適用

- (1) 改正内容(1) (鋼船規則 B 編 2.1, 10.2, 12.2, 14.2, 15.2, 附属書 2.3.2, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2.1, 安全設備規則 2.1, 無線設備規則 2.4, 居住衛生設備規則 2.1, 船体防汚システム規則 2.2, バラスト水管理設備規則 2.1, 冷蔵設備規則 2.2.1, 揚貨設備規則 2.3, 潜水装置規則 2.2, 自動化設備規則 2.2, 船橋設備規則 2.2, 機関予防保全設備規則 2.2, 総合火災制御設備規則 2.2, 船体監視システム規則 2.2, 荷役集中監視制御設備規則 2.2, 高速船規則 2.1, 強化プラスチック船規則 2.2 並びに関連検査要領)  
2025 年 7 月 1 日以降に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用
- (2) 改正内容(1)以外  
2025 年 7 月 1 日から適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DX24-06

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>事業所承認規則</b></p> <p><b>3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件</b></p> <p style="text-align: center;"><b>14 章 騒音計測事業所</b></p> <p><b>14.5 本会への報告</b></p> <p><b>14.5.2 報告</b> 騒音計測の報告書は、各々の船舶について作成しなければならない。報告書は、船上の様々な場所における音圧レベルについての情報を含み、各々の規定の測定点における計測結果を示すものでなければならない。測定箇所は、一般配置図又は報告書に添付された居住区の図面等を用い、識別できるように記載されていなければならない。報告書は、<u>鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2.</u>の書式例 1 に従って作成しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>事業所承認規則</b></p> <p><b>3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件</b></p> <p style="text-align: center;"><b>14 章 騒音計測事業所</b></p> <p><b>14.5 本会への報告</b></p> <p><b>14.5.2 報告</b> 騒音計測の報告書は、各々の船舶について作成しなければならない。報告書は、船上の様々な場所における音圧レベルについての情報を含み、各々の規定の測定点における計測結果を示すものでなければならない。測定箇所は、一般配置図又は報告書に添付された居住区の図面等を用い、識別できるように記載されていなければならない。報告書は、<u>鋼船規則 検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)</u>の書式例 1 に従って作成しなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>1.</b> この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 A 編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.2 船級符号への付記</b></p> <p><b>1.2.7 検査方法</b> (省略)</p> <p>-5. <b>B 編 2.1.2</b> の規定に従い、新造船の建造において、構造的に重要な場所に対して建造中管理計画書に基づく検査を実施する船舶については、船級符号に“<i>Hull Construction Monitoring</i>” (略号 <i>HCM</i>) を付記する。なお、<i>SOLAS</i> 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、付記に“<i>Goal-based Ship Construction Standards</i>” (略号 <i>GBS</i>) を追記する。(例：<i>HCM-GBS</i>)</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 A 編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.2 船級符号への付記</b></p> <p><b>1.2.7 検査方法</b> (省略)</p> <p>-5. <b>B 編 1.1.13</b> の規定に従い、新造船の建造において、構造的に重要な場所に対して建造中管理計画書に基づく検査を実施する船舶については、船級符号に“<i>Hull Construction Monitoring</i>” (略号 <i>HCM</i>) を付記する。なお、<i>SOLAS</i> 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、付記に“<i>Goal-based Ship Construction Standards</i>” (略号 <i>GBS</i>) を追記する。(例：<i>HCM-GBS</i>)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>1.</b> この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 検査</b></p> <p><b>1.1.2 船級維持検査*</b></p> <p>-1. 船級の登録を受けた船舶（鋼製はしけ、潜水船、海洋構造物等、浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備、作業船を除く。）は、本編 3 章から 9 章の規定に従って本会検査員による船級維持検査を受けなければならない。なお、鋼製はしけ、潜水船、海洋構造物等、浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備、作業船の船級維持検査については、それぞれ本編 10 章、11 章、12 章、14 章、15 章の規定による。また、登録事項の内容を変更する必要がある場合については、上記規定によるほか、<u>2.3</u>の規定によらなければならない。</p> <p>（削除）</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 検査</b></p> <p><b>1.1.2 船級維持検査*</b></p> <p>-1. 船級の登録を受けた船舶（鋼製はしけ、潜水船、海洋構造物等、浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備、作業船を除く。）は、本編 3 章から 9 章の規定に従って本会検査員による船級維持検査を受けなければならない。なお、鋼製はしけ、潜水船、海洋構造物等、浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備、作業船の船級維持検査については、それぞれ本編 10 章、11 章、12 章、14 章、15 章の規定による。また、登録事項の内容を変更する必要がある場合については、上記規定によるほか、<u>2.5</u>の規定によらなければならない。</p> <p><b>1.1.13 建造中管理</b></p> <p><u>-1. SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶であって、2018 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われたものについては、本会が別途発行する「船体建造中管理ガイドライン」に従い、新造船の建造において、構造的に重要な場所に対して建造中管理計画書に基づく検査を実施しなければならない。</u></p> <p><u>-2. 前-1.の規定にかかわらず、申込みがあった場合には、「船体建造中管理ガイドライン」を準用して、建造中管理計画書に基づく検査を実施することができる。</u></p>	<p>2 章 2.1.2.へ移設する。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>1.4 検査の準備その他</b></p> <p><b>1.4.5 試験, 衰耗に対する処置等</b></p> <p>-2. 傾斜試験</p> <p>復原性に大きな影響があると認められる修理又は変更が行われたとき及び検査員が必要と認めたときは, 傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の可否につき, <b>2.3.1-5.</b>の規定に従わなければならない。</p>	<p><b>1.4 検査の準備その他</b></p> <p><b>1.4.5 試験, 衰耗に対する処置等</b></p> <p>-2. 傾斜試験</p> <p>復原性に大きな影響があると認められる修理又は変更が行われたとき及び検査員が必要と認めたときは, 傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の可否につき, <b>2.5.1-2.</b>の規定に従わなければならない。</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この規則は, 2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般</b></p> <p>-1. <u>製造中登録検査を受ける船舶は、船体構造、船体艤装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線について、該当各編の規定に適合しなければならない。</u></p> <p>-2. <u>製造中登録検査を受ける船舶は、必要な品質を確保するために十分な品質管理体制の下に建造されなければならない。このため、本会は船舶の建造に係る設備、技術及び品質管理の実情を調査する。</u></p> <p><b>2.1.2 建造中管理</b></p> <p>-1. <u>SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、本会が別途発行する「船体建造中管理ガイドライン」に従い、新造船の建造において、構造的に重要な場所に対して建造中管理計画書に基づいて建造しなければならない。</u></p> <p>-2. <u>前-1.に掲げる船舶以外の船舶についても、申込みがあった場合には、「船体建造中管理ガイドライン」を準用して、建造中管理計画書に基づいて建造することができる。</u></p> <p><b>2.1.3 提出図面及び書類</b></p> <p>-1. <u>製造中登録検査を受ける船舶については、次の(1)から</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>鋼船規則 B 編 2 章及び同検査要領は、全面的に規則改正を行った。そのため、旧 B 編 2 章はすべて削除され、新規則の通りとなる。ただし、旧規則の要件のうち、条番号だけが変わる要件や一部文言だけが変更した要件については、参考のため、左の「旧」欄に記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストに関する要件は、検査要件として 2.1.7-1.(9)に移設した。</li> <li>・造船所及び各製造所の品質検査並びにパトロール検査の根拠となる要件を作成した。</li> <li>・1 章 1.1.13 から移設した。</li> </ul> <p>・図面に関する要件 (旧「2.1.2 提出図面その他の</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>(6)に掲げる図面及び書類のうち該当するものを提出して本会の審査を受けなければならない。なお、当該図面及び書類のうち本会の承認を受ける必要があるものを「承認用図面等」、工事中の変更をすべて反映した図面及び書類を「完成図書」、それ以外のものを「参考用図面等」という（以下、本章において同じ。）。承認用図面等及び参考用図面等は工事の着手に先立ち、また完成図書は製造中登録検査の完了に際し、本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>表 B2.1 に掲げる船体関係の承認用図面等、参考用図面等及び提出用完成図書</u></p> <p>(2) <u>表 B2.2 に掲げる機関関係の承認用図面等、参考用図面等及び提出用完成図書</u></p> <p>(3) <u>N 編の適用を受ける船舶にあつては、前(1)及び(2)に規定するものに加えて、表 B2.3 に掲げる液化ガスばら積船関係の承認用図面等、参考用図面等及び提出用完成図書</u></p> <p>(4) <u>S 編の適用を受ける船舶にあつては、前(1)及び(2)に規定するものに加えて、表 B2.4 に掲げる危険化学品ばら積船関係の承認用図面等、参考用図面等及び提出用完成図書</u></p> <p>(5) <u>GF 編の適用を受ける船舶にあつては、前(1)及び(2)に規定するものに加えて、表 B2.5 に掲げる低引火点燃料船関係の承認用図面等及び参考用図面等</u></p> <p>(6) <u>その他本会が必要と認める図面及び書類</u></p> <p>-2. <u>前-1.の図面及び書類については、次の(1)から(5)によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>構造関係の図面は、一般に、部材寸法詳細、使用材料、溶接線の位置、必要に応じて詳細断面、適用する溶接についての情報（脚長、開先形状）等を含めること。</u></p> <p>(2) <u>C 編 2-2 編附属書 1.1 An3.6 の適用を受ける船舶の部</u></p>		<p>書類」,「2.1.3 参考用提出図面その他の書類」及び「2.1.7 完成図)を全て1条(新「2.1.3 提出図面及び書類)にまとめた。</p> <p>・個々の図面の説明や提出要否については、表 B2.1 から表 B2.5 にまとめた。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>材については、切替え板厚を明示したものとすること。</p> <p>(3) SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶の部材については、ネット寸法、建造時寸法及び任意の追加板厚を明示したものとすること。</p> <p>(4) 図面及び書類の種類に応じて、使用材料の材質、寸法及び配置、固着詳細、ボイラの下面と船体とのすき間その他検査に必要な事項を詳細に記載すること。</p> <p>(5) 前-1.の図面及び書類において、他の図面及び書類から必要な情報が得られる場合、別に追加で図面及び書類を提出する必要はない。</p> <p>-3. 登録規則第 2 章 2.3 に定める製造中登録検査の申込者は、前-1.に規定する図面及び書類を、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</p> <p>(2) 電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</p> <p>(3) 前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</p> <p>-4. 登録規則第 2 章 2.3 に定める製造中登録検査の申込者は、工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には、申込書を提出しなければならない。なお、登録検査申込書が提出されたときには、当該申込書は自動的に登録検査申込書に引継がれるものとする。</p> <p><b>2.1.4 船舶に保持すべき図面及び書類</b></p> <p>製造中登録検査の完了に際しては、次の(1)から(7)に掲げる図面及び書類のうち該当するものを船舶に備えなければならない。ただし、これらの図面及び書類を二重に保持すること</p>	<p>(新規)</p>	<p>個々の図面の説明や船上の保管の要否については、表 B2.1 から表 B2.6 にまとめた。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>を要しない。</p> <p>(1) 表 B2.1 及び表 B2.2 に掲げる保持用完成図書</p> <p>(2) N 編の適用を受ける船舶にあつては、前(1)に規定するものに加えて、表 B2.3 に掲げる保持用完成図書</p> <p>(3) S 編の適用を受ける船舶にあつては、前(1)に規定するものに加えて、表 B2.4 に掲げる保持用完成図書</p> <p>(4) GF 編の適用を受ける船舶にあつては、前(1)に規定するものに加えて、表 B2.5 に掲げる保持用完成図書</p> <p>(5) 国際航海に従事する船舶にあつては、前(1)に規定するものに加えて、表 B2.1 に掲げる船体コンストラクションファイル</p> <p>(6) 前(5)にかかわらず、SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、前(1)に規定するものに加えて、表 B2.1 に掲げる船体コンストラクションファイル。当該船体コンストラクションファイルは、表 B2.6 に掲げる情報も含めること。</p> <p>(7) その他船舶の用途等に応じて本会が必要と認める図面及び書類</p> <p><b>2.1.5 船体コンストラクションファイルの保管</b></p> <p>-1. 国際航海に従事する船舶及び SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶の船体コンストラクションファイルに含めるべき図面及び情報については、当該ファイル中においてそれらの図面及び情報の保管場所、更新状況等が管理される場合、当該ファイル内又は当該ファイルと同一の場所に保管することを要しない。</p> <p>-2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶の船体コンストラクションファイルの管理については、次の(1)から(4)のとおりでなければならない。</p> <p>(1) 船体コンストラクションファイルの一部は、MSC</p>	<p>(新規)</p>	<p>検査要領 B2.1.6-2.を移設した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>96/INF.9 に記載された “The SCF Interim Industry Standard”に従って運営される陸上アーカイブに、利用制限を設けた上で適切に保管して差し支えない。この場合、陸上に保管されるものの利用手順を船上に保持する船体コンストラクションファイルに含めなければならない。当該利用手順は、船体コンストラクションファイルに含まれる知的所有権に関する取り決めに従う。</u></p> <p>(2) <u>本会及び主管庁が、船舶の使用期間を通して船体コンストラクションファイルを利用できる手段を講じる。</u></p> <p>(3) <u>船体コンストラクションファイルに含まれる図面及び書類のうち、表 B2.6 の標準的な保管場所として船上と記載されているものについては、常に船上で利用可能である。</u></p> <p>(4) <u>大規模補修、改造又は船体構造の変更等が行われた場合、適切に更新すること。船体コンストラクションファイルの更新手順は、安全管理システムに含める。</u></p> <p><b>2.1.6 塗装及び耐食鋼テクニカルファイル</b></p> <p><u>-1. 塗装テクニカルファイル</u></p> <p><u>塗装テクニカルファイルには、内部区画のペイント工事に関して、次の(1)から(7)に掲げる項目を含めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>適合証明書又は認定書の写し</u></p> <p>(2) <u>次の項目を含むテクニカルデータシートの写し</u></p> <p>(a) <u>製品名及び識別マーク及び／又は識別番号</u></p> <p>(b) <u>塗装システムの材料、成分及び配合、色</u></p> <p>(c) <u>最小及び最大乾燥膜厚</u></p> <p>(d) <u>塗布方法、ツール及び／又は機器</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>検査要領 B2.1.2-7.を移設した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(e) <u>塗装する際の表面条件（錆落としのグレード、清掃度、粗度等）</u></p> <p>(f) <u>環境条件（温度及び湿度の制限）</u></p> <p>(3) <u>次の項目を含むペイント工事に関する造船所の作業記録</u></p> <p>(a) <u>各区画における実際に塗布した箇所及び面積（<math>m^2</math>）</u></p> <p>(b) <u>施工した塗装システム</u></p> <p>(c) <u>塗装日時、膜厚、層数等</u></p> <p>(d) <u>塗装中の環境条件</u></p> <p>(e) <u>表面処理方法</u></p> <p>(4) <u>建造中における塗装システムの検査方法及び補修方法</u></p> <p>(5) <u>塗装検査員が記した塗装日誌及び不適合記録簿（塗料メーカーが満足する仕様に従って塗装が施工されたことを記載したもの及び当該仕様に対し不適合な場合を記載したもの）。塗装日誌及び不適合記録簿の例は、IMO決議MSC.215(82) Annex 2 又はMSC.288(87) Annex 2 参照。</u></p> <p>(6) <u>造船所により検証された次の項目を含む検査記録</u></p> <p>(a) <u>検査完了日</u></p> <p>(b) <u>検査結果</u></p> <p>(c) <u>所見（該当する場合）</u></p> <p>(d) <u>塗装検査員のサイン</u></p> <p>(7) <u>就航後における塗装システムの保守方法及び補修方法</u></p> <p>-2. <u>耐食鋼テクニカルファイル</u></p> <p><u>耐食鋼テクニカルファイルには、少なくとも次の(1)から(3)に掲げる項目を含めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>耐食鋼材の認定品証明書の写し</u></p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(2) 次の項目を含む技術資料の写し  <u>(a) 承認された溶接方法及び溶接材料</u>  <u>(b) 耐食鋼材の製造者が推奨する補修方法(該当する場合)</u></p> <p>(3) 次の項目を含む造船所の適用記録(当該項目が船体関係の承認図に含まれる場合、当該承認図を適用記録に代えて差し支えない)  <u>(a) 各区画における実際に適用した箇所及び範囲</u>  <u>(b) 適用した耐食鋼材の銘柄及び板厚</u></p> <p><b>2.1.7 検査*</b></p> <p>-1. 一般</p> <p>(1) <u>製造中登録検査においては、本2.1.7に掲げる検査を実施しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>検査の実施にあたり、検査申込者は試験方案を作成し、事前に本会の確認を受けなければならない。また、必要に応じて試験成績書又は計測記録を提出しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>造船所において実施が容易でないと認められる検査については、製造工場等における検査に代えることができる。</u></p> <p>(4) <u>該当各編に従い代替設計及び配置が適用される船舶にあつては、各編に従い評価及び承認されなければならない。</u></p> <p>(5) <u>検査員の立会は、海上試運転を行う時を除き、製造工場等の設備、技術及び品質管理の実情に応じ増減することがある。</u></p> <p>(6) <u>本会が適当と認める場合には、立会に代わる同等の手法あるいはその組み合わせを採用することができる。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>・検査に関する要件(旧「2.1.4 工事の検査」, 「2.1.5 水圧試験及び水密試験等」, 「2.1.8 ペイント工事の検証」, 「2.3.1 海上試運転」, 「2.3.2 復原性試験」及び「2.4 積荷試験」全て1条(新「2.1.7 検査」)にまとめた。</p> <p>・個々の検査の要件は、表B2.7から表B2.13にまとめた。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(7) <u>本会が必要と認める場合、本 2.1.7 に掲げる検査に加えて追加の検査を要求することがある。</u></p> <p>(8) <u>適用される規則及び工作精度標準、建造中の各検査項目及びその手法等の詳細について共通の認識を持つため、製造中登録検査の実施の前に、本会と製造中登録検査の申込者間でキックオフミーティングを実施しなければならない。適用する品質基準については、次の(a)及び(b)によらなければならない。</u></p> <p><u>(a) 建造時に適用する品質基準は、キックオフミーティングにおいて、合意しなければならない。船体構造は、IACS 勧告 No.47 " Shipbuilding and Repair Quality Standard "又は建造前に本会が適当と認めた工作精度標準に従って建造しなければならない。</u></p> <p><u>(b) IACS 勧告 No.47 以外の工作精度標準を適用する場合、製造中登録検査の申込者は、適用する工作精度標準に関する適用範囲の制限や IACS 勧告 No.47 との差分等を明示した要約文書を作成しなければならない。この要約文書は、本船の「キックオフミーティングの議事録」に添付する。SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、当該要約文書は船体コンストラクションファイルに含まなければならない。</u></p> <p>(9) <u>アスベストを含む材料を使用してはならない。</u></p> <p>-2. <u>船体及び艙装</u>  <u>船体及び艙装に関しては、表 B2.7 に示す検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。</u></p> <p>-3. <u>機関及び電気設備</u>  <u>機関及び電気設備に関しては、表 B2.8 に示す検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。</u></p>		

**「登録検査」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p><u>-4. 防火構造, 脱出設備及び消火設備</u>  <u>防火構造, 脱出設備及び消火設備に関しては, 表 B2.9 に示す検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。</u></p> <p><u>-5. 船体コンストラクションファイル</u>  <u>2.1.4(6)に規定する船体コンストラクションファイルに関しては, 次の(1)及び(2)によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 次の(a)及び(b)が船上及び陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルに含まれていること。</u></p> <p><u>(a) 表 B2.1 及び表 B2.6 に規定する図面及び書類</u></p> <p><u>(b) 船体コンストラクションファイルに含まれる図面及び書類の一覧に従って, 造船所から提供された追加の図面及び書類</u></p> <p><u>(2) 船体コンストラクションファイルに含まれる図面及び書類の保管場所が船上又は陸上アーカイブに分類されていること。表 B2.6 において標準的な保管場所が陸上アーカイブとされているもの以外の図面及び書類にあつては, 保管場所が船上となっていること。</u></p> <p><u>-6. ペイント工事</u>  <u>C 編 1 編 3.3.5.3, 1 編 3.3.5.4, CS 編 22.4.2 又は 22.4.3 の規定が適用される内部区画のペイント工事においては, 海水バラストタンク等及び貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイルの審査に先立ち, 表 B2.10 に掲げる項目を実施しなければならない。</u></p> <p><u>-7. 海上試運転</u>  <u>登録検査においては, 満載状態で, かつ, 穏やかな海象・気象状態及び十分深い海域で, 原則として表 B2.11 及び表 B2.12 に示す試験を実施しなければならない。ただし, 満載状態で海上試運転を行うことが困難な船舶にあつては, 他の適当な喫水状態で行って差し支えないが, 表 B2.11 に示す船内</u></p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>騒音計測においては、満載状態又はバラスト状態で実施しなければならない。</p> <p>-8. 復原性試験</p> <p>(1) 登録検査においては、工事完了後、復原性試験（傾斜試験及び動揺試験）を実施し、軽荷排水量並びに船の長さ方向、幅方向及び深さ方向の重心位置等を決定しなければならない。復原性に関する要目は、試験結果に基づいて定められる。</p> <p>(2) 「傾斜試験」については、附属書2.3.2に示す方法を標準とする。</p> <p>(3) 同型船の復原性試験の成績等により復原性に関して十分信頼できる情報が得られる場合であって、特に本会が承認した場合には、船舶ごとの復原性試験を省略することができる。</p> <p>(4) 復原性計算機を備える場合には、計算機の取扱説明書を備えなければならない。また、機能確認試験を行わなければならない。</p> <p>-9. 積荷試験</p> <p>積載予定の貨物を実際に貨物タンクに積載して行う試験が要求される液化ガスばら積船の登録検査においては、積荷試験を実施しなければならない。ただし、この試験を登録検査中に実施できない場合には、登録検査完了後、最初の積荷時に実施することができる。</p>		
<p>附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p> <p>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及</p>		

### 「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>ひ設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b></p> <p>-1. <u>製造後登録検査を受ける船舶は、当該船舶の船齢に応じ、船体構造、船体艙装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線について、製造中登録検査を受けた船舶がその船齢又はそれに最も近い船齢において受けるべき定期検査と同じ程度で検査され、それらが該当各編の規定に適合しなければならない。加えて、船体構造の主要部材の寸法を実測する。</u></p> <p>-2. <u>前-1.の登録検査を受ける船舶について、2.1.3 の規定に準じて、必要な図面及び書類を提出しなければならない。</u></p> <p>-3. <u>前-1.の登録検査を受ける船舶について、前-2.によるほか、次の(1)から(6)に掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>船舶検査手帳及び船舶件名表の写し</u></p> <p>(2) <u>海上試運転成績書（ない場合には海上試運転を行う必要がある。）</u></p> <p>(3) <u>復原性試験成績書（ない場合、又は復原性に影響を及ぼすような変更が加えられていないと確認できない場合には、2.1.7-8.に定める復原性試験を行う必要がある。）</u></p> <p>(4) <u>液化ガスばら積船にあっては積荷試験成績書（ない場合、又は十分な就航実績が認められない場合には2.1.7-9.に定める積荷試験を行う必要がある。）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後の登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般*</b></p> <p>-1. <u>製造後の登録検査では、当該船舶の船齢に応じ、船体構造、船体艙装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線について、製造中の登録検査を受けた船舶がその船齢又はそれに最も近い船齢において受けるべき定期検査と同じ程度で現状を検査し、それらが該当各編の規定に適合することを確認するほか、船体構造の主要部材の寸法を実測する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	<p>・旧検査要領「B2.2.1 一般」のB2.2.1-1.(1)及び(2)以外の要件を新「2.2.1 一般」に移設した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(5) <u>本船の保有する船級, 検査, 条約等に関する証書の写し</u></p> <p>(6) <u>その他, 本船の経歴, 現状を具体的に示す資料 (可能な限り提出すること)</u></p> <p>-4. <u>本会は, 前-2.及び3.に掲げる図面及び書類を調査した結果を申込者に通知する。ただし, これらの図面及び書類で調査が困難な場合には, 本船について現状調査を行うことがある。</u></p> <p>-5. <u>前-1.の登録検査を受ける船舶は, 2.1.4 の規定に準じて, 必要な図面及び書類が船上に備えられていなければならない。</u></p> <p>-6. <u>船級登録上, 適当と認められない可能性がある船舶については, 船級登録の可能性につき特別に予備調査を行うことがある。</u></p> <p>-7. <u>検査事項の一部の延期及び参酌</u></p> <p>(1) <u>検査は規則の定めるところによるが, 申込者が一部の検査の延期を希望し, やむを得ないと認められた場合には, 船舶の現状及び耐航性を確認して, 一部の検査を指定事項として延期することができる。この場合, 延期した事項については, 1年以内に検査を完了しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>管海官庁等の製造中検査後 1年未満の船舶の登録検査においては, 次回の定期検査を管海官庁等の指定した定期検査時期と一致させることを条件として, 現状に応じて中間検査程度まで検査を参酌することができる。</u></p> <p>-8. <u>登録規則第2章2.3に定める船級登録申込者は, 工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には, 申込書を提出しなければならない。なお, 登録検査申込書が提出されたときには, 当該申込書は自動的に登録検</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p><u>査申込書に引継がれるものとする。</u></p> <p><u>-9. 前-1.から-8.及び 2.2.2 に関わらず、本会が適当と認める場合、他の同等の方法で検査を行うことがある。</u></p> <p><b>2.2.2 水圧試験及び水密試験等</b></p> <p><u>2.2.1 においては、次の(1)及び(2)によって水圧試験及び水密試験を行い、かつ、機関を整備しボイラの制限圧力を定め、安全弁を調整し蓄気試験を行った後、海上試運転を行う。ただし、ボイラ及び圧力容器であって新たに重大な修理を施したものの、主蒸気管及び内部を検査することのできない空気タンクの水圧試験並びに冷凍機器の船内漏れ試験を除き、その他の試験及び試運転は、本会が差し支えないと認めるときは、これを省略することができる。</u></p> <p><u>(1) 二重底、船首尾倉、タンク、コファダム、チェーンロッカ、水密隔壁及び軸路は、表 B2.7 第 10 項(1)に掲げる試験を行う。</u></p> <p><u>(2) 機関又はその部品は、種類に応じて、それぞれの該当各編に規定する圧力で水圧試験を行う。</u></p> <p><b>2.3 登録事項の変更</b></p> <p><b>2.3.1 改造検査</b></p> <p><u>-1. 船級の登録を受けた船舶が、船体構造、船体艤装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線について修理、変更もしくは改造又はこれらに関連する艤装（以下、本章において「改造等」という。）が行われる場合にあっては、少なくとも、当該船舶が従来適用されていた要件に引き続き適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>-2. 船舶が建造された後の規則改正により、建造時に適用されていなかった要件が規定されている場合については、原</u></p>	<p>(新規)</p> <p><b>2.2.2 水圧試験及び水密試験等</b></p> <p><u>2.2.1 の検査においては、次の(1)及び(2)によって水圧試験及び水密試験を行い、かつ、機関を整備しボイラの制限圧力を定め、安全弁を調整し蓄気試験を行った後、海上試運転を行う。ただし、ボイラ及び圧力容器であって新たに重大な修理を施したものの、主蒸気管及び内部を検査することのできない空気タンクの水圧試験並びに冷凍機器の船内漏れ試験を除き、その他の試験及び試運転は、本会が差し支えないと認めるときは、これを省略することができる。</u></p> <p><u>(1) 二重底、船首尾倉、タンク、コファダム、チェーンロッカ、水密隔壁及び軸路は、2.1.5(1)に掲げる試験を行う。</u></p> <p><u>(2) 機関又はその部品は、種類に応じて、それぞれの該当各編に規定する圧力で水圧試験を行う。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>旧検査要領「B2.5.1 改造検査」の B2.5.1-2.以外の要件を新「2.3.1 改造検査」に移設した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>則として、改造等の時点で有効なこれらの要件について、少なくとも当該改造等の前と同程度の適合性を確保しなければならない。</p> <p>-3. 船舶の主要な要目等に影響を及ぼす改造等（以下、本章において「主要な改造」という。）を行う場合にあつては、当該船舶は、改造等の時点で有効な要件に適合しなければならない。ただし、新しい要件に適合することが困難であると本会が認める場合には、主管庁の合意に基づき、当該要件の適用を斟酌することがある。なお、主要な改造とは、本会又は主管庁が特に指示するものを除き、次の(1)から(3)をいう。ただし、これらに限定するものではない。</p> <p>(1) 船舶の寸法を変更する改造。例えば、新しい船体を挿入して船体延長を行う改造等。この場合、新しい船体は当該改造の時点で有効な要件に適合したものとするとともに、船の長さが変更となることにより影響を受けるその他の要件（例えば、縦強度、艀装数等）にも適合することを要する。</p> <p>(2) 船舶の種類を変更する改造。例えば、タンカーからばら積貨物船への変更等。</p> <p>(3) 船舶の区画要件への適合性に影響を及ぼすような構造上の変更を行う改造。なお、次の(a)から(c)のいずれにも該当しない船舶にあつては、変更後の船舶における、C 編 1 編 2.3.2 に示す船舶の要求区画指数 (R) 及び船舶の到達区画指数 (A) は、変更後の船舶について計算した A/R が変更前の船舶について計算した A/R より小さくならないものであること。ただし、変更前の船舶の A/R が 1 以上の場合については、変更後の船舶について計算された A/R が 1 以上であればこの限りでない。</p> <p>(a) 2020 年 1 月 1 日以降に、建造契約が結ばれる船</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>船舶</p> <p>(b) <u>建造契約が存在しない場合には、2020年7月1日以降に、建造開始段階にある船舶</u></p> <p>(c) <u>2024年1月1日以降に、引き渡しが行われる船舶</u></p> <p>4. <u>「改造の時点で有効な要件」とは、本会が特に指示する場合を除き、次の(1)及び(2)のいずれかの日以降に建造開始段階にある船舶に適用される要件をいう。</u></p> <p>(1) <u>当該改造工事に係る契約が結ばれる日</u></p> <p>(2) <u>改造工事に係る契約日が存在しない場合、当該工事と認識し得る工事が開始された日</u></p> <p>5. <u>主要な改造を行った船舶の傾斜試験及び復原性資料については、次の(1)から(3)によらなければならない。本項において復原性資料とは、軽荷状態の特性を含む復原性の計算に用いられる資料（電子や紙等の媒体を問わない）及び電子計算機をいい、復原性計算機のソフトウェア及びローディングマニュアル並びに積付計算機が含まれるが、これらに限定するものではない。</u></p> <p>(1) <u>船舶の傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否は、表 B2.13 による。</u></p> <p>(2) <u>前(1)により、復原性資料が更新された場合は、本会の承認を得なければならない。また、更新された復原性資料は、すべての復原性計算に用いる旨の指示とともに船長に提供されなければならない。</u></p> <p>(3) <u>前(1)により、傾斜試験の実施及び復原性資料の更新のいずれも不要と判断された場合は、次の(a)及び(b)によらなければならない。ここで、軽荷状態の特性とは、軽荷重量及び重心位置をいう。</u></p> <p>(a) <u>本会の確認を受けた軽荷重量計算の結果の写しを本船に保管すること。ここで、軽荷重量計算と</u></p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>は、改造後の軽荷状態の特性を決定するために行う、直近の傾斜試験からの軽荷重量の増減の詳細な計算をいう。計算された重量及び重心位置と実際の船舶の状態の一致が、本会により確認されること。</p> <p>(b) 今後の参照と計算のため、得られた軽荷状態の特性の変化分を復原性資料に記録すること。</p> <p>-6. 水密区画の水密性に影響を及ぼす改造又は修理が行われた船舶にあつては、当該区画の水密性を確認するため、<u>附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」に定める試験を実施しなければならない。</u></p> <p>-7. 推進装置の後進性能に影響を及ぼす大規模な修理工事が行われたと本会が認めた船舶にあつては、当該修理工事後の後進性能を確認するため、<u>表 B2.11 に規定する後進試験の規定を準用し、当該試験を実施しなければならない。</u>当該試験では、現実的な航海状態で推進装置が前進及び後進の両方向に互り十分に作動することを実証しなければならない。なお、本会は、当該修理工事の実際の程度に応じて、当該試験の程度を軽減する場合がある。</p> <p>-8. 選択式触媒還元脱硝装置、排ガス浄化装置又は排ガス再循環装置を新たに備える船舶にあつては、当該装置に適用される本章の規定に従わなければならない。</p> <p>-9. <u>登録規則第2章 2.3 に定める船級登録申込者は、工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には、申込書を提出しなければならない。</u>なお、登録検査申込書が提出されたときには、当該申込書は自動的に登録検査申込書に引継がれるものとする。</p>		

### 「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
附 則  1. この規則は、2025年7月1日から施行する。		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><u>表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係 (一般)</u> 表は別紙参照</p> <p><u>表 B2.2 図面及び書類 – 機関関係</u> 表は別紙参照</p> <p><u>表 B2.3 図面及び書類 – 液化ガスばら積船関係</u> 表は別紙参照</p> <p><u>表 B2.4 図面及び書類 – 危険化学品ばら積船関係</u> 表は別紙参照</p> <p><u>表 B2.5 図面及び書類 – 低引火点燃料船関係</u> 表は別紙参照</p> <p><u>表 B2.6 船体コンストラクションファイル (SCF) (SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶) に含むべき情報の一覧</u> 表は別紙参照</p> <p><u>表 B2.7 検査 – 船体及び艙装</u> 表は別紙参照</p> <p><u>表 B2.8 検査 – 機関及び電気設備</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>表 B2.1 船体コンストラクションファイル (SCF) に含むべき情報の一覧</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>備考</p> <p>表題及び表番号以外に変更なし。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>表は別紙参照</u></p> <p><u>表 B2.9 検査 – 防火構造, 脱出設備及び消火設備</u> <u>表は別紙参照</u></p> <p><u>表 B2.10 検査 – ペイント工事</u> <u>表は別紙参照</u></p> <p><u>表 B2.11 検査 – 海上試運転</u> <u>表は別紙参照</u></p> <p><u>表 B2.12 検査 – 往復動内燃機関の出力試験</u> <u>表は別紙参照</u></p> <p><u>表 B2.13 傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否</u> <u>表は別紙参照</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>表 B2.3.1-4. 往復動内燃機関の試験</u></p> <p><u>表 B2.5.1-1. 傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否</u></p>	<p>標題及び表番号以外に変更なし。</p> <p>表番号以外に変更なし。</p>
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 章 年次検査</b></p> <p><b>3.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の年次検査</b></p> <p><b>3.2.1 書類及び図書の確認*</b> (省略)</p> <p>-2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては, <u>2.1.5.2</u>に規定する船体コンストラクションファイルについて, 次の(1)から(5)を確認する。</p> <p>(1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて, 本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。</p> <p>(2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて, 陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。</p> <p>(3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があつた場合は, 検査の完了に際し, 船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。</p> <p>(4) 検査の完了に際し, 船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が, <u>表 B2.1 第 88 項</u>に規定する一覧に記録されていること。</p> <p>(5) 船舶の使用期間を通して, 本会及び主管庁が, 船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 章 年次検査</b></p> <p><b>3.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の年次検査</b></p> <p><b>3.2.1 書類及び図書の確認*</b> (省略)</p> <p>-2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては, <u>2.1.6.3</u>に規定する船体コンストラクションファイルについて, 次の(1)から(5)を確認する。</p> <p>(1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて, 本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。</p> <p>(2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて, 陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。</p> <p>(3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があつた場合は, 検査の完了に際し, 船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。</p> <p>(4) 検査の完了に際し, 船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が, <u>2.1.6.3.(19)</u>に規定する一覧に記録されていること。</p> <p>(5) 船舶の使用期間を通して, 本会及び主管庁が, 船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>4章 中間検査</b></p> <p><b>4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査</b></p> <p><b>4.2.1 書類及び図書の確認*</b> (省略)</p> <p>-2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、<u>2.1.5-2</u>に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。</p> <p>(1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。</p> <p>(2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。</p> <p>(3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があつた場合は、検査の完了に際し、船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。</p> <p>(4) 検査の完了に際し、船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、<u>表 B2.1 第 88 項</u>に規定する一覧に記録されていること。</p> <p>(5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。</p>	<p><b>4章 中間検査</b></p> <p><b>4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査</b></p> <p><b>4.2.1 書類及び図書の確認*</b> (省略)</p> <p>-2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、<u>2.1.6-3</u>に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。</p> <p>(1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。</p> <p>(2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。</p> <p>(3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があつた場合は、検査の完了に際し、船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。</p> <p>(4) 検査の完了に際し、船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、<u>2.1.6-3.(19)</u>に規定する一覧に記録されていること。</p> <p>(5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>5章 定期検査</b></p> <p><b>5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査</b></p> <p><b>5.2.1 書類及び図書の確認*</b> (省略)</p> <p>-2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、<u>2.1.5-2</u>に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。</p> <p>(1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。</p> <p>(2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。</p> <p>(3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があつた場合は船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。</p> <p>(4) 船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、<u>表 B.2.1 第 88 項</u>に規定する一覧に記録されていること。</p> <p>(5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。</p>	<p><b>5章 定期検査</b></p> <p><b>5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査</b></p> <p><b>5.2.1 書類及び図書の確認*</b> (省略)</p> <p>-2. SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、<u>2.1.6-3</u>に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の(1)から(5)を確認する。</p> <p>(1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについて、本船上の船体コンストラクションファイルに含まれる情報を確認する。</p> <p>(2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルについて、陸上アーカイブにある船体コンストラクションファイルに含まれる情報の一覧を確認する。</p> <p>(3) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があつた場合は船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。</p> <p>(4) 船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、<u>2.1.6-3.(19)</u>に規定する一覧に記録されていること。</p> <p>(5) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考													
<p><b>表 B5.26 定期検査における効力試験及び圧力試験の追加要件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">検査項目</th> <th align="center">検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 調速機、開閉器及び遮断器</td> <td>(1) 発電機を負荷状態において、単独又は並列運転し効力試験を行う。</td> </tr> <tr> <td>2 コンデンサ、蒸発器及びレシーバ</td> <td>(1) アンモニア (R717) を冷媒とする冷凍機器に使用されるものに対し、一次冷媒の圧力を受ける部分について、逃し弁調整圧力の90%以上、かつ設計圧力の90%以下の圧力で圧力試験を行う。ただし、本会が適当と認めた場合は、圧力試験は、他の方法に替えることができる。</td> </tr> <tr> <td>3 前2以外の機器（装置、設備）及びその部品</td> <td>(1) 検査員が必要と認める場合は、<del>2.2.2(2)</del><b>表 B2.8 第2項</b>の規定を準用して圧力試験を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 照明装置、船内通信及び信号設備、機械通風装置、その他の電気機械及び器具等</td> <td>(1) 検査員が必要と認める場合は、安全操作に係るインターロック装置の作動確認を含む効力試験を行う。</td> </tr> <tr> <td>5 発電装置等</td> <td>(1) 発電装置及び重要な補機の効力試験を行う。</td> </tr> </tbody> </table>			検査項目	検査内容	1 調速機、開閉器及び遮断器	(1) 発電機を負荷状態において、単独又は並列運転し効力試験を行う。	2 コンデンサ、蒸発器及びレシーバ	(1) アンモニア (R717) を冷媒とする冷凍機器に使用されるものに対し、一次冷媒の圧力を受ける部分について、逃し弁調整圧力の90%以上、かつ設計圧力の90%以下の圧力で圧力試験を行う。ただし、本会が適当と認めた場合は、圧力試験は、他の方法に替えることができる。	3 前2以外の機器（装置、設備）及びその部品	(1) 検査員が必要と認める場合は、 <del>2.2.2(2)</del> <b>表 B2.8 第2項</b> の規定を準用して圧力試験を行う。	4 照明装置、船内通信及び信号設備、機械通風装置、その他の電気機械及び器具等	(1) 検査員が必要と認める場合は、安全操作に係るインターロック装置の作動確認を含む効力試験を行う。	5 発電装置等	(1) 発電装置及び重要な補機の効力試験を行う。	
検査項目	検査内容														
1 調速機、開閉器及び遮断器	(1) 発電機を負荷状態において、単独又は並列運転し効力試験を行う。														
2 コンデンサ、蒸発器及びレシーバ	(1) アンモニア (R717) を冷媒とする冷凍機器に使用されるものに対し、一次冷媒の圧力を受ける部分について、逃し弁調整圧力の90%以上、かつ設計圧力の90%以下の圧力で圧力試験を行う。ただし、本会が適当と認めた場合は、圧力試験は、他の方法に替えることができる。														
3 前2以外の機器（装置、設備）及びその部品	(1) 検査員が必要と認める場合は、 <del>2.2.2(2)</del> <b>表 B2.8 第2項</b> の規定を準用して圧力試験を行う。														
4 照明装置、船内通信及び信号設備、機械通風装置、その他の電気機械及び器具等	(1) 検査員が必要と認める場合は、安全操作に係るインターロック装置の作動確認を含む効力試験を行う。														
5 発電装置等	(1) 発電装置及び重要な補機の効力試験を行う。														
<p align="center"><b>10章 鋼製はしけの検査</b></p> <p><b>10.1 通則</b></p> <p><b>10.1.2 検査に関する一般規定</b></p> <p>-1. 登録検査及び船級維持検査等は、1章の規定を準用する。</p> <p>-2. 前-1.の規定にかかわらず、国際航海に従事しないはしけ又は長さが 24 m 未満のはしけにあっては、次の(1)から(3)に規定する通りとする。</p> <p>(1) <u>1.1.2-2.(1)(a)</u>に規定する年次検査は行わない。</p> <p>(2) <u>1.1.2-2.(1)(b)</u>の中間検査は、2回目又は3回目の検査基準日の前後3ヶ月以内に行う。</p> <p>(3) 年次検査及び中間検査以外の検査は、<u>1.1.2-2.(1)(c)から(e)</u>、(2)、(3)及び(4)の規定による。</p>	<p align="center"><b>10章 鋼製はしけの検査</b></p> <p><b>10.1 通則</b></p> <p><b>10.1.2 検査に関する一般規定</b></p> <p>-1. 登録検査及び船級維持検査等は、1章の規定を準用する。</p> <p>-2. 前-1.の規定にかかわらず、国際航海に従事しないはしけ又は長さが 24 m 未満のはしけにあっては、次の(1)から(3)に規定する通りとする。</p> <p>(1) <u>1.1.3-1.(1)</u>に規定する年次検査は行わない。</p> <p>(2) <u>1.1.3-1.(2)</u>の中間検査は、2回目又は3回目の検査基準日の前後3ヶ月以内に行う。</p> <p>(3) 年次検査及び中間検査以外の検査は、<u>1.1.3-1.(3)から(5)</u>、-2.及び3.の規定による。</p>														

### 「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
附 則  1. この規則は、2025年7月1日から施行する。		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>10 章 鋼製はしけの検査</b></p> <p><b>10.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>10.2.2 提出図面及び書類</b></p> <p>-1. 製造中の登録検査を受けようとするはしけについては、工事の着手に先立ち、<u>2.1.3</u>により要求される図面及び書類のうち当該はしけの構造、艀装等該当する図面及び書類を提出して本会の承認を得なければならない。</p> <p>-2. 前-1.に加えて、次の(1)から(3)を承認用図面、(4)から(6)を参考用図面として提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>スケグ構造図</u></p> <p>(2) <u>押船とはしけの連結部の構造図</u></p> <p>(3) <u>Q 編 12.1.3</u>によりローディングマニュアルの備え付けが要求されるはしけにあっては、そのはしけの積付け条件などを記載したローディングマニュアル</p> <p>(4) <u>曳航又は押船要領書</u></p> <p>(5) <u>容量 30 kW 以上の発電機駆動軸系のねじり振動計算</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>10 章 鋼製はしけの検査</b></p> <p><b>10.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>10.2.2 提出図面その他の書類</b></p> <p>-1. <u>承認用提出図面その他の書類</u> 製造中の登録検査を受けようとするはしけについては、工事の着手に先立ち、<u>2.1.2-1.から-3., -5., -7.から-9.及び-15.</u>に掲げる図面のうち当該はしけの構造、艀装等該当する図面及びその他の書類並びに以下に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) <u>スケグ構造図</u></p> <p>(2) <u>押船とはしけの連結部の構造図</u></p> <p>(3) <u>Q 編 12.1.3</u>によりローディングマニュアルの備え付けが要求されるはしけにあっては、そのはしけの積付け条件などを記載したローディングマニュアル</p> <p>-2. <u>参考用提出図面及びその他の書類</u> 製造中の登録検査を受けようとするはしけについては、前-1.の規定による承認用その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>2.1.3</u>に掲げる図面及びその他の書類のうち、当該はしけの構造、艀装等に該当する図面かその他の書類</p> <p>(2) <u>曳航又は押船要領書</u></p> <p>(3) <u>容量 30 kW 以上の発電機駆動軸系のねじり振動計算書</u></p> <p>(4) <u>航海燈用の蓄電池容量計算書</u> (省略)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>書</p> <p>(6) 航海燈用の蓄電池容量計算書 (省略)</p> <p><b>10.2.3 検査*</b></p> <p>-1. <u>検査は、2.1.7 及び規則 Q 編 20.16 の規定のうち当該はしけに該当する検査を実施しなければならない。</u></p> <p>-2. <u>前-1.に関わらず、2.1.7-6.に規定する海上試運転は省略して差し支えない。ただし、本会は特殊な構造又は航行方式をとるはしけについて海上試運転を要求することがある。</u></p> <p>-3. <u>検査員は規則 Q 編 20.16.1-2., -4.及び5.に規定する試験については、製造工場における試験成績書の提出を要求することがある。</u></p> <p>-4. <u>規則 Q 編 20.16.1-1., -3.及び7.に定める検査の実施にあつては、通常の検査において得られる必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法を認める場合がある。</u></p>	<p><b>10.2.3 工事の検査*</b></p> <p>-1. <u>船体及び艀装関係の工事の立会の時期は、2.1.4-1.に規定する時期のうち当該はしけの材料、構造、艀装等に該当する時期とする。</u></p> <p>-2. <u>機関関係工事の立会の時期は、2.1.4-2.の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、検査員は Q 編 20.16.1-2., -4.及び5.に規定する試験については、製造工場における試験成績書の提出を要求することがある。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u></p> <p>(1) <u>Q 編 20.16.1-1.により第1種及び第2種圧力容器の試験を行うとき。</u></p> <p>(2) <u>Q 編 20.16.1-3.により船体外板付の弁、コック、ディスタンスピース等の試験を行うとき。</u></p> <p>(3) <u>Q 編 20.16.1-7.により防爆形電気機器の試験を行うとき。</u></p> <p>(4) <u>機関をはしけに装備するとき。</u></p> <p>(5) <u>Q 編 20.16.2 により船内試験を行うとき。</u></p> <p>(6) <u>Q 編 20.16.3 により試験を行うとき。</u></p> <p>(7) <u>新形式の機関の試験を行うとき。</u> (新規)</p> <p>(新規)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<p><b>10.2.4 水圧試験及び水密試験等</b>  <u>製造中登録検査における水圧試験，水密試験等は，2.1.5の規定による。</u></p>	
(削除)	<p><b>10.2.5 海上試運転，復原性試験及び積荷試験</b>  <u>-1. 2.3.1に規定する海上試運転は省略して差し支えない。ただし，本会は特殊な構造又は航行方式をとるはしけについて海上試運転を要求することがある。</u>  <u>-2. 復原性試験は，2.3.2の規定による。</u>  <u>-3. 積荷試験は，2.4.1の規定による。</u></p>	
(削除)	<p><b>10.2.6 完成図</b>  <u>検査申込者は，製造中登録検査の完了に際し，次に掲げる図面について完成図を作成し，本会に提出しなければならない。</u>  <u>(1) 一般配置図</u>  <u>(2) 中央横断面図，部材寸法図，甲板構造図，外板展開図，横置隔壁図，舵及び舵頭材に関する図面並びに倉口蓋に関する図面</u>  <u>(3) ビルジ管，バラスト管及び貨物管系統図</u></p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>10 章 鋼製はしけの検査</b></p> <p><b>10.2.4 登録事項の変更</b> 登録事項の変更については、<u>2.3.1</u>の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>10 章 鋼製はしけの検査</b></p> <p><b>10.2.7 登録事項の変更</b> 登録事項の変更については、<u>2.5.1</u>の規定による。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>12 章 海洋構造物等に関する検査</b></p> <p><b>12.2 登録検査</b></p> <p><b>12.2.2 提出図面及び書類</b></p> <p>-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及び書類を提出して本会の承認を得なければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>-2. 製造中登録検査を受けようとする船舶について、前-1.の規定による提出図面及び書類のほか、次に掲げる図面及び書類を参考として本会に提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p><b>12.2.3 検査*</b></p> <p>-1. <u>製造中登録検査においては、次の(1)から(7)に掲げる検査を実施しなければならない。</u>本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</p> <p>(1) <u>2.1.7、12.2.4 及び 12.2.6 に規定する検査。</u></p> <p>(2) 機関及び電気設備について、P 編 11.1.3 及び 12.1.3 に規定する試験</p> <p>(3) <u>半潜水型船舶にあつては、ドラフトスケールの設置</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>12 章 海洋構造物等に関する検査</b></p> <p><b>12.2 登録検査</b></p> <p><b>12.2.2 提出図面その他の書類*</b></p> <p>-1. <u>承認用提出図面及びその他の書類</u></p> <p>製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及び<u>その他の書類</u>を提出して本会の承認を得なければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>-2. <u>参考用提出図面その他の書類</u></p> <p>製造中登録検査を受けようとする船舶について、前-1.の規定による<u>承認図面その他の書類</u>のほか、次に掲げる図面<u>その他の書類</u>を参考として本会に提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p><b>12.2.3 工事の検査*</b></p> <p>-1. <u>製造中登録検査における船体、艀装、機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は、次のとおりとする。</u>本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</p> <p>(1) <u>2.1.4-1.及び2.に規定するとき並びに12.2.4 及び12.2.6 に規定する検査を行うとき。</u></p> <p>(2) 機関及び電気設備について、P 編 11.1.3 及び 12.1.3 に規定する試験を行うとき。</p> <p>(3) <u>半潜水型船舶にあつては、ドラフトスケールを設置</u></p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>に関する検査</u></p> <p>(4) 大型の貯蔵船にあつては、放爆装置の設定作動圧力以下の圧力で作動試験</p> <p>(5) <u>P 編 10 章に規定する係留設備の設置に関する検査</u> (当該設備を備える船舶に限る)</p> <p>(6) <u>P 編 10 章に規定する自動船位保持設備に関する次の(a)から(c)に掲げる検査</u> (当該設備を備える船舶に限る)</p> <p>(a) <u>当該機器の搭載に関する検査</u></p> <p>(b) <u>自動船位保持設備の試験要領書に従った試験</u></p> <p>(c) 2級自動船位保持設備又は3級自動船位保持設備を備える船舶にあつては、損傷モード影響解析 (FMEA) の実証試験要領書に従った試験</p> <p>(7) 海底資源掘削船にあつては、掘削やぐら及び掘削やぐらの支持構造を含むサブストラクチャの各部の完成検査並びに掘削やぐら及びサブストラクチャの搭載に関する検査 (省略)</p> <p><b>12.2.4 水圧試験及び水密試験等*</b></p> <p>-1. 製造中登録検査における水圧試験、水密試験等は、<u>表 B2.7 第 10 項</u>の規定による。 (省略)</p> <p><b>12.2.5 船上に保持すべき図面</b></p> <p><u>登録検査の完了に際しては、2.1.4 に掲げる図面及び書類のうち該当するもののほか、以下に掲げる図面及び書類が船舶に備えなければならない。</u> (省略)</p>	<p><u>するとき。</u></p> <p>(4) 大型の貯蔵船にあつては、放爆装置の設定作動圧力以下の圧力で作動試験を行うとき。</p> <p>(5) <u>P 編 10 章に規定する係留設備を備える船舶にあつては、当該設備を設置するとき。</u></p> <p>(6) <u>P 編 10 章に規定する自動船位保持設備を備える船舶にあつては、以下に掲げるとき。</u></p> <p>(a) <u>当該機器を搭載するとき。</u></p> <p>(b) <u>自動船位保持設備の試験要領書に従って試験を行うとき。</u></p> <p>(c) 2級自動船位保持設備又は3級自動船位保持設備を備える船舶にあつては、損傷モード影響解析 (FMEA) の実証試験要領書に従って試験を行うとき。</p> <p>(7) 海底資源掘削船にあつては、掘削やぐら及び掘削やぐらの支持構造を含むサブストラクチャの各々が完成したとき並びに掘削やぐら及びサブストラクチャを搭載するとき。 (省略)</p> <p><b>12.2.4 水圧試験及び水密試験等*</b></p> <p>-1. 製造中登録検査における水圧試験、水密試験等は、<u>2.1.5</u>の規定による。 (省略)</p> <p><b>12.2.5 船上に保持すべき図面</b></p> <p><u>登録検査の完了に際しては、2.1.6 に掲げる図面等のうち該当するもののほか、以下に掲げる図面等が船舶に備えられていることを確認する。</u> (省略)</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>12.2.6 海上試運転及び復原性試験*</b></p> <p>-1. 海上試運転 主推進機関を有する船舶にあつては、<u>2.1.7-7.</u>に規定する海上試運転を行うほか、船舶の形式に応じて次の試験を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p><b>12.2.6 海上試運転及び復原性試験*</b></p> <p>-1. 海上試運転 主推進機関を有する船舶にあつては、<u>2.3.1-1.及び3.</u>に規定する海上試運転を行うほか、船舶の形式に応じて次の試験を行う。</p> <p>(省略)</p>	
<p><b>14章 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備に関する検査</b></p> <p><b>14.2 登録検査</b></p> <p><b>14.2.2 提出図面及び資料</b></p> <p>-1. 製造中登録検査を受けようとする浮体施設については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及び書類を提出し本会の承認を得なければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>-2. 製造中登録検査を受けようとする浮体施設について次に掲げる図面及び書類を参考として本会に提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p><b>14.2.3 検査*</b></p> <p>製造中登録検査においては、<u>2.1.7</u>の該当する試験及び検査並びに<u>14.2.4</u>から<u>14.2.8</u>に規定する試験及び検査を実施しなければならない。<u>14.2.2</u>に規定する検査及び試験に関する提出資料の内容について、本会の確認を得た時期とする。本会</p>	<p><b>14章 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備に関する検査</b></p> <p><b>14.2 登録検査</b></p> <p><b>14.2.2 提出図面及び資料</b></p> <p>-1. 製造中登録検査を受けようとする浮体施設については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及び<u>その他の資料</u>を提出し本会の承認を得なければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>-2. 製造中登録検査を受けようとする浮体施設について次に掲げる図面<u>その他の書類</u>を参考として本会に提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p><b>14.2.3 検査の立会の時期*</b></p> <p>製造中登録検査における船体、艀装、機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は、<u>2.1</u>の該当規定及び<u>14.2.4</u>から<u>14.2.8</u>に規定する試験及び検査を行う時で、<u>14.2.2</u>に規定する検査及び試験に関する提出資料の内容について、本会の確認</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</p> <p><b>14.2.4 水圧試験及び水密試験</b>            -1. 製造中登録検査における水圧試験，水密試験等は表 <b>B2.7 第10項</b>による。            (省略)</p>	<p>を得た時期とする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</p> <p><b>14.2.4 水圧試験及び水密試験</b>            -1. 製造中登録検査における水圧試験，水密試験等は <b>2.1.5</b>による。            (省略)</p>	
<p><b>15章 作業船に関する検査</b></p> <p><b>15.2 登録検査</b></p> <p><b>15.2.2 提出図面及び書類*</b>            -1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、<b>2.1.3</b>の該当規定によるほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及び書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。            (省略)            -2. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、前<b>-1.</b>の規定による提出図面及び書類のほか、<b>2.1.3</b>の該当規定による図面及び書類並びに次に掲げるものを参考として本会に提出しなければならない。            (省略)</p> <p><b>15.2.3 検査*</b>            -1. 製造中登録検査においては、<b>2.1.7</b>の該当する試験及び検査に加え、次の<b>(1)</b>及び<b>(2)</b>に掲げるとおりとする。本会が別</p>	<p><b>15章 作業船に関する検査</b></p> <p><b>15.2 登録検査</b></p> <p><b>15.2.2 提出図面その他の書類*</b>            -1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、<b>2.1.2</b>の該当規定によるほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。            (省略)            -2. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、前<b>-1.</b>の規定による承認用図面その他の書類のほか、<b>2.1.3</b>の該当規定による図面その他の書類及び次に掲げるものを参考として本会に提出しなければならない。            (省略)</p> <p><b>15.2.3 工事の検査*</b>            -1. 製造中登録検査における船体、艀装、機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は、<b>2.1.4</b>に規定するものに加え、</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</p> <p>(1) 作業用機器の効力試験 (O 編附属書 4.4.2-3.中 1.5 に規定する試験を含む。)</p> <p>(2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、<b>12.2.3(6)</b>に規定する<u>検査</u></p> <p><b>15.2.4 海上試運転及び復原性試験</b></p> <p>-1. 海上試運転 主推進機関を有する船舶にあつては、<b>2.1.7-7.</b>に規定する海上試運転を行うほか、船舶の形式に応じて次の試験を行う。 (省略)</p> <p>-2. 復原性試験 <b>2.1.7-8.</b>に規定する復原性試験を行わなければならない。</p> <p><b>15.2.5 船上に保持すべき図面等</b> 製造中登録検査の完了に際しては、<b>2.1.4</b>に掲げる図面及び書類のうち該当するもののほか、以下の完成図が船舶に備えなければならない。 (省略)</p>	<p><u>次のとおりとする。</u>本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</p> <p>(1) 作業用機器の効力試験 (O 編附属書 4.4.2-3.中 1.5 に規定する試験を含む。) <u>を行うとき。</u></p> <p>(2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、<b>12.2.3(6)</b>に規定する<u>とき。</u></p> <p><b>15.2.4 海上試運転及び復原性試験</b></p> <p>-1. 海上試運転 主推進機関を有する船舶にあつては、<b>2.3.1</b>に規定する海上試運転を行うほか、船舶の形式に応じて次の試験を行う。 (省略)</p> <p>-2. 復原性試験 <b>2.3.2</b>に規定する復原性試験を行わなければならない。</p> <p><b>15.2.5 船上に保持すべき図面等</b> 製造中登録検査の完了に際しては、<b>2.1.6</b>に掲げる図面等のうち該当するもののほか、以下の完成図が船舶に備えられていることを確認する。 (省略)</p>	
<p><b>附属書 2.3.2 傾斜試験に関する検査要領</b></p> <p><b>An1.1 通則</b></p> <p><b>An1.1.1 一般</b> 本附属書は、規則 <b>2.1.7-8.</b>に規定する傾斜試験の標準的な方</p>	<p><b>附属書 2.3.2 傾斜試験に関する検査要領</b></p> <p><b>An1.1 通則</b></p> <p><b>An1.1.1 一般</b> 本附属書は、規則 <b>2.3.2-1.</b>に規定する傾斜試験の標準的な方</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
法を示すものである。	法を示すものである。	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装</b></p> <p><b>1 編 共通要件</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.5 提出図面及び書類</b></p> <p><b>1.5.1 一般</b></p> <p><b>1.5.1.1</b></p> <p>-1. 製造中登録検査を受ける船舶については、工事の着手に先立ち、<b>B 編 2.1.3</b>の規定による図面及び書類を本会に提出しなければならない。 (省略)</p>	<p><b>鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装</b></p> <p><b>1 編 共通要件</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.5 提出図面及び<u>その他</u>書類</b></p> <p><b>1.5.1 一般</b></p> <p><b>1.5.1.1</b></p> <p>-1. 製造中登録検査を受ける船舶については、工事の着手に先立ち、<b>B 編 2.1.2 及び 2.1.3</b>の規定による図面及び<u>その他</u>の書類を本会に提出しなければならない。 (省略)</p>	
<p><b>3 章 構造設計の原則</b></p> <p><b>3.8.3.2 機能</b> (省略)</p> <p>4. 入出力及び計算方法等の変更を行った場合、その旨を本会に報告しなければならない。本会が必要と認めた場合、設置された環境下において本会検査員の立会いの下、前-2.に基づいて<b>表 B2.7 第 17 項(1)</b>に定める検査を受けなければならない。</p>	<p><b>3 章 構造設計の原則</b></p> <p><b>3.8.3.2 機能</b> (省略)</p> <p>4. 入出力及び計算方法等の変更を行った場合、その旨を本会に報告しなければならない。本会が必要と認めた場合、設置された環境下において本会検査員の立会いの下、前-2.に基づいて<b>B 編 2.1.4-1.(10)</b>に定める検査を受けなければならない。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>4章 荷重</b></p> <p><b>4.4.3 水圧試験状態</b></p> <p><b>4.4.3.1 外圧</b> 船体に作用する外圧として、次の(1)及び(2)を考慮しなければならない。</p> <p>(1) ケース1 (<math>P_{ST-ex1}</math>) : <b>B編表B2.7第10項(1)</b>の規定に従い、本会の確認を受けた製造中登録検査時の試験方案に記載される喫水に相当する静水圧 (<math>kN/m^2</math>) (省略)</p> <p><b>4.6.4 水圧試験状態</b></p> <p><b>4.6.4.1 一般</b> 水圧試験状態にあつては、<b>B編表B2.7第10項</b>の規定に従って行われる水圧試験（構造試験）を模擬した状態を考慮しなければならない。外圧及び内圧は計画された水圧又は水圧試験に従うものとする。</p> <p><b>4.6.4.2 外圧</b> 船体に作用する外圧<math>P_{ST-ex}</math> (<math>kN/m^2</math>) は、<b>B編2.1.7-1.(2)</b>の規定に従い本会の確認を受けた試験方案に記載される喫水に相当する静水圧としなければならない。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>4章 荷重</b></p> <p><b>4.4.3 水圧試験状態</b></p> <p><b>4.4.3.1 外圧</b> 船体に作用する外圧として、次の(1)及び(2)を考慮しなければならない。</p> <p>(1) ケース1 (<math>P_{ST-ex1}</math>) : <b>B編2.1.5</b>の規定に従い、本会の確認を受けた製造中登録検査時の試験方案に記載される喫水に相当する静水圧 (<math>kN/m^2</math>) (省略)</p> <p><b>4.6.4 水圧試験状態</b></p> <p><b>4.6.4.1 一般</b> 水圧試験状態にあつては、<b>B編表2.1.5</b>の規定に従って行われる水圧試験（構造試験）を模擬した状態を考慮しなければならない。外圧及び内圧は計画された水圧又は水圧試験に従うものとする。</p> <p><b>4.6.4.2 外圧</b> 船体に作用する外圧<math>P_{ST-ex}</math> (<math>kN/m^2</math>) は、<b>B編2.1.4-5.</b>の規定に従い本会の確認を受けた試験方案に記載される喫水に相当する静水圧としなければならない。 (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則 U 編 非損傷時復原性</b></p> <p><b>2章 貨物船に対する復原性要件</b></p> <p><b>2.1.2 復原性要件の計算*</b>  復原性要件の計算は、次に掲げる条件で行わなければならない。</p> <p>(1) 船体重心の位置は、<b>B 編 2.1.7-8.</b>に規定する傾斜試験の測定値に基づいたものとする。  (省略)</p>	<p><b>鋼船規則 U 編 非損傷時復原性</b></p> <p><b>2章 貨物船に対する復原性要件</b></p> <p><b>2.1.2 復原性要件の計算*</b>  復原性要件の計算は、次に掲げる条件で行わなければならない。</p> <p>(1) 船体重心の位置は、<b>B 編 2.3.2</b>に規定する傾斜試験の測定値に基づいたものとする。  (省略)</p>	
<p><b>3章 漁船に対する復原性要件</b></p> <p><b>3.1.2 復原性要件の計算</b>  復原性要件の計算は、次に掲げる条件で行わなければならない。</p> <p>(1) 船体重心の位置は、<b>B 編 2.1.7-8.</b>に規定する傾斜試験の測定値に基づいたものとする。  (省略)</p>	<p><b>3章 漁船に対する復原性要件</b></p> <p><b>3.1.2 復原性要件の計算</b>  復原性要件の計算は、次に掲げる条件で行わなければならない。</p> <p>(1) 船体重心の位置は、<b>B 編 2.3.2</b>に規定する傾斜試験の測定値に基づいたものとする。  (省略)</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則 CSR-B&amp;T 編 ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則</p> <p>1 編 共通要件</p> <p>1 章 一般原則</p> <p>2 節 原則</p> <p>3. 設計基礎</p> <p>3.8 建造及び検査 (省略)</p> <p>3.8.4 タンク強度試験及び水密試験は、IACS 統一規則 S14 の規定に基づく <b>B 編表 B2.7 第 10 項</b> の規定に従い検査計画の一部として実施しなければならない。 (省略)</p>	<p>鋼船規則 CSR-B&amp;T 編 ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則</p> <p>1 編 共通要件</p> <p>1 章 一般原則</p> <p>2 節 原則</p> <p>3. 設計基礎</p> <p>3.8 建造及び検査 (省略)</p> <p>3.8.4 タンク強度試験及び水密試験は、IACS 統一規則 S14 の規定に基づく <b>B 編 2.1.5</b> の規定に従い検査計画の一部として実施しなければならない。 (省略)</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 D 編 機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>12 章 管, 弁, 管取付け物及び補機</b></p> <p><b>12.6 試験</b></p> <p><b>12.6.1 製造工場等における試験*</b> (省略)</p> <p>-10. 前-2.及び3.に規定する水圧試験は, 技術的な理由により, 配管のすべての部分について船内取付前に実施することができない場合には, <b>13.17.2-3.</b>又は <b>14.6.2-2.</b>に規定する漏れ試験と併せて行うこととして差し支えない。ただし, 特に溶接継手を含む水圧試験の対象とする部分を記載した試験方案 (<b>B 編 2.1.7-1.(2)</b>に規定するもの) を本会に提出し承認を受けることを条件とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 D 編 機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>12 章 管, 弁, 管取付け物及び補機</b></p> <p><b>12.6 試験</b></p> <p><b>12.6.1 製造工場等における試験*</b> (省略)</p> <p>-10. 前-2.及び3.に規定する水圧試験は, 技術的な理由により, 配管のすべての部分について船内取付前に実施することができない場合には, <b>13.17.2-3.</b>又は <b>14.6.2-2.</b>に規定する漏れ試験と併せて行うこととして差し支えない。ただし, 特に溶接継手を含む水圧試験の対象とする部分を記載した試験方案 (<b>B 編 2.1.4-5</b>に規定するもの) を本会に提出し承認を受けることを条件とする。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>16 章 ウインドラス及びムアリングウインチ</b></p> <p><b>16.2 ウインドラス</b></p> <p><b>16.2.5 試験</b> (省略)</p> <p>-2. 造船所等における試験 ウインドラスは, <b>B 編 2.1.7-7.</b>に規定する海上試運転のときに試験をおこなわなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>16 章 ウインドラス及びムアリングウインチ</b></p> <p><b>16.2 ウインドラス</b></p> <p><b>16.2.5 試験</b> (省略)</p> <p>-2. 造船所等における試験 ウインドラスは, <b>B 編 2.3.1</b>に規定する海上試運転のときに試験をおこなわなければならない。</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p align="center"><b>21章 選択式触媒還元脱硝装置関連設備</b></p> <p><b>21.8 試験</b></p> <p><b>21.8.2 造船所等における試験</b></p> <p>-1. 還元剤を船殻の一部を構成するタンクに積載する場合は、<b>B編表B2.7第10項(1)</b>に従い、還元剤タンクの水圧試験を行わなければならない。ただし、試験に使用する液体の比重が還元剤の比重より小さい場合には、水頭を追加する必要があることを考慮しなければならない。 (省略)</p>	<p align="center"><b>21章 選択式触媒還元脱硝装置関連設備</b></p> <p><b>21.8 試験</b></p> <p><b>21.8.2 造船所等における試験</b></p> <p>-1. 還元剤を船殻の一部を構成するタンクに積載する場合は、<b>B編2.1.5(1)</b>に従い、還元剤タンクの水圧試験を行わなければならない。ただし、試験に使用する液体の比重が還元剤の比重より小さい場合には、水頭を追加する必要があることを考慮しなければならない。 (省略)</p>	
<p align="center"><b>22章 排ガス浄化装置関連設備</b></p> <p><b>22.7 試験</b></p> <p><b>22.7.2 造船所等における試験</b></p> <p>-1. 化学処理液を船殻の一部を構成するタンクに積載する場合は、<b>B編表B2.7第10項(1)</b>に従い、化学処理液タンクの水圧試験を行わなければならない。ただし、試験に使用する液体の比重が化学処理液の比重より小さい場合には、水頭を追加する必要があることを考慮しなければならない。 (省略)</p>	<p align="center"><b>22章 排ガス浄化装置関連設備</b></p> <p><b>22.7 試験</b></p> <p><b>22.7.2 造船所等における試験</b></p> <p>-1. 化学処理液を船殻の一部を構成するタンクに積載する場合は、<b>B編2.1.5(1)</b>に従い、化学処理液タンクの水圧試験を行わなければならない。ただし、試験に使用する液体の比重が化学処理液の比重より小さい場合には、水頭を追加する必要があることを考慮しなければならない。 (省略)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>附属書 12.1.6 プラスチック管</b></p> <p><b>1.7 試験</b></p> <p><b>1.7.2 船内配管後の試験及び検査</b>                      船内配管後の試験及び検査は、規則 B 編 <u>2.1.7</u> によるほか、次の事項を確認する検査が行われなければならない。                      (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附属書 12.1.6 プラスチック管</b></p> <p><b>1.7 試験</b></p> <p><b>1.7.2 船内配管後の試験及び検査</b>                      船内配管後の試験及び検査は、規則 B 編 <u>2.1.4-1.(8)</u> によるほか、次の事項を確認する検査が行われなければならない。                      (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>1.</b> この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 GF 編 低引火点燃料船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>附属書 1.1.3-2. 高压ガス燃料機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4 章 試験</b></p> <p><b>4.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 B 編 <u>2.1.7-7.</u>に定める海上試運転は、本会が必要と認める試験の種類に限定して、又はこれらの全部をガス燃料による運転によって行うこと。</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 GF 編 低引火点燃料船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>附属書 1.1.3-2. 高压ガス燃料機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4 章 試験</b></p> <p><b>4.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 B 編 <u>2.3.1</u>に定める海上試運転は、本会が必要と認める試験の種類に限定して、又はこれらの全部をガス燃料による運転によって行うこと。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>附属書 1.1.3-3. 低压ガス燃料機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4 章 試験</b></p> <p><b>4.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 B 編 <u>2.1.7-7.</u>に定める海上試運転は、本会が必要と認める試験の種類に限定して、又はこれらの全部をガス燃料による運転によって行うこと。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附属書 1.1.3-2. 低压ガス燃料機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4 章 試験</b></p> <p><b>4.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 B 編 <u>2.3.1</u>に定める海上試運転は、本会が必要と認める試験の種類に限定して、又はこれらの全部をガス燃料による運転によって行うこと。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 M 編 溶接</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.4 溶接部に対する検査と品質</b></p> <p><b>1.4.1 検査の実施*</b></p> <p>-1. 溶接部の検査は、<b>B 編 2.1.7</b> で規定する溶接工事中あるいは工事完了後に、本会検査員立会の下に実施する。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 M 編 溶接</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.4 溶接部に対する検査と品質</b></p> <p><b>1.4.1 検査の実施*</b></p> <p>-1. 溶接部の検査は、<b>B 編 2.1.4</b> で規定する溶接工事中あるいは工事完了後に、本会検査員立会の下に実施する。 (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>1.</b> この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 N 編 液化ガスばら積船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置</b></p> <p><b>2.2 乾舷及び復原性</b></p> <p><b>2.2.3 復原性資料 (IGC コード 2.2.5 関連) *</b>  <b>B 編 2.1.7-8.</b>に定める復原性資料には、船舶の残存能力の概要を含めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 N 編 液化ガスばら積船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置</b></p> <p><b>2.2 乾舷及び復原性</b></p> <p><b>2.2.3 復原性資料 (IGC コード 2.2.5 関連) *</b>  <b>B 編 2.3.2</b>に定める復原性資料には、船舶の残存能力の概要を含めなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>附属書 16.1.1-2. 高圧ガス燃料機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>5 章 試験</b></p> <p><b>5.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 <b>B 編 2.1.7-7.</b>に定める海上試運転は、本会が必要と認める試験の種類に限定して、又はこれらの全部をガス燃料による運転によって行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附属書 16.1.1-2. 高圧ガス燃料機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>5 章 試験</b></p> <p><b>5.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 <b>B 編 2.3.1</b>に定める海上試運転は、本会が必要と認める試験の種類に限定して、又はこれらの全部をガス燃料による運転によって行わなければならない。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p align="center"><b>附属書 16.1.1-3. 低圧ガス燃料機関</b></p> <p align="center"><b>5章 試験</b></p> <p><b>5.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 B 編 <u>2.1.7-7</u>に定める海上試運転は、燃料油のみの運転によって行うほか（二元燃料機関の場合）、本会が必要と認める試験の種類に限定して、又はこれらの全部をガス燃料による運転によって行わなければならない。</p>	<p align="center"><b>附属書 16.1.1-3. 低圧ガス燃料機関</b></p> <p align="center"><b>5章 試験</b></p> <p><b>5.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 B 編 <u>2.3.1</u>に定める海上試運転は、燃料油のみの運転によって行うほか（二元燃料機関の場合）、本会が必要と認める試験の種類に限定して、又はこれらの全部をガス燃料による運転によって行わなければならない。</p>	
<p align="center">附 則</p> <p><b>1.</b> この規則は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 S 編 危険化学品ばら積船</b></p> <p><b>2 章 船舶の残存能力及び貨物タンクの配置</b></p> <p><b>2.2 固定バラスト及び復原性資料</b></p> <p><b>2.2.2 復原性資料 (IBC コード 2.2.5 関連)</b>  <b>B 編 <u>2.1.7-8</u>に定める復原性資料には, 船舶の残存能力の概要を含めなければならない。</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 S 編 危険化学品ばら積船</b></p> <p><b>2 章 船舶の残存能力及び貨物タンクの配置</b></p> <p><b>2.2 固定バラスト及び復原性資料</b></p> <p><b>2.2.2 復原性資料 (IBC コード 2.2.5 関連)</b>  <b>B 編 <u>2.3.2</u>に定める復原性資料には, 船舶の残存能力の概要を含めなければならない。</b></p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>1. この規則は, 2025 年 7 月 1 日から施行する。</b></p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 I 編 極海航行船, 極地氷海船 及び耐氷船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 提出図面への記載事項*</b></p> <p>-1. 1.2.1(20)に定義する極地氷海船階級及び 1.2.2(1)に定義する耐氷船階級を, <b>B 編表 B2.1</b> に規定される一般配置図, 中央横断面図, 船首尾倉及びその他付近の防撓構造及び外板展開図及び表 <b>B2.2</b> に規定されるプロペラ関係の図面に記載しなければならない。</p> <p>-2. 極地氷海船にあつては, 1.2.1(23)に定義する最大氷海喫水線及び 1.2.1(24)に定義する最小氷海喫水線並びに附属書 1「極地氷海船の材料, 構造, 艀装及び機関の特別要件」1.2.3 に定義する船体区域を, <b>B 編表 B2.1</b> に規定される外板展開図に記載しなければならない。また, 附属書 1「極地氷海船の材料, 構造, 艀装及び機関の特別要件」2.3 に規定する予備厚を, 中央断面図, 船首尾の構造図及び外板展開図に記載しなければならない。</p> <p>-3. 耐氷船にあつては, 1.2.1(23)に定義する最大氷海喫水線, 1.2.1(24)に定義する最小氷海喫水線, 1.2.2(2)に定義する船体区域, 8.4.2 に定義する主機出力, 最大氷海喫水線における型排水量及び主機出力を算定するために必要な寸法は, <b>B 編表 B2.1</b> に規定される外板展開図に記載しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 I 編 極海航行船, 極地氷海船 及び耐氷船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.2 提出図面への記載事項*</b></p> <p>-1. 1.2.1(20)に定義する極地氷海船階級及び 1.2.2(1)に定義する耐氷船階級を, <b>B 編 2.1.2</b> に規定される一般配置図, 中央横断面図, 船首尾倉及びその他付近の防撓構造及び外板展開図, プロペラ関係の図面に記載しなければならない。</p> <p>-2. 極地氷海船にあつては, 1.2.1(23)に定義する最大氷海喫水線及び 1.2.1(24)に定義する最小氷海喫水線並びに附属書 1「極地氷海船の材料, 構造, 艀装及び機関の特別要件」1.2.3 に定義する船体区域を, <b>B 編 2.1.2</b> に規定される外板展開図に記載しなければならない。また, 附属書 1「極地氷海船の材料, 構造, 艀装及び機関の特別要件」2.3 に規定する予備厚を, 中央断面図, 船首尾の構造図及び外板展開図に記載しなければならない。</p> <p>-3. 耐氷船にあつては, 1.2.1(23)に定義する最大氷海喫水線, 1.2.1(24)に定義する最小氷海喫水線, 1.2.2(2)に定義する船体区域, 8.4.2 に定義する主機出力, 最大氷海喫水線における型排水量及び主機出力を算定するために必要な寸法は, <b>B 編 2.1.2</b> に規定される外板展開図に記載しなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は, 2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 P 編 海洋構造物等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>11 章 機関</b></p> <p><b>11.1 一般</b></p> <p><b>11.1.15 主推進機関を有する船舶に対する追加要件*</b> (省略)</p> <p>-2. 船舶は、次の(1)から(5)の規定に従い、海上試運転において試験を受けなければならない。</p> <p>(1) <b>B 編 2.1.7-7</b>の規定に従い、機関の作動状態、その運転中における船舶の状態について異常のないことの確認を行う。</p> <p>(2) <b>B 編 2.1.7-7</b>の規定に従い、後進試験を行う。また、当該後進試験の成績を記録し、船内に保管しておくなければならない。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 P 編 海洋構造物等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>11 章 機関</b></p> <p><b>11.1 一般</b></p> <p><b>11.1.15 主推進機関を有する船舶に対する追加要件*</b> (省略)</p> <p>-2. 船舶は、次の(1)から(5)の規定に従い、海上試運転において試験を受けなければならない。</p> <p>(1) <b>B 編 2.3.1</b>の規定に従い、機関の作動状態、その運転中における船舶の状態について異常のないことの確認を行う。</p> <p>(2) <b>B 編 2.3.1</b>の規定に従い、後進試験を行う。また、当該後進試験の成績を記録し、船内に保管しておくなければならない。</p> <p>(省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般*</b> 製造中登録検査では、海洋汚染防止設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に適合していることが確認されなければならない。 (削除)</p> <p><b>2.1.2 提出図面及び書類*</b> -1. 登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、<u>次の(1)から(6)に掲げる図面及び書類(以下、本章において「承認用図面等」という。)</u>を提出して、<u>本会の承認を受けなければならない。</u> (省略) -3. <u>8編3章の適用を受ける船舶にあつては、2.1.4-6.(2)の試験に先立ち、二酸化炭素放出抑制指標計算書及び追加の資料を提出し、本会の審査を受けなければならない。</u>また、当該試験実施後、試験結果に基づき修正された二酸化炭素放出抑制指標計算書を提出し、本会の承認を受けなければならない。 -4. <u>8編3章の適用を受ける船舶にあつては、2.1.4-7.の試</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般*</b> <u>-1. 製造中登録検査では、海洋汚染防止設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に適合していることが確認されなければならない。</u> <u>-2. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。</u></p> <p><b>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</b> -1. 登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、<u>次に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を受けなければならない。</u> (省略) -3. <u>8編3章の適用を受ける船舶にあつては、2.1.3-6.(2)の試験に先立ち、二酸化炭素放出抑制指標計算書及び追加の資料を提出し、本会の審査を受けなければならない。</u>また、当該試験実施後、試験結果に基づき修正された二酸化炭素放出抑制指標計算書を提出し、本会の承認を受けなければならない。 -4. <u>8編3章の適用を受ける船舶にあつては、2.1.3-7.の試</u></p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>験に先立ち、航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書を提出し、本会の審査を受けなければならない。（二酸化炭素放出抑制指標が航行時二酸化炭素放出抑制指標規制値と同等又はそれ以下である場合を除く。）また、<b>8 編 3.5</b> の規定を満たすため、軸/エンジン出力制限システムを設置している船舶にあっては、<b>8 編 3.3-4.</b>に規定する本会が適当と認める指針を満たす軸/エンジン出力制限船上管理マニュアルを提出し、本会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>-5. 前-1.から-4.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p> <p><b>2.1.3 船上に保持すべき図面及び書類</b>  <u>製造中登録検査完了に際しては、次の(1)から(6)に掲げる図面及び書類等について、該当するものが船舶に備えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>1.3.2 に規定する証明書及び書類等。証明書については、個々の機器・装置等に対して発行された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等とすること。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(3) <u>2.1.5 に規定する油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書</u></p> <p>(4) <u>2.1.6 に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書</u></p>	<p>験に先立ち、航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書を提出し、本会の審査を受けなければならない。（二酸化炭素放出抑制指標が航行時二酸化炭素放出抑制指標規制値と同等又はそれ以下である場合を除く。）また、<b>8 編 3.5</b> の規定を満たすため、軸/エンジン出力制限システムを設置している船舶にあっては、<b>8 編 3.3-4.</b>に規定する本会が適当と認める指針を満たす軸/エンジン出力制限船上管理マニュアルを提出し、本会の承認を受けなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p><b>2.1.6 船上に保持すべき手引書等*</b>  <u>製造中登録検査完了に際しては、次に掲げる手引書等について、該当するものが船舶に備えられていることを確認する。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(1) <u>1.3.2 に規定する証明書及び書類等</u></p> <p>(省略)</p> <p>(3) <u>2.1.4 に規定する油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書</u></p> <p>(4) <u>2.1.5 に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書</u></p>	<p>検査要領 2.1.6 より移設した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(省略)</p> <p><b>2.1.4 構造及び設備の検査*</b></p> <p>-1. すべての船舶の機関区域からの油による海洋汚染防止のための設備に対して、次の(1)から(4)に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p>-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対して、次の(1)から(9)に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p>-3. 有害液体物質ばら積船の有害液体物質排出防止設備に対して、次の(1)から(5)に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p>-4. 汚水による汚染防止のための設備について、次の(1)から(3)に掲げる検査を行う。 (省略)</p> <p>-5. 総トン数400トン以上の船舶、すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して、次の(1)から(6)に掲げる項目の検査を行う。ただし、(2)(b)及び(3) ((a)を除く。)の検査については、すべての船舶について行う。 (省略)</p> <p>-6. 8編3章の適用を受ける船舶に対して、次の(1)及び(2)に掲げる二酸化炭素放出抑制指標に関する検査を行う。 (省略)</p> <p>-9. 前-1.から-5.に掲げる各種設備において、アスベストを使用してはならない。</p> <p><b>2.1.5 油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の検査</b></p>	<p>(省略)</p> <p><b>2.1.3 構造及び設備の検査*</b></p> <p>-1. すべての船舶の機関区域からの油による海洋汚染防止のための設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p>-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p>-3. 有害液体物質ばら積船の有害液体物質排出防止設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p>-4. 汚水による汚染防止のための設備について、次に掲げる検査を行う。 (省略)</p> <p>-5. 総トン数400トン以上の船舶、すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。ただし、(2)(b)及び(3) ((a)を除く。)の検査については、すべての船舶について行う。 (省略)</p> <p>-6. 8編3章の適用を受ける船舶に対して、次に掲げる二酸化炭素放出抑制指標に関する検査を行う。 (省略) (新規)</p> <p><b>2.1.4 油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の検査</b></p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について、次の(1)から(3)に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p><b>2.1.6 二酸化炭素放出抑制航行手引書の検査</b> (省略)</p>	<p>油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について、次に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p><b>2.1.5 二酸化炭素放出抑制航行手引書の検査</b> (省略)</p>	
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b> 製造後登録検査では、海洋汚染防止設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に<u>適合しなければならない。</u></p> <p><b>2.2.2 提出図面及び書類</b> 製造後登録検査を受けようとする船舶については、必要に応じて、<b>2.1.2</b>に規定する図面及び書類を提出しなければならない。</p> <p><b>2.2.3 船上に保持すべき図面及び書類</b> 製造後の登録検査完了に際しては、<b>2.1.3</b>に規定する図面及び書類等が船舶に備えなければならない。</p> <p><b>2.2.4 構造及び設備の検査</b> 製造後登録検査では、<b>2.1.4</b>の規定に準じて該当する検査を行う。ただし、国際海洋汚染等防止証書又は同等の証書を有する船舶に対しては、<b>3.3</b>に規定する検査と同等の検査を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b> 製造後登録検査では、海洋汚染防止設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に<u>適合していることが確認されなければならない。</u></p> <p><b>2.2.2 提出図面及びその他の書類</b> 製造後登録検査を受けようとする船舶については、必要に応じて、<b>2.1.2</b>に規定する図面及び<u>その他の書類</u>を提出しなければならない。</p> <p><b>2.2.6 船上に保持すべき手引書等</b> 製造後の登録検査完了に際しては、<b>2.1.6</b>に規定する手引書等が船舶に備えられていることを確認する。</p> <p><b>2.2.3 構造及び設備の検査</b> 製造後登録検査では、<b>2.1.3</b>の規定に準じて該当する検査を行う。ただし、国際海洋汚染等防止証書又は同等の証書を有する船舶に対しては、<b>3.3</b>に規定する検査と同等の検査を行う。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>2.2.5 油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の検査</b> 油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について、次の(1)から(3)に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p><b>2.2.6 二酸化炭素放出抑制航行手引書の検査</b> 二酸化炭素放出抑制航行手引書が、8 編 3.6 の規定に適合しなければならない。</p>	<p><b>2.2.4 油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の検査</b> 油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について、次に掲げる項目の検査を行う。 (省略)</p> <p><b>2.2.5 二酸化炭素放出抑制航行手引書の検査</b> 二酸化炭素放出抑制航行手引書が、8 編 3.6 の規定に適合していることを確認する。</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則</b></p> <p><b>4編 ばら積みの有害液体物質による海洋汚染防止のための構造及び設備</b></p> <p><b>4章 有害液体物質排出防止設備</b></p> <p><b>4.3.2 ストリッピング装置の能力</b>                      ストリッピング装置は、船舶の建造時期及び運送しようとする有害液体物質の分類に応じて、それぞれ表 4-3 に示す値の残留物とする能力を有するものでなければならない。これらの値は、<u>2編 2.1.4-3.(2)(b)</u>に基づいて水試験により確認されなければならない。</p> <p><b>5章 国際航海に従事しない船舶に関する特別措置</b></p> <p><b>5.3.2 有害液体物質を運送する船舶の構造要件</b>                      新船にあつては、鋼船規則 S 編の規定に適合しなければならない。                      (削除)</p>	<p><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則</b></p> <p><b>4編 ばら積みの有害液体物質による海洋汚染防止のための構造及び設備</b></p> <p><b>4章 有害液体物質排出防止設備</b></p> <p><b>4.3.2 ストリッピング装置の能力</b>                      ストリッピング装置は、船舶の建造時期及び運送しようとする有害液体物質の分類に応じて、それぞれ表 4-3 に示す値の残留物とする能力を有するものでなければならない。これらの値は、<u>2編 2.1.3-3.(2)(b)</u>に基づいて水試験により確認されなければならない。</p> <p><b>5章 国際航海に従事しない船舶に関する特別措置</b></p> <p><b>5.3.2 有害液体物質を運送する船舶の構造要件</b>                      -1. 新船にあつては、鋼船規則 S 編の規定に適合しなければならない。                      -2. 現存船にあつては、2012年1月1日までに<u>鋼船規則 S 編の規定に適合しなければならない。ただし、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3-9.(6)(a)中の i)から iv)に掲げられた貨物のみを運送する船舶にあつては、2017年1月1日までに鋼船規則 S 編 2 章の規定に適合すればよい。</u></p>	<p>既に全船適用された為、削除した。</p>

### 「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
附 則  1. この規則は、2025年7月1日から施行する。		



**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p><u>(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p> <p><b>2.1.3 船上に保持すべき図面及び書類*</b></p> <p><u>-1. 製造中登録検査完了に際しては、次の(1)から(6)に掲げる図面等のうち該当するものが船舶に備えなければならない。</u> (省略)</p> <p><u>-4. 製造中登録検査の完了に際しては、次の(1)から(35)に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書（有効期限がある証明書については、登録検査時に有効であること）が船舶に備えられていなければならない。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。</u> (省略)</p> <p><b>2.1.4 完成図</b></p> <p><u>検査申込者は、製造中登録検査の完了に際し、救命設備配置図について完成図を作成し、本会に提出しなければならない。</u> (省略)</p> <p><b>2.1.5 検査</b></p> <p><u>-1. 安全設備に関しては、次の(1)から(10)に掲げる検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。ただし、製造工場等の設備、技術及び品質管理の実状に応じて立会を増減することがある。</u></p>	<p><b>2.1.4 船上に保持すべき図面等*</b></p> <p><u>-1. 製造中登録検査完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものが船舶に備えられていることを確認する。</u> (省略)</p> <p><u>-4. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書（有効期限がある証明書については、登録検査時に有効であること）が船舶に備えられていることを確認する。</u> (省略)</p> <p><b>2.1.5 完成図</b></p> <p><u>検査申込者は、製造中登録検査の完了に際し、次に掲げる図面について完成図を作成し、本会に提出しなければならない。</u> (省略)</p> <p><b>2.1.3 工事の検査</b></p> <p><u>-1. 安全設備関係工事の立会の時期は次のとおりとする。ただし、製造中の設備、技術及び品質管理の実状に応じて立会の時期を増減することがある。</u></p>	<p>明記した。</p> <p>船上に保持すべき書類の取り扱いを明記した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(1) 他の場所で製造された材料又は部品については、当該船舶に引き当てるときに引当て検査を実施する。</p> <p>(2) 救命艇，救命いかだ及び救助艇の進水装置の試験。</p> <p>(3) 救命艇及び救助艇の機関の試験。</p> <p>(4) GMDSS 設備の試験。</p> <p>(5) 船上通信装置及び一般非常警報装置の試験。</p> <p>(6) 非常照明装置の試験。</p> <p>(7) 航海灯及び音響信号装置の試験。</p> <p>(8) 磁気コンパス（羅盆を含む），ジャイロコンパス，航海用レーダー，電子プロットング装置，自動物標追跡装置，自動衝突予防援助装置，音響測深機，船速距離計，舵角指示器，プロペラ回転数表示器，プロペラ回転方向（可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角）表示器，推力計（ある場合に限る），回頭角速度計，衛星航法装置，レーダー反射器，音響受信装置，船首方位伝達装置，船舶自動識別装置，航海情報記録装置，船首方位制御方式自動操舵装置（又は航跡制御方式自動操舵装置），船橋航海当直警報装置，電子海図情報表示装置，昼間信号灯，水先人用移乗設備の試験。</p> <p>(9) 救命設備等に関する標示の確認。</p> <p>(10) その他，本会が必要と認める項目。 （省略）</p> <p>-3. アスベストを含む材料を使用してはならない。</p>	<p>(1) 他の場所で製造された材料又は部品については、当該船舶に引き当てるとき。</p> <p>(2) 救命艇，救命いかだ及び救助艇の進水装置の試験を行うとき。</p> <p>(3) 救命艇及び救助艇の機関の試験を行うとき。</p> <p>(4) GMDSS 設備の試験を行うとき。</p> <p>(5) 船上通信装置及び一般非常警報装置の試験を行うとき。</p> <p>(6) 非常照明装置の試験を行うとき。</p> <p>(7) 航海灯及び音響信号装置の試験を行うとき。</p> <p>(8) 磁気コンパス（羅盆を含む），ジャイロコンパス，航海用レーダー，電子プロットング装置，自動物標追跡装置，自動衝突予防援助装置，音響測深機，船速距離計，舵角指示器，プロペラ回転数表示器，プロペラ回転方向（可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角）表示器，推力計（ある場合に限る），回頭角速度計，衛星航法装置，レーダー反射器，音響受信装置，船首方位伝達装置，船舶自動識別装置，航海情報記録装置，船首方位制御方式自動操舵装置（又は航跡制御方式自動操舵装置），船橋航海当直警報装置，電子海図情報表示装置，昼間信号灯，水先人用移乗設備の試験を行うとき。</p> <p>(9) 救命設備等に関する標示を行うとき。</p> <p>(10) その他，本会が必要と認めるとき。 （省略） （新規）</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p>		

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>2.</b> 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p><b>3.</b> 前<b>2.</b>にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>安全設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後の登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b></p> <p>-1. 製造後の登録検査では、当該船舶の船齢に応じ、安全設備について製造中の登録検査を受けた船舶がその船齢又はそれに最も近い船齢において受けるべき定期検査と同じ程度で現状を検査し、それらが各編の規定に<u>適合しなければならない</u>。</p> <p>(省略)</p> <p>-3. 製造後の登録検査完了に際しては、<b>2.1.3</b>に規定する手引書等が船舶に<u>備えられていなければならない</u>。</p>	<p style="text-align: center;"><b>安全設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後の登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b></p> <p>-1. 製造後の登録検査では、当該船舶の船齢に応じ、安全設備について製造中の登録検査を受けた船舶がその船齢又はそれに最も近い船齢において受けるべき定期検査と同じ程度で現状を検査し、それらが各編の規定に<u>適合することを確認する</u>。</p> <p>(省略)</p> <p>-3. 製造後の登録検査完了に際しては、<b>2.1.4</b>に規定する手引書等が船舶に<u>備えられていることを確認する</u>。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p>		

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>無線設備規則</b></p> <p><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.4 登録検査</b></p> <p><b>2.4.1 一般*</b></p> <p>登録検査では、無線設備に関する必要な事項について検査又は試験若しくは調査を行い、それらが本規則の規定に<u>適合しなければならない</u>。</p> <p>(削除)</p> <p><b>2.4.2 提出図面及び書類*</b></p> <p>-1. 登録検査を受けようとする船舶については、<u>次の(1)から(5)に掲げる図面及び書類</u>（以下、本章において「承認用図面等」という。）を提出して、本会の審査を受けなければならない。登録検査申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申込書を提出する前に図面及び書類の審査を受けることができる。</p> <p>(省略)</p> <p>-2. <u>前-1.に規定する承認図面の他、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を参考用として提出しなければならない</u>。</p> <p>-3. <u>前-1.及び-2.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない</u>。</p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に2部及び返却希望部数を提出する</u>。</p>	<p><b>無線設備規則</b></p> <p><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.4 登録検査</b></p> <p><b>2.4.1 一般*</b></p> <p>-1. 登録検査では、無線設備に関する必要な事項について検査又は試験若しくは調査を行い、それらが本規則の規定に<u>適合することを確認する</u>。</p> <p>-2. <u>アスベストを含む材料を使用していないことを確認する</u>。</p> <p><b>2.4.2 提出図面及びその他の書類*</b></p> <p>-1. 登録検査を受けようとする船舶については、<u>次に掲げる承認図面及び書類を提出しなければならない</u>。登録検査申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申込書を提出する前に図面及び書類の審査を受けることができる。</p> <p>(省略)</p> <p>-2. <u>前-1.に規定する承認図面の他、次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない</u>。 <u>アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料</u></p> <p>(新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p> <p><b>2.4.3 船上に保持すべき図面及び書類</b>  <u>登録検査完了に際しては、2.4.2-1.(5)の無線設備の保守実施要領が船舶に備えなければならない。</u></p> <p><b>2.4.4 検査*</b>  (省略)  <u>-5. アスベストを含む材料を使用してはならない。</u></p>	<p><b>2.4.4 船上に保持すべき書類</b>  <u>登録検査完了に際しては、次に掲げる書類が船舶に備えられていることを確認する。</u></p> <p>(1) <u>無線設備の保守実施要領 (2.4.2-1.(5))</u></p> <p><b>2.4.3 検査*</b>  (省略)  (新規)</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p> <p>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>居住衛生設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般</b> 製造中登録検査では、居住衛生設備に関する必要な事項について検査又は試験もしくは調査を行い、それらが該当各編の規定に<u>適合しなければならない。</u></p> <p><b>2.1.2 提出図面及び書類*</b> -1. <u>製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の(1)から(9)に掲げる図面及び書類（以下、本章において「承認用図面等」という。）を提出して本会の審査を受けなければならない。</u>製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより製造中登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。 (省略) -2. <u>前-1.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u> (1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に2部及び返却希望部数を提出する。</u> (2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u> (3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>居住衛生設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般</b> 製造中登録検査では、居住衛生設備に関する必要な事項について検査又は試験もしくは調査を行い、それらが該当各編の規定に<u>適合することを確認する。</u></p> <p><b>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</b> 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより製造中登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。 (省略) (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p><u>法で提出する。</u></p> <p><b>2.1.3 検査</b>  <u>居住衛生設備に関しては、次の(1)から(3)に掲げる検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。ただし、製造工場等の設備、技術及び品質管理の実状に応じて立会を増減することがある。</u></p> <p>(1) 船員室等、旅客室、操舵室、機関区域、無線通信室及び操舵機室の配置、設備等<u>の完成検査</u></p> <p>(2) 昇降設備の荷重試験</p> <p>(3) 昇降設備の効力試験</p>	<p><b>2.1.3 工事の検査</b>  <u>居住衛生設備関係工事の立会の時期は次のとおりとする。ただし、製造中の設備、技術及び品質管理の実状に応じて立会の時期を増減することがある。</u></p> <p>(1) 船員室等、旅客室、操舵室、機関区域、無線通信室及び操舵機室の配置、設備等が<u>完成したとき</u></p> <p>(2) 昇降設備の荷重試験<u>を行うとき</u></p> <p>(3) 昇降設備の効力試験<u>を行うとき</u></p>	
<p align="center">附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p> <p>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>居住衛生設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b></p> <p>-1. 製造後登録検査では、当該船舶の船齢に応じ、居住衛生設備について製造中登録検査を受けた船舶がその船齢又はそれに最も近い船齢において受けるべき定期検査と同じ程度で現状を検査し、それらが各編の規定に適合しなければなら<u>ない</u>。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>居住衛生設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b></p> <p>-1. 製造後登録検査では、当該船舶の船齢に応じ、居住衛生設備について製造中登録検査を受けた船舶がその船齢又はそれに最も近い船齢において受けるべき定期検査と同じ程度で現状を検査し、それらが各編の規定に適合することを<u>確認する</u>。 (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>船体防汚システム規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b> 製造中登録検査では、防汚システムに関する事項について検査又は調査を行い、それらが本規則の該当する規定に<u>適合しなければならない</u>。</p> <p><b>2.2.2 提出図面及び書類*</b> -1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、次の<b>(1)</b>から<b>(4)</b>に掲げる書類（以下、本章において「<u>参考用図面等</u>」という。）を参考用として提出しなければならない。また、これらの書類の写しが、当該船舶に備え置かれなければならない。 （省略） -4. <u>前-1.及び-2.に規定する図面及び書類は、次の<b>(1)</b>から<b>(3)</b>に従い本会に提出しなければならない。</u> <u>(1) 紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</u> <u>(2) 電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u> <u>(3) 前<b>(1)</b>及び<b>(2)</b>によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p> <p><b>2.2.3 検査</b> -1. <u>防汚システムに関しては、原則として次の<b>(1)</b>及び<b>(2)</b></u></p>	<p style="text-align: center;"><b>船体防汚システム規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b> 製造中登録検査では、防汚システムに関する事項について検査又は調査を行い、それらが本規則の該当する規定に<u>適合することを確認する</u>。</p> <p><b>2.2.2 参考用提出書類*</b> -1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しが、当該船舶に備え置かれなければならない。 （省略）  （新規）</p> <p><b>2.2.3 工事の検査</b> -1. <u>防汚システム関係工事については、原則として次の時</u></p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>に掲げる時期に検査を行う。ただし、製造工場等の設備、技術及び品質管理の実情に応じて検査の程度を増減することがある。</p> <p>(省略)</p> <p>-2. 前-1.にかかわらず、国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶以外のもの（国際航海に従事しない総トン数400トン以上の船舶であって本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものを除く。）にあつては、<u>検査</u>を省略して差し支えない。</p>	<p>期に検査を行う。ただし、製造中の設備、技術及び品質管理の実情に応じて検査の程度を増減することがある。</p> <p>(省略)</p> <p>-2. 前-1.にかかわらず、国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶以外のもの（国際航海に従事しない総トン数400トン以上の船舶であって本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものを除く。）にあつては、<u>工事の検査</u>を省略して差し支えない。</p>	
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>船体防汚システム規則</b></p> <p><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.3 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.3.1 一般*</b> 製造後登録検査では、当該船舶の状況に応じて次の(1)から(3)により、防汚システムに関する事項について現状を検査又は調査を行い、それらが本規則の該当する規定に適合しなければならぬ。また、本会が必要と認める場合、既に施工されている防汚システム等についてサンプリング検査を行うことがある。 (省略)</p> <p><b>2.3.2 提出図面及び書類*</b> -1. <u>2.3.1(1)に規定される場合</u>にあつては、次の(1)から(6)に掲げる参考用図面等書を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。 (省略) -2. <u>2.3.1(2)に規定される場合</u>にあつては、前-1.(1), (2), (5)及び(6)に規定する書類に加え、次の(1)及び(2)に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。 (省略) -3. <u>2.3.1(3)に規定される場合</u>にあつては、前-1.(1)から(3), (5)及び(6)に規定する書類に加え、次の(1)から(5)に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、</p>	<p><b>船体防汚システム規則</b></p> <p><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.3 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.3.1 一般*</b> 製造後登録検査では、当該船舶の状況に応じて次の(1)から(3)により、防汚システムに関する事項について現状を検査又は調査を行い、それらが本規則の該当する規定に適合することを確認する。また、本会が必要と認める場合、既に施工されている防汚システム等についてサンプリング検査を行うことがある。 (省略)</p> <p><b>2.3.2 参考用提出書類*</b> -1. <u>2.3.1(1)に規定される場合</u>にあつては、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。 (省略) -2. <u>2.3.1(2)に規定される場合</u>にあつては、前-1.(1), (2), (5)及び(6)に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。 (省略) -3. <u>2.3.1(3)に規定される場合</u>にあつては、前-1.(1)から(3), (5)及び(6)に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>当該船舶に備え置かれなければならない。 (省略)</p> <p><b>2.3.3 検査*</b></p> <p>-1. <u>防汚システム</u>に関しては、原則として次の<b>(1)</b>から<b>(3)</b>に掲げる時期に検査を行う。ただし、<u>施工工場等の設備、技術及び品質管理の実情</u>に応じて検査の程度を増減することがある。 (省略)</p> <p>-2. 前-1.にかかわらず、国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶以外のもの（国際航海に従事しない総トン数400トン以上の船舶であって本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものを除く。）にあつては、<u>検査</u>を省略して差し支えない。</p>	<p>備え置かれなければならない。 (省略)</p> <p><b>2.3.3 工事の検査*</b></p> <p>-1. <u>防汚システム関係工事</u>については、原則として次の時期に検査を行う。ただし、<u>施工中の設備、技術及び品質管理の実情</u>に応じて検査の程度を増減することがある。 (省略)</p> <p>-2. 前-1.にかかわらず、国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶以外のもの（国際航海に従事しない総トン数400トン以上の船舶であって本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものを除く。）にあつては、<u>工事の検査</u>を省略して差し支えない。</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般*</b> 製造中登録検査では、バラスト水管理設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に適合しなければならない。 (削除)</p> <p><b>2.1.2 提出図面及び書類*</b> -1. 登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の(1)及び(2)に掲げる図面及び書類を提出して、本会の審査を受けなければならない。(3)については、本船の引渡し日までに提出して、本会の承認を受けなければならない。 (省略) -2. 前-1.に加えて、次に掲げる図面及び書類を参考用として提出しなければならない。(2)については、船上試験に先立ち提出しなければならない。 (省略) -3. 前-1.及び-2.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般*</b> -1. 製造中登録検査では、バラスト水管理設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に適合していることが確認されなければならない。 -2. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。</p> <p><b>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</b> -1. 登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の(1)及び(2)に掲げる図面及びその他の書類各3部を提出して、本会の承認を受けなければならない。(3)については、本船の引渡し日までに提出して、本会の承認を受けなければならない。 (省略) -2. 前-1.に規定する承認図面の他、次に掲げる書類を参考用として提出しなければならない。(2)については、船上試験に先立ち提出しなければならない。 (省略) (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p> <p><b>2.1.3 船上に保持すべき図面及び書類</b>  <u>登録検査完了に際して、次に掲げる図面及び書類が船舶に備えなければならない。</u>                      (省略)</p> <p><b>2.1.4 設備の検査*</b>                      -1. <u>3 編 2 章に規定されるバラスト水交換を実施する船舶にあっては、バラスト管装置、バラストポンプ並びにバラストタンクの空気管及び測深装置が承認された図面に基づいて設備されていなければならない。加えて、その他本会が必要と認める検査を行う。</u>                      (省略)</p> <p><u>4. アスベストを含む材料を使用してはならない。</u></p> <p><b>2.1.5 有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査</b>                      (省略)</p>	<p><b>2.1.5 船上に保持すべき書類等</b>  <u>登録検査完了に際して、次に掲げる書類等が船舶に備えられていることを確認する。</u>                      (省略)</p> <p><b>2.1.3 設備の検査*</b>                      -1. <u>3 編 2 章に規定されるバラスト水交換を実施する船舶にあっては、バラスト管装置、バラストポンプ並びにバラストタンクの空気管及び測深装置が承認された図面に基づいて設備されていることの確認及びその他本会が必要と認める検査を行う。</u>                      (省略)                      (新規)</p> <p><b>2.1.4 有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査</b>                      (省略)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b> 製造後登録検査では、バラスト水管理設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に<u>適合しなければならない。</u></p> <p><b>2.2.2 提出図面及び書類</b> 製造後登録検査を受けようとする船舶については、必要に応じて、<b>2.1.2</b>に規定する図面及び書類を提出しなければならない。</p> <p><b>2.2.3 船上に保持すべき書類等</b> 製造後の登録検査完了に際しては、<b>2.1.3</b>に規定する書類等が船舶に備えなければならない。</p> <p><b>2.2.4 設備の検査</b> -1. 製造後登録検査では、<b>2.1.4</b>の規定に準じて該当する検査を行う。ただし、国際バラスト水管理証書又は同等の証書を有する船舶に対しては、<b>3.3</b>に規定する検査と同等の検査を行う。 -2. 前-1.により <b>2.1.4</b>の規定に準じて登録検査を行う場合であって、その完了が 2022 年 6 月 1 日以降の船舶に対して</p>	<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.2 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b> 製造後登録検査では、バラスト水管理設備等及びその工事について検査を行い、それらが該当各編の規定に<u>適合していることが確認されなければならない。</u></p> <p><b>2.2.2 提出図面及びその他の書類</b> 製造後登録検査を受けようとする船舶については、必要に応じて、<b>2.1.2</b>に規定する図面及び<u>その他の書類</u>を提出しなければならない。</p> <p><b>2.2.5 船上に保持すべき書類等</b> 製造後の登録検査完了に際しては、<b>2.1.5</b>に規定する書類等が船舶に備えられていることを確認する。</p> <p><b>2.2.3 設備の検査</b> -1. 製造後登録検査では、<b>2.1.3</b>の規定に準じて該当する検査を行う。ただし、国際バラスト水管理証書又は同等の証書を有する船舶に対しては、<b>3.3</b>に規定する検査と同等の検査を行う。 -2. 前-1.により <b>2.1.3</b>の規定に準じて登録検査を行う場合であって、その完了が 2022 年 6 月 1 日以降の船舶に対して</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>は、<u>2.1.4-2.(10)</u>にいう確認を検査に含める。</p> <p><b>2.2.5 有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査</b> (省略)</p> <p align="center"><b>3章 定期的検査</b></p> <p><b>3.1 年次検査</b></p> <p><b>3.1.2 設備の検査</b> (省略)</p> <p>-3. 有害水バラスト処理設備の新規搭載、変更及び交換を行った船舶に対しては、<u>2.1.4</u>の規定に準じた検査を行う。この完了が2022年6月1日以降の船舶に対しては、<u>2.1.4-2.(10)</u>にいう確認を検査に含める。</p> <p><b>3.1.3 船上に保持すべき書類等</b></p> <p>-1. <u>2.1.3</u>に掲げる書類等が船舶に備えられていることを確認する。 (省略)</p> <p align="center"><b>4章 臨時検査</b></p> <p><b>4.1 一般*</b></p>	<p>は、<u>2.1.3-2.(10)</u>にいう確認を検査に含める。</p> <p><b>2.2.4 有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査</b> (省略)</p> <p align="center"><b>3章 定期的検査</b></p> <p><b>3.1 年次検査</b></p> <p><b>3.1.2 設備の検査</b> (省略)</p> <p>-3. 有害水バラスト処理設備の新規搭載、変更及び交換を行った船舶に対しては、<u>2.1.3</u>の規定に準じた検査を行う。この完了が2022年6月1日以降の船舶に対しては、<u>2.1.3-2.(10)</u>にいう確認を検査に含める。</p> <p><b>3.1.3 船上に保持すべき書類等</b></p> <p>-1. <u>2.1.5</u>に掲げる書類等が船舶に備えられていることを確認する。 (省略)</p> <p align="center"><b>4章 臨時検査</b></p> <p><b>4.1 一般*</b></p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(省略)</p> <p>-2. 有害水バラスト処理設備の新規搭載, 変更及び交換を行った船舶に対しては, <u>2.1.4</u> の規定に準じて臨時検査を行う。</p> <p>-3. 前-2.により <u>2.1.4</u> の規定に準じて検査を行う船舶であって, その完了が 2022 年 6 月 1 日以降の船舶に対しては, <u>2.1.4-2.(10)</u> という確認を検査に含める。</p> <p>-4. <i>BWMS</i> コードにより規定される主要構成機器の変更及び交換が行われた設備は, 新規搭載されたものとみなし, <u>2.1.4-2.(10)</u> という確認を行い, 国際バラスト水管理証書の手換えを受ける。</p>	<p>(省略)</p> <p>-2. 有害水バラスト処理設備の新規搭載, 変更及び交換を行った船舶に対しては, <u>2.1.3</u> の規定に準じて臨時検査を行う。</p> <p>-3. 前-2.により <u>2.1.3</u> の規定に準じて検査を行う船舶であって, その完了が 2022 年 6 月 1 日以降の船舶に対しては, <u>2.1.3-2.(10)</u> という確認を検査に含める。</p> <p>-4. <i>BWMS</i> コードにより規定される主要構成機器の変更及び交換が行われた設備は, 新規搭載されたものとみなし, <u>2.1.3-2.(10)</u> という確認を行い, 国際バラスト水管理証書の手換えを受ける。</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この規則は, 2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>冷蔵設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 製造中登録検査*</b></p> <p>-1. 冷蔵設備は、製造中登録検査においてその構造、材料、寸法及び工事について詳細な検査が行われ、それぞれについて該当各章の規定に<u>適合しなければならない。</u> (省略)</p> <p>-3. 製造中登録検査を受けようとする冷蔵設備については、工事に着手するに先立ち、<u>次の(1)から(15)に掲げる図面及び書類を提出しなければならない。</u> (省略)</p> <p>-4. <u>前-3.に規定する図面及び書類の他、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を参考用書類として提出しなければならない。</u></p> <p>-5. <u>前-3.及び4.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に2部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>冷蔵設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 製造中登録検査*</b></p> <p>-1. 冷蔵設備は、製造中登録検査においてその構造、材料、寸法及び工事について詳細な検査が行われ、それぞれについて該当各章の規定に<u>適合することが確認されなければならない。</u> (省略)</p> <p>-3. 製造中登録検査を受けようとする冷蔵設備については、工事に着手するに先立ち、<u>次に掲げる図面及び資料、各3部を提出しなければならない。</u> (省略)</p> <p>-4. <u>前-3.に規定する図面及び資料の他、次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。</u> <u>アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料</u> (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>冷蔵設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.2 製造後の登録検査*</b></p> <p>-1. 一般  <u>製造後の登録検査を受ける冷蔵設備は、その使用年数に応じてうけるべき定期検査と同等の程度で検査され、冷蔵設備の構造、材料、工事及び現状について、有効性が確認されなければならない。</u>                      (省略)</p> <p>-3. 提出図面及び書類                      製造後の登録検査を受けようとする冷蔵設備については、<b>2.2.1</b>の規定に準じて、図面及び書類を提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>冷蔵設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.2 製造後の登録検査*</b></p> <p>-1. 一般  <u>冷蔵設備は製造後の登録検査において、その使用年数に応じてうけるべき定期検査と同等の程度で、冷蔵設備の構造、材料、工事及び現状について検査が行われ、それらの有効性が確認されなければならない。</u>                      (省略)</p> <p>-3. 提出図面及び資料                      製造後の登録検査を受けようとする冷蔵設備については、<b>2.2.1</b>の規定に準じて、図面及び資料を提出しなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>1.</b> この規則は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>揚貨設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 試験及び検査</b></p> <p><b>2.3 登録検査</b></p> <p><b>2.3.1 提出図面及び書類*</b> (省略)</p> <p>-5. <u>前-3.及び4.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に2部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p> <p><b>2.3.2 検査*</b> (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>揚貨設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 試験及び検査</b></p> <p><b>2.3 登録検査</b></p> <p><b>2.3.1 提出図面その他の書類*</b> (省略) (新規)</p> <p><b>2.3.2 工事の検査*</b> (省略)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p> <p>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>潜水装置規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 潜水装置の検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般*</b></p> <p>-1. 潜水装置全般について、<b>2.2.3</b> から <b>2.2.9</b> に定める試験及び検査を実施しなければならない。当該試験及び検査 (<b>2.2.9</b> に定めるものを除く。) の実施にあつては、通常の試験及び検査の方法と異なる本会が適当と認める試験及び検査の方法で行うことを認める場合がある。 (省略)</p> <p><b>2.2.2 提出図面及び書類</b></p> <p>-1. <u>登録検査を受けようとする潜水装置については、次の(1)から(26)に掲げる図面及び書類を提出し、本会の審査を受けなければならない。</u> (省略)</p> <p>-3. <u>前-1.及び-2.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>潜水装置規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 潜水装置の検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般*</b></p> <p>-1. 本会は、潜水装置全般について、<b>2.2.3</b> から <b>2.2.9</b> に定める試験及び検査を行うとき立会を行う。当該試験及び検査 (<b>2.2.9</b> に定めるものを除く。) の実施にあつては、通常の試験及び検査の方法と異なる本会が適当と認める試験及び検査の方法で行うことを認める場合がある。 (省略)</p> <p><b>2.2.2 提出図面及び資料</b></p> <p>-1. <u>登録検査を受けようとする潜水装置については、次に掲げる図面及び資料各 3 部を提出し、本会の承認を受けなければならない。</u> (省略) (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>自動化設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 自動化設備の検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び書類*</b></p> <p>-1. <u>自動化設備については、次に掲げる図面及び書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 機関集中監視制御設備及び機関区域の無人化設備</p> <p>(a) <u>鋼船規則 D 編 18.1.3 に掲げる図面及び書類</u></p> <p>(b) 船内試験方案及び海上試験方案</p> <p>(2) 諸自動化設備</p> <p>(a) <u>鋼船規則 D 編 18.1.3 に掲げる図面及び書類</u></p> <p>(b) <u>自動制御及び遠隔制御に関する図面及び書類</u> (省略)</p> <p>(3) <u>その他本会が必要と認める図面及び書類</u></p> <p>-2. <u>前-1.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>自動化設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 自動化設備の検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び資料*</b></p> <p><u>自動化設備については、次に掲げる図面及び資料各 3 部を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 機関集中監視制御設備及び機関区域の無人化設備</p> <p>(a) <u>鋼船規則 D 編 18.1.3 に掲げる図面及び資料</u></p> <p>(b) 船内試験方案及び海上試験方案</p> <p>(2) 諸自動化設備</p> <p>(a) <u>鋼船規則 D 編 18.1.3 に掲げる図面及び資料</u></p> <p>(b) <u>自動制御及び遠隔制御に関するその他の図面及び資料</u> (省略)</p> <p>(3) <u>その他本会が必要と認める図面及び資料</u> (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>船橋設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 船橋設備の検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び書類</b></p> <p>-1. <u>登録検査を受けようとする BRS 船の船橋設備については、次に掲げる図面及び書類を提出して、本会の審査を受けなければならない。</u> (省略)</p> <p>-2. <u>登録検査を受けようとする BRS1 船の船橋設備については、次に掲げる図面及び書類を提出して、本会の審査を受けなければならない。</u> (省略)</p> <p>-3. <u>登録検査を受けようとする BRS1A 船の船橋設備については、次に掲げる図面及び書類を提出して、本会の審査を受けなければならない。</u> (省略)</p> <p>-4. <u>前-1.から-3.規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>船橋設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 船橋設備の検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び資料</b></p> <p>-1. <u>登録検査を受けようとする BRS 船の船橋設備については、次に掲げる図面及び資料各 3 部を提出して、本会の承認を得なければならない。</u> (省略)</p> <p>-2. <u>登録検査を受けようとする BRS1 船の船橋設備については、次に掲げる図面及び資料各 3 部を提出して、本会の承認を得なければならない。</u> (省略)</p> <p>-3. <u>登録検査を受けようとする BRS1A 船の船橋設備については、次に掲げる図面及び資料各 3 部を提出して、本会の承認を得なければならない。</u> (省略) (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

### 「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p data-bbox="497 217 595 248">附 則</p> <ol data-bbox="203 300 947 571" style="list-style-type: none"><li data-bbox="203 300 853 331">1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li><li data-bbox="203 336 947 448">2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li><li data-bbox="203 453 947 571">3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li></ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>機関予防保全設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び書類</b></p> <p>-1. 登録検査を受けようとする機関予防保全設備については、次の(1)から(3)に掲げる図面及び書類を提出して、本会の審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 機関予防保全設備に関する図面及び書類 (省略)</p> <p>(2) 状態監視診断システムに関する図面及び書類 (省略)</p> <p>(3) 予防保全管理システムに関する図面及び書類 (省略)</p> <p>(4) その他本会が必要と認める図面及び書類</p> <p>-2. 前-1.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</p> <p>(2) 電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</p> <p>(3) 前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>機関予防保全設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び資料</b></p> <p>-1. 登録検査を受けようとする機関予防保全設備については、次に掲げる図面及び資料各 3 部を提出して、本会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 機関予防保全設備に関する図面及び資料 (省略)</p> <p>(2) 状態監視診断システムに関する図面及び資料 (省略)</p> <p>(3) 予防保全管理システムに関する図面及び資料 (省略)</p> <p>(4) その他本会が必要と認める図面及び資料 (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>総合火災制御設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び書類</b></p> <p>-1. <u>登録検査を受けようとする総合火災制御設備については、該当各章の規定に応じ、次の(1)から(6)に掲げる図面及び書類を提出して、本会の審査を受けなければならない。</u> (省略)</p> <p>(6) <u>その他本会が必要と認める図面及び書類</u></p> <p>-2. <u>前-1.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に2部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>総合火災制御設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び資料</b></p> <p>登録検査を受けようとする総合火災制御設備については、該当各章の規定に応じ、次の(1)から(6)に掲げる図面及び資料各3部を提出して、本会の承認を得なければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(6) <u>その他本会が必要と認める図面及び資料</u> (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>船体監視システム規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b>  <u>システムの性能、設置及び初期設定について、本規則の規定に適合しなければならない。</u></p> <p><b>2.2.2 提出図面及び書類</b>                      -1. 登録検査を受けようとする船体監視システムについては、<u>次の(1)から(8)に掲げる図面及び書類を提出して、本会の審査を受けなければならない。</u>                      (省略)                      (4) 監視結果の表示方法を示す書類                      (5) センサーの製造者、型式、精度、測定範囲及び周波数応答特性を示す書類                      (6) 記録するデータの内容、記録方法及び記録容量を示す書類                      (省略)                      (8) その他本会が必要と認める書類                      -2. 登録検査を受けようとする船体監視システムについては、前-1.による図面及び書類のほか、<u>次の(1)から(3)に掲げる図面及び書類を提出しなければならない。</u>                      (1) センサーの取付け手順、調整法及び校正法を示す書類                      (2) システムのシミュレーション試験の方法を示す書類</p>	<p style="text-align: center;"><b>船体監視システム規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 一般</b>  <u>登録検査では、システムの性能、設置及び初期設定について、検査又は試験若しくは調査を行い、それらが本規則の規定に適合することを確認する。</u></p> <p><b>2.2.2 提出図面及び資料</b>                      -1. 登録検査を受けようとする船体監視システムについては、<u>次に掲げる図面及び資料各3部を提出して、本会の承認を得なければならない。</u>                      (省略)                      (4) 監視結果の表示方法を示す資料                      (5) センサーの製造者、型式、精度、測定範囲及び周波数応答特性を示す資料                      (6) 記録するデータの内容、記録方法及び記録容量を示す資料                      (省略)                      (8) その他本会が必要と認める資料                      -2. 登録検査を受けようとする船体監視システムについては、前-1.による図面及び資料のほか、<u>次に掲げる図面及び資料各3部を提出しなければならない。</u>                      (1) センサーの取付け手順、調整法及び校正法を示す資料                      (2) システムのシミュレーション試験の方法を示す資料</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(3) その他本会が必要と認める書類</p> <p>-3. <u>前-1.及び2.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p>	<p>(3) その他本会が必要と認める資料 (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>
<p>附 則</p> <p>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</p> <p>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>荷役集中監視制御設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び書類</b></p> <p><u>-1. 荷役集中監視制御設備については、次の(1)から(6)に掲げる図面及び書類を提出して、本会の審査を受けなければならない。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(3) コンピュータの供給電源、装置の構成及び自己監視機能に関連する書類</p> <p>(省略)</p> <p>(6) その他本会が必要と認める図面及び書類</p> <p><u>-2. 前-1.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。</u></p> <p>(2) <u>電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>荷役集中監視制御設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び資料</b></p> <p><u>荷役集中監視制御設備については、次に掲げる図面及び資料各 3 部を提出して、本会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(3) コンピュータの供給電源、装置の構成及び自己監視機能に関連する資料</p> <p>(省略)</p> <p>(6) その他本会が必要と認める図面及び資料 (新規)</p>	<p>図面の提出方法について明記した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>高速船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 検査</b></p> <p><b>1.1.1 登録検査*</b></p> <p>-1. 本会の船級を取得しようとするすべての船舶は、本編 2 章の規定に従って本会検査員による登録検査を受けなければならない。</p> <p>-2. アスベストを含む材料を使用してはならない。</p> <p><b>1.2.5 試験、衰耗に対する処置等*</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 定期的検査及び機関計画検査において、復原性に大きな影響があると認められる変更又は修理が行われたとき及び検査員が必要と認めたときは、傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否につき、鋼船規則 B 編 <u>2.3.1-5.(1)</u>の規定に従わなければならない。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>高速船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 検査</b></p> <p><b>1.1.1 登録検査*</b></p> <p>-1. 本会の船級を取得しようとするすべての船舶は、本編 2 章の規定に従って本会検査員による登録検査を受けなければならない。</p> <p>-2. アスベストを含む材料を使用して<u>いないことを確認する。</u></p> <p><b>1.2.5 試験、衰耗に対する処置等*</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 定期的検査及び機関計画検査において、復原性に大きな影響があると認められる変更又は修理が行われたとき及び検査員が必要と認めたときは、傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否につき、鋼船規則 B 編 <u>2.5.1-2.</u>の規定に従わなければならない。</p> <p>(省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>高速船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.2 提出図面及び書類*</b></p> <p>-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の(1)から(4)に掲げる図面及び書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 低引火点燃料船では、鋼船規則 B 編 <u>2.1.3-1.(5)</u>に規定される図面及びその他の書類</p> <p>(省略)</p> <p><b>2.1.3 参考用提出図面その他の書類</b></p> <p>-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、前 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(8) 低引火点燃料船では、鋼船規則 B 編 <u>2.1.3-1.(5)</u>に規定される図面及びその他の書類</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>高速船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.2 提出図面その他の書類*</b></p> <p>-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の(1)から(4)に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 低引火点燃料船では、鋼船規則 B 編 <u>2.1.2-1.(5)</u>に規定される図面及びその他の書類</p> <p>(省略)</p> <p><b>2.1.3 参考用提出図面その他の書類</b></p> <p>-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、前 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(8) 低引火点燃料船では、鋼船規則 B 編 <u>2.1.3-1.(10)</u>に規定される図面及びその他の書類</p> <p>(省略)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>高速船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>8 編 浮力, 復原力及び区画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.7 傾斜試験及び復原性に関する資料</b></p> <p><b>1.7.3 要目変更に伴う復原性資料等の改正</b>                      本船の復原性に影響を与えるような要目の変更が行われた場合は、傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否につき、鋼船規則 B 編 <u>2.3.1-5.(1)</u>の規定に従わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>高速船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>8 編 浮力, 復原力及び区画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.7 傾斜試験及び復原性に関する資料</b></p> <p><b>1.7.3 要目変更に伴う復原性資料等の改正</b>                      本船の復原性に影響を与えるような要目の変更が行われた場合は、傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否につき、鋼船規則 B 編 <u>2.5.1-2.</u>の規定に従わなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>強化プラスチック船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.2.2 提出図面及び書類</b>                      -1. 製造中の登録検査を受けようとする FRP 船については、工事に着手するに先立ち、次の(1)から(3)に掲げる図面及び書類を提出して、本会の了承を得なければならない。                      (省略)                      (2) 機関関係                      鋼船規則 B 編 <u>2.1.3-1.(2)</u> に規定される機関関係の図面及び資料                      (省略)</p> <p><b>2.2.3 参考用提出図面及び書類*</b>                      -1. 製造中の登録検査を受けようとする場合は、2.2.2 の規定による承認用図面及び書類のほか、次に掲げる参考用図面又は書類を提出しなければならない。                      (省略)                      (5) 20 章の規定により満載喫水線を標示する場合は、鋼船規則 B 編表 B2.1 第 1, 2, 3, 5, 20, 49 及び 61 項に規定される図面及び書類                      (省略)</p> <p><b>2.2.4 工事中の検査*</b>                      (省略)                      -3. 艀装品及び機関関係工事の立会の時期は、鋼船規則 B</p>	<p style="text-align: center;"><b>強化プラスチック船規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.2.2 提出図面その他の書類</b>                      -1. 製造中の登録検査を受けようとする FRP 船については、工事に着手するに先立ち、次の(1)から(3)に掲げる図面<u>その他の書類</u>を提出して、本会の了承を得なければならない。                      (省略)                      (2) 機関関係                      鋼船規則 B 編 <u>2.1.2-1.(2)</u> に規定される機関関係の図面及び資料                      (省略)</p> <p><b>2.2.3 参考用提出図面及び書類*</b>                      -1. 製造中の登録検査を受けようとする場合は、2.2.2 の規定による承認用図面及び書類のほか、次に掲げる参考用図面又は書類を提出しなければならない。                      (省略)                      (5) 20 章の規定により満載喫水線を標示する場合は、鋼船規則 B 編 <u>2.1.3-1.(5)</u> に規定される図面及び書類                      (省略)</p> <p><b>2.2.4 工事中の検査*</b>                      (省略)                      -3. 艀装品及び機関関係工事の立会の時期は、鋼船規則 B</p>	

## 「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>編 <b>2.1.7</b> の規定による。本会が別に定める検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。 (省略)</p>	<p>編 <b>2.1.4</b> の規定による。本会が別に定める検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。 (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この規則による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B1 通則</b></p> <p><b>B1.1 検査</b></p> <p><b>B1.1.2 船級維持検査</b></p> <p>-1. 規則 B 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次による。 (省略)</p> <p>(4) ローディングマニュアル、復原性資料等の更新船舶の主要データの変更を伴う改造が行われる場合は、<u>規則 B 編 2.3.1</u>によること。</p> <p>(5) その他の変更又は改造 その他の変更又は改造等については、その内容により本会の承認を得る必要があるので、その旨本会に申し出る。一般に、主要な船体構造の変更を伴う改造については、本会の承認を得る必要がある。<u>規則 B 編 2.3</u>も参照すること。</p> <p>-2. 前-1.の変更又は改造等により、<u>規則 B 編表 B2.1</u>から<u>表 B2.5</u>に掲げる図面等に変更が生じた場合、該当図面等を更新し、本会検査員の確認を受ける必要がある。なお、原状復旧の原則に基づく修理や局部的な補強等による図面等の内容の変更（例えば、板部材の切り替え工事による部分的な板厚の変更及び溶接線の変更、限定的に甲板貨物を積載する場合の補強材の追加等）については、この限りではない。</p> <p><b>B1.1.11 セルフアンローダ船</b> 規則 B 編 1.1.11 の適用上、セルフアンローダ船の検査につ</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B1 通則</b></p> <p><b>B1.1 検査</b></p> <p><b>B1.1.2 船級維持検査</b></p> <p>-1. 規則 B 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次による。 (省略)</p> <p>(4) ローディングマニュアル、復原性資料等の更新船舶の主要データの変更を伴う改造が行われる場合は、<u>B2.5.1-7.から同-9.</u>によること。</p> <p>(5) その他の変更又は改造 その他の変更又は改造等については、その内容により本会の承認を得る必要があるので、その旨本会に申し出る。一般に、主要な船体構造の変更を伴う改造については、本会の承認を得る必要がある。<u>規則 B 編 2.5.1</u>も参照すること。</p> <p>-2. 前-1.の変更又は改造等により、<u>規則 B 編 2.1.6</u>及び<u>2.2.3</u>に掲げる図面等に変更が生じた場合、該当図面等を更新し、本会検査員の確認を受ける必要がある。なお、原状復旧の原則に基づく修理や局部的な補強等による図面等の内容の変更（例えば、板部材の切り替え工事による部分的な板厚の変更及び溶接線の変更、限定的に甲板貨物を積載する場合の補強材の追加等）については、この限りではない。</p> <p><b>B1.1.11 セルフアンローダ船</b> 規則 B 編 1.1.11 の適用上、セルフアンローダ船の検査につ</p>	

**「登録検査」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>いては、<b>B1.1.3-9.(5)</b>, <b>B1.3.1-3.</b>, <b>B1.4.2-12.</b>, <b><u>B2.3.1</u></b>, <b>B3.2.3-5.</b>及び <b>B3.2.3-6.</b>に規定する要件を除き、ばら積貨物船に対する検査の要件に準じて行うこと。</p> <p><b>B1.4 検査の準備その他</b></p> <p><b>B1.4.2 検査準備</b> (省略) (削除)</p>	<p>いては、<b>B1.1.3-9.(5)</b>, <b>B1.3.1-3.</b>, <b>B1.4.2-12.</b>, <b><u>B2.5.1-2.</u></b>, <b>B3.2.3-5.</b>及び <b>B3.2.3-6.</b>に規定する要件を除き、ばら積貨物船に対する検査の要件に準じて行うこと。</p> <p><b>B1.4 検査の準備その他</b></p> <p><b>B1.4.2 検査準備</b> (省略)</p> <p>-16. 規則 B 編 <b>2.3.1-1.(5)</b>及び規則 D 編 <b>2.6.1-2.</b>に掲げる機関の試験の前には、以下の準備が行われること。</p> <p>(1) オイルミスト検出装置、過速度防止装置及びその他の遮断装置といった安全に関わる全ての設備は、有効な状態に調整されること。</p> <p>(2) 過速度防止装置は、許容過速度を超えないよう設定されること。当該設定は検査員の確認を受けること。</p> <p>(3) 製造者の指定に従って試運転を行うこと。</p> <p>(4) 試験に用いられる全ての液体（燃料油、潤滑油、冷却水等で、一時的又は試験用途にのみ繰返し使用される全ての液体を含む）は、使用に適したものであること。（清浄なもの、必要に応じて予備加熱されているもの、機関に有害でないもの等）</p>	<p>規則表 B2.11 の注記*3に移設した。</p>
<p>附 則</p> <p>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B2 登録検査</b></p> <p><b><u>B2.1 製造中登録検査</u></b></p> <p><b><u>B2.1.7 検査</u></b></p> <p><u>-1. 規則 B 編 2.1.7-1.(5)の規定により立会を軽減する場合には、原則として、その製造所は別に定める「事業所承認規則」に従い審査を受け、承認されること。また、本会が適当と認める場合、原則によらず、立会を軽減することがある。</u></p> <p><u>-2. 規則 B 編 2.1.7-1.(9)の適用上、規則 B 編表 B2.1 第 56 項に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足書類を提出すること。</u></p> <p><u>-3. 規則 B 編 2.1.7-5 の適用上、船体コンストラクションファイルは完工時に次の(1)及び(2)のことが確認されること。ここでは、関連要件に適合していることを確認するために図面及び書類の評価を行うことを意図するものではない。</u></p> <p>(1) <u>船上に保管される船体コンストラクションファイルについては、含むべき情報が船上に保管されている。</u></p> <p>(2) <u>陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションについては、含むべき情報が図面及び図書の一覧に記載されている。</u></p> <p><u>-4. 規則 B 編 2.1.7-7.(1) にいう「復原性に関する要目」のうち横揺周期については、動揺試験により定めること。ただし、<math>L_f</math>が 24m 未満の船舶及び特殊な船型の船舶を除き、本会が特に認めた場合は、動揺試験を省略して差し支えない。この場合、動揺周期は規則 U 編 2.3.1-1.(2)に規定する近似式による値とすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B2 登録検査</b></p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	<p>・旧「B2.1.1 一般の要件」は、新 B2.1.7-2.へ移設した。</p> <p>・図面及び書類に関する要件 (旧「B2.1.2 提出図面その他の書類」, 「B2.1.6 船上に保持すべき図面等」及び「B2.1.7 完成図」) は、全て規則へ移設の上、検査要領から削除した。</p> <p>・検査に関する要件 (旧「B2.1.4 工事の検査」, 「B2.1.5 水圧試験及び水密試験等」, 「B2.1.8 ペイント工事の検証」及び「B2.3 海上試運転及び復原性試験」) は、そのほとんどを規則へ移設の上、検査要領から削除した。一部を新「B2.1.7 検査」とした。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考								
<p><u>-5. 規則 B 編 2.1.7-8(3)により、復原性試験を省略する場合、軽荷重量査定試験を行い、次の(1)と(2)の偏差が、軽荷重量について表 B2.1.7-1.に掲げる値を超えないこと及び船の長さ方向の重心位置について船の乾舷用長さ (L) (国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものにあつては、船の長さ (L) とする。) の 0.5%を超えないことを確認すること。なお、ここでいう同型船とは、原則として、同一造船所にて同一図面により建造される船舶とする。</u></p> <p><u>(1) 本船の軽荷重量査定試験から得られた軽荷重量及び船の長さ方向の重心位置</u></p> <p><u>(2) 同型船の軽荷重量及び船の長さ方向の重心位置。ただし、設計変更がある場合、その設計変更にともなう修正をこれに加えて得られたもの。</u></p>										
<p>表 B2.1.7-1. 傾斜試験省略に係る軽荷重量の許容偏差</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 818 851 863">乾舷用長さ (L)</th> <th data-bbox="851 818 1032 863">50m 未満</th> <th data-bbox="1032 818 1299 863">50m 以上, 160m 以下</th> <th data-bbox="1299 818 1491 863">160m を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 863 851 924">許容偏差 (復原性試験を実施した同型船の軽荷重量に対する割合で表す。)</td> <td data-bbox="851 863 1032 924">2%</td> <td data-bbox="1032 863 1299 924">線形補間による</td> <td data-bbox="1299 863 1491 924">1%</td> </tr> </tbody> </table>		乾舷用長さ (L)	50m 未満	50m 以上, 160m 以下	160m を超える	許容偏差 (復原性試験を実施した同型船の軽荷重量に対する割合で表す。)	2%	線形補間による	1%	<p>旧：表 B2.3.2-1。表番号のみが変更されており、表自体に変更はない。</p>
乾舷用長さ (L)	50m 未満	50m 以上, 160m 以下	160m を超える							
許容偏差 (復原性試験を実施した同型船の軽荷重量に対する割合で表す。)	2%	線形補間による	1%							
<p><u>-6. 規則 B 編 2.1.7-8.(3)及び前-5.の規定により復原性試験を省略した場合、当該船舶の軽荷重量及び重心位置は次の(1)及び(2)によること。</u></p> <p><u>(1) 軽荷重量並びに船の長さ方向及び幅方向の重心位置は、前-5.(1)による値とする。</u></p> <p><u>(2) 深さ方向の重心位置については、復原性試験を実施した同型船の値又は本船に関して計算により求められる値のいずれか大きい方の値とする。</u></p> <p><u>-7. 規則 B 編 2.1.7-8.(4)の復原性計算機に関する試験については、検査要領 U 編附属書 U1.2.2「復原性計算機に関する検査要領」によること。また、「復原性計算機」とは、船橋、荷役制御室等で使用される復原性計算機又は復原性計算用のソ</u></p>										

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>ソフトウェアがインストールされたコンピュータをいう。  <u>-8. 規則 B 編 2.1.7-8.(4)の復原性計算機に関する試験については、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章によること。</u></p>		
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B2 登録検査</b></p> <p><b>B2.2 製造後登録検査</b></p> <p><b>B2.2.1 一般</b></p> <p><u>-1. 規則 B 編 2.2.1-9.でいう「本会が適当と認める場合」とは、製造後登録検査を受ける船舶が当該検査時まで国土交通省が適当と認める団体の登録船舶である場合をいう。ただし、日本籍への登録を伴う場合は除く。</u></p> <p><u>-2. 規則 B 編 2.2.1-9.でいう「他の同等の方法」とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) 1A に定めるものをいう。</u></p> <p><b>B2.3 登録事項の変更</b></p> <p><b>B2.3.1 改造検査</b></p> <p><u>規則 B 編 2.3.1 の適用上、シングルハル油タンカーからダブルハル油タンカー又はばら積貨物船に改造を行う場合の規則要件の適用については、本会又は船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、規則 B 編 2.3.1 の規定によるほか、以下によること。</u></p> <p>(1) <u>規則 C 編 1 編 2.3 に規定する区画に関する要件については、改造後の船舶の種類等に応じて該当する要件を適用する。</u></p> <p>(2) <u>復原性に関する要件については、以下によること。</u></p> <p>(a) <u>ダブルハル油タンカーに改造する場合、引き続き</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B2 登録検査</b></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>・旧「B2.2 製造後の登録検査」は、全て規則へ移設の上、検査要領から削除した。</p> <p>・IACS PR1A について、明記の上、「B2.2.1 一般」を新設した。</p> <p>・旧「B2.5.1 改造検査」のシングルハル油タンカーからダブルハル油タンカー又はばら積貨物船に改造の要件以外は全て規則に移設の上、削除した。</p>

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3.2.2 の規定に適合すること。</u></p> <p><u>(b) ばら積貨物船に改造する場合, (5)によること。</u></p> <p>(3) <u>規則 C 編 1 編 3.3.5.3-1.に規定する海水バラストタンク等の塗装要件については, 海水バラストタンク等の内部の構造全てが新たに造られる場合を除き, 適用することを要しない。ただし, 規則 C 編 1 編 3.3.5.3-2.に規定の要件は適用すること。</u></p> <p>(4) <u>規則 C 編 1 編 14.4 に規定する曳航及び係留のための設備に関する要件を適用すること。</u></p> <p>(5) <u>ばら積貨物船に改造する場合, 規則 C 編 1 編 3.8.2.3 及び 2-2 編附属書 1.1 の規定を適用すること。ただし, 規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An6.1.1-1.(2)に規定する点検設備に関する要件については(6)によること。</u></p> <p>(6) <u>規則 C 編 1 編 14.16 に規定する点検設備に関する要件については, 実質的な新しい船体構造を加える場合を除き, 適用することを要しない。ここでいう「実質的な新しい船体構造を加える場合」とは, 現存の貨物エリア内の船体構造を全て新替える場合, 又は現存の貨物エリアに新しい船底構造もしくは外板構造を加えてダブルハル化する場合をいう。この場合, 新たに承認された点検設備に関する手引書を備えること。</u></p> <p>(7) <u>ばら積貨物船に改造する場合, 規則 D 編 13.5.10 及び 13.8.5 に規定する排水設備及び水位検知警報装置に関する要件を適用すること。</u></p> <p>(8) <u>規則 W 編 2.1 に規定する船橋視界に関する要件を適用すること。ただし, バラスト状態において, 改造前の船橋視界が改造後においても確保できる場合は, この限りではない。</u></p>		

**「登録検査」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>(9) <u>規則 R 編の防火構造, 脱出設備及び消火設備に関する要件は, 改造を行った箇所のみについて適用することとして差し支えない。</u></p> <p>(10) <u>ダブルハル油タンカーに改造する場合, 規則 V 編 2.2.1 に規定する乾舷の指定に関する要件については, 最小乾舷を決定するために使用するパラメータが改造の前後において異なる場合又は改造後に指定される乾舷が減少する場合に, 当該要件を適用すること。</u></p> <p>(11) <u>規則 C 編 1 編 3.8.1.1-1., 11.3.2.6, 11.3.3.3, 14.3.1.5, 14.6, 14.7, 14.8, 14.9, 14.10, 14.11, 14.12 及び 14.13 並びに D 編 13.4 及び 13.6 に規定する要件については, 構造又は設備が新しく追加, 交換又は改造された場合に適用すること。</u></p>		
<p><b>B3 年次検査</b></p> <p><b>B3.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の年次検査</b></p> <p><b>B3.2.3 効力試験</b></p> <p>-3. 規則 B 編表 B3.3 第 4, 5 及び 6 項にいう各種装置の検査の詳細については, <u>規則 B 編 2.1.7</u> の関連規定を参照すること。</p>	<p><b>B3 年次検査</b></p> <p><b>B3.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の年次検査</b></p> <p><b>B3.2.3 効力試験</b></p> <p>-3. 規則 B 編表 B3.3 第 4, 5 及び 6 項にいう各種装置の検査の詳細については, <u>B2.1.4-4.(3)</u> の関連規定を参照すること。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>B4 中間検査</b></p> <p><b>B4.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の中間検査</b></p> <p><b>B4.2.3 効力試験</b></p> <p>-3. 規則 B 編表 B4.1 第 4 項から第 11 項にいう各種装置の検査の詳細については, <u>規則 B 編 2.1.7</u> の関連規定を参照すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>B4 中間検査</b></p> <p><b>B4.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の中間検査</b></p> <p><b>B4.2.3 効力試験</b></p> <p>-3. 規則 B 編表 B4.1 第 4 項から第 11 項にいう各種装置の検査の詳細については, <u>B2.1.4-4.(3)</u> の関連規定を参照すること。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この達は, 2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>B10 鋼製はしけの検査</u></b></p> <p><b><u>B10.2 製造中登録検査</u></b></p> <p><b><u>B10.2.3 工事の検査</u></b>  <u>規則 B 編 10.2.3 にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 10.2.3-2.(1), (2)及び(3)にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは B2.1.4-1.(2)による。</u></p>	<p>鋼船規則 B 編 10.2.3-4.に移設した。</p>
<p style="text-align: center;"><b>B11 潜水船に関する検査</b></p> <p><b>B11.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>B11.2.3 工事の検査</b>  規則 B 編 11.2.3 にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 11.2.3(1)及び(7)並びに規則 T 編 7.2.1 及び 7.2.2 にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは<u>規則 B 編表 B2.7 第 1 項</u>による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>B11 潜水船に関する検査</b></p> <p><b>B11.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>B11.2.3 工事の検査</b>  規則 B 編 11.2.3 にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 11.2.3(1)及び(7)並びに規則 T 編 7.2.1 及び 7.2.2 にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは<u>B2.1.4-1.(2)</u>による。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>B12 海洋構造物等に関する検査</b></p> <p><b>B12.2 登録検査</b></p> <p><b>B12.2.3 工事の検査</b>  (省略)</p> <p>-3. 規則 B 編 12.1.1-3.に該当する船舶の消火設備にあって</p>	<p style="text-align: center;"><b>B12 海洋構造物等に関する検査</b></p> <p><b>B12.2 登録検査</b></p> <p><b>B12.2.3 工事の検査</b>  (省略)</p> <p>-3. 規則 B 編 12.1.1-3.に該当する船舶の消火設備にあって</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>は、次の検査を行うときに立会う。</p> <p>(1) <u>規則 B 編 2.1.7-2.</u>に従って消火設備の確認及び効力試験又は作動試験を行うとき (省略)</p> <p>-7. <u>規則 B 編 12.2.3-1.</u>という「本会が別に定める項目」とは、<u>規則 B 編表 B2.7 第 1 項, 12.2.3-1.(2)及び 12.2.4</u> という試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは<u>規則 B 編表 B2.7 第 1 項(3)</u>による。 (省略)</p>	<p>は、次の検査を行うときに立会う。</p> <p>(1) <u>B2.1.4-4.</u>に従って消火設備の確認及び効力試験又は作動試験を行うとき (省略)</p> <p>-7. <u>規則 B 編 12.2.3-1.</u>という「本会が別に定める項目」とは、<u>規則 B 編 12.2.3-1.(2)及び 12.2.4</u> 並びに <u>B2.1.4-1.(1)</u> という試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは<u>B2.1.4-1.(2)</u>による。 (省略)</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</p> <p>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編      船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B12    海洋構造物等に関する検査</b></p> <p><b>B12.2 登録検査</b></p> <p><b>B12.2.7 製造後の登録検査</b></p> <p>-1. 製造後の登録検査の取り扱いについては、<u>規則 B 編 2.2</u>による。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編      船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>B12    海洋構造物等に関する検査</b></p> <p><b>B12.2 登録検査</b></p> <p><b>B12.2.7 製造後の登録検査</b></p> <p>-1. 製造後の登録検査の取り扱いについては、<u>B2.2</u>による。 (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編      船級検査</b></p> <p><b>B14      浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し装置に関する検査</b></p> <p><b>B14.2 登録検査</b></p> <p><b>B14.2.3 工事の立会の時期</b> 規則 B 編 14.2.3-1.にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 <u>2.1.7</u> の該当規定及び 14.2.4-2.にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは規則 B 編表 B2.7 第 1 項(3)による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 B 編      船級検査</b></p> <p><b>B14      浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し装置に関する検査</b></p> <p><b>B14.2 登録検査</b></p> <p><b>B14.2.3 工事の立会の時期</b> 規則 B 編 14.2.3-1.にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 <u>2.1.4</u> の該当規定及び 14.2.4-2.にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは <u>B2.1.4-1.(2)</u> による。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>B15      作業船に関する検査</b></p> <p><b>B15.2 登録検査</b></p> <p><b>B15.2.3 工事の検査</b> (省略)</p> <p>-3. 規則 B 編 15.2.3-1.にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 <u>2.1.7</u> の該当規定及び規則 O 編附属書 4.4.2-3.中 1.5 に規定する製造工場等における試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは規則 B 編表 B2.7 第 1 項(3)による。</p> <p><b>B15.2.6 製造後の登録検査</b> -1. 製造後の登録検査の取り扱いについては、規則 B 編 <u>2.2</u> による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>B15      作業船に関する検査</b></p> <p><b>B15.2 登録検査</b></p> <p><b>B15.2.3 工事の検査</b> (省略)</p> <p>-3. 規則 B 編 15.2.3-1.にいう「本会が別に定める項目」とは、規則 B 編 <u>2.1.4</u> の該当規定及び規則 O 編附属書 4.4.2-3.中 1.5 に規定する製造工場等における試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは <u>B2.1.4-1.(2)</u> による。</p> <p><b>B15.2.6 製造後の登録検査</b> -1. 製造後の登録検査の取り扱いについては、<u>B2.2</u> による。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
(省略)	(省略)	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</b></p> <p style="text-align: center;"><b>CS25 ローディングマニュアル</b></p> <p><b>CS25.1 一般</b></p> <p><b>CS25.1.1 一般</b></p> <p>-1. 規則 CS 編 25.1.1-2.にいう「本会が適当と認める船舶」とは、最大積貨重量が最大排水量の 30%を超えない次の船舶をいう。</p> <p>(1) 貨物及びバラストの積付分布が変動する可能性が低いタンク、貨物倉等の船体配置である船舶</p> <p>(2) 定期的な航路で一定の積付を行う船舶。ただし、一定の積付以外を行わない旨を <b>B 編 2.1.7-8.(1)</b>による復原性資料等に記載しなければならない。</p> <p>(3) 規則 C 編 34.1.1-2.に規定するもの以外の船舶</p> <p>-2. ローディングマニュアルの備え付けが要求されない船舶（日本船舶にあつては、船舶法第五条（明治 32 年 3 月 8 日・法律第 46 条）の船舶原簿に登録する長さが 65 m 未満の船舶）は、甲板上の計画最大積載重量等の積付上の注意事項を、規則 <b>B 編 2.1.7-8.(1)</b>による復原性資料等の適切な書類にその旨を記載する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</b></p> <p style="text-align: center;"><b>CS25 ローディングマニュアル</b></p> <p><b>CS25.1 一般</b></p> <p><b>CS25.1.1 一般</b></p> <p>-1. 規則 CS 編 25.1.1-2.にいう「本会が適当と認める船舶」とは、最大積貨重量が最大排水量の 30%を超えない次の船舶をいう。</p> <p>(1) 貨物及びバラストの積付分布が変動する可能性が低いタンク、貨物倉等の船体配置である船舶</p> <p>(2) 定期的な航路で一定の積付を行う船舶。ただし、一定の積付以外を行わない旨を <b>B 編 2.3.2-1.</b>による復原性資料等に記載しなければならない。</p> <p>(3) 規則 C 編 34.1.1-2.に規定するもの以外の船舶</p> <p>-2. ローディングマニュアルの備え付けが要求されない船舶（日本船舶にあつては、船舶法第五条（明治 32 年 3 月 8 日・法律第 46 条）の船舶原簿に登録する長さが 65 m 未満の船舶）は、甲板上の計画最大積載重量等の積付上の注意事項を、規則 <b>B 編 2.3.2-1.</b>による復原性資料等の適切な書類にその旨を記載する。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この達は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 D 編 機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>D7 プロペラ</b></p> <p><b>D7.3 プロペラの圧入</b></p> <p><b>D7.3.1 押込量</b>                      規則 D 編 7.3.1-1.の算式において、テーク接触面における接線方向の力<math>F_v</math>の算出に用いられる係数<math>c</math>に関して「本会が適当と認める場合」とは次の(1)により求められた最大トルク<math>Q_{max}</math>を用い、(2)により係数<math>c</math>を定める場合をいう。                      (1) 過渡状態を含めて全ての運転状態においてプロペラ押込み部に作用する最大トルク<math>Q_{max}</math>は以下の要件を満足する実測又は詳細計算等に基づき本会より承認されたものとする。                      (a) <math>Q_{max}</math>を実測により求める場合は、同型船(主機、軸系を含め同一設計のもの)において満載喫水に対応する積付け状態で規則 B 編表 B2.11 第 2 項に定める後進試験時に実測された最大トルクであること。                      (b) <math>Q_{max}</math>を計算により求める場合は、後進試験時の実測等により、推定値と実測値の誤差が 10 %程度以内の精度で推定されることが実証されたものであること。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 D 編 機関</b></p> <p style="text-align: center;"><b>D7 プロペラ</b></p> <p><b>D7.3 プロペラの圧入</b></p> <p><b>D7.3.1 押込量</b>                      規則 D 編 7.3.1-1.の算式において、テーク接触面における接線方向の力<math>F_v</math>の算出に用いられる係数<math>c</math>に関して「本会が適当と認める場合」とは次の(1)により求められた最大トルク<math>Q_{max}</math>を用い、(2)により係数<math>c</math>を定める場合をいう。                      (1) 過渡状態を含めて全ての運転状態においてプロペラ押込み部に作用する最大トルク<math>Q_{max}</math>は以下の要件を満足する実測又は詳細計算等に基づき本会より承認されたものとする。                      (a) <math>Q_{max}</math>を実測により求める場合は、同型船(主機、軸系を含め同一設計のもの)において満載喫水に対応する積付け状態で規則 B 編 2.3.1-1.(2)に定める後進試験時に実測された最大トルクであること。                      (b) <math>Q_{max}</math>を計算により求める場合は、後進試験時の実測等により、推定値と実測値の誤差が 10 %程度以内の精度で推定されることが実証されたものであること。</p> <p>(省略)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>D11 機関の溶接</b></p> <p><b>D11.6 管装置の溶接</b></p> <p><b>D11.6.5 非破壊試験</b></p> <p>-1. 規則D編 11.6.5に規定する非破壊試験を行うときは、規則B編 <u>2.1.7-1.(2)</u>に従い試験方案を作成し、事前に本会の承認を受けること。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>D11 機関の溶接</b></p> <p><b>D11.6 管装置の溶接</b></p> <p><b>D11.6.5 非破壊試験</b></p> <p>-1. 規則D編 11.6.5に規定する非破壊試験を行うときは、規則B編 <u>2.1.4-5.</u>に従い試験方案を作成し、事前に本会の承認を受けること。 (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船</p> <p>GF16 製造法, 工作法及び試験</p> <p>GF16.5 試験</p> <p>GF16.5.5メンブレンタンク (省略)</p> <p>-2. 規則 GF 編 16.5.5-2.(1)の規定にいう「本会が相当と認める水圧試験」とは, 規則 B 編表 B2.7 第 10 項(1)の規定による水圧試験をいう。この場合, バラストタンク, コファダム等の船体構造側から水圧を加えて差し支えない。</p> <p>-3. 規則 GF 編 16.5.5-2.(2)の規定にいう「メンブレンを支持するすべてのホールド構造」の漏洩試験は, 規則 B 編表 B2.7 第 10 項(1)の規定に定めるところによるほか, 一般船体構造に対して適用される試験方法によって差し支えない。</p>	<p>鋼船規則検査要領 GF 編 低引火点燃料船</p> <p>GF16 製造法, 工作法及び試験</p> <p>GF16.5 試験</p> <p>GF16.5.5メンブレンタンク (省略)</p> <p>-2. 規則 GF 編 16.5.5-2.(1)の規定にいう「本会が相当と認める水圧試験」とは, 規則 B 編 2.1.5 の規定による水圧試験をいう。この場合, バラストタンク, コファダム等の船体構造側から水圧を加えて差し支えない。</p> <p>-3. 規則 GF 編 16.5.5-2.(2)の規定にいう「メンブレンを支持するすべてのホールド構造」の漏洩試験は, 規則 B 編 2.1.5(1)の規定に定めるところによるほか, 一般船体構造に対して適用される試験方法によって差し支えない。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>附属書 1 低引火点燃料船用の装置及び機器に関する検査要領</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.2 提出図面及び書類</b></p> <p>規則 B 編 2.1.3 に定める提出図面及び書類に基づき、本会に提出すべき当該装置等に関する図面及びその他の書類は、次の(1)及び(2)並びに2章以下の規定に掲げるもののうち該当するものとする。 (省略)</p> <p><b>13章 真空断熱式タンクの断熱システム</b></p> <p><b>13.2 提出図面及び書類</b></p> <p><b>13.2.1 提出図面及び書類</b></p> <p>1.2にかかわらず、規則 B 編 2.1.3 に定める提出図面及び書類に基づき、本会に提出すべき真空断熱システムに関する図面及びその他の書類は、次の(1)及び(2)に掲げるものとする。 (省略)</p>	<p><b>附属書 1 低引火点燃料船用の装置及び機器に関する検査要領</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.2 提出図面及びその他の書類</b></p> <p>規則 B 編 2.1.2-1.(5)に定める承認用提出図面及びその他の書類並びに規則 B 編 2.1.3-1.(10)もしくは規則 B 編 2.1.3-2.に定める「本会が必要と認める図面又は書類」に基づき、本会に提出すべき当該装置等に関する図面及びその他の書類は、次の(1)及び(2)並びに2章以下の規定に掲げるもののうち該当するものとする。 (省略)</p> <p><b>13章 真空断熱式タンクの断熱システム</b></p> <p><b>13.2 提出図面及びその他の書類</b></p> <p><b>13.2.1 提出図面及びその他の書類</b></p> <p>1.2にかかわらず、規則 B 編 2.1.2-1.(5)に定める承認用提出図面及びその他の書類並びに規則 B 編 2.1.3-1.(9)若しくは規則 B 編 2.1.3-2.に定める「本会が必要と認める図面又は書類」に基づき、本会に提出すべき真空断熱システムに関する図面及びその他の書類は、次の(1)及び(2)に掲げるものとする。 (省略)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>附属書 2      ガス燃料ボイラに関する検査要領</b></p> <p><b>4章      試験</b></p> <p><b>4.4 海上試験運転</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 <b>B 編 2.1.7-7.</b>に定める海上試験運転は、二元燃料ボイラの場合に燃料油のみによる運転によって行うこと。また、二元燃料ボイラ及びガス専焼ボイラは、規則 <b>B 編 2.1.7-7.</b>に定める海上試験運転のうち本会が必要と認める試験の種類に応じてガス専焼又は混焼による運転によって行うこと。</p>	<p><b>附属書 2      ガス燃料ボイラに関する検査要領</b></p> <p><b>4章      試験</b></p> <p><b>4.4 海上試験運転</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 <b>B 編 2.3.1</b>に定める海上試験運転は、二元燃料ボイラの場合に燃料油のみによる運転によって行うこと。また、二元燃料ボイラ及びガス専焼ボイラは、規則 <b>B 編 2.3.1</b>に定める海上試験運転のうち本会が必要と認める試験の種類に応じてガス専焼又は混焼による運転によって行うこと。</p>	
<p><b>附属書 2A      ガス燃焼装置に関する検査要領</b></p> <p><b>4章      試験・検査</b></p> <p><b>4.4 ガストライアル</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. <i>GCU</i> 及び関連装置のガストライアルについては、「海上試験運転」を「ガストライアル」、 「ボイラ」を「<i>GCU</i>」と読み替えて規則 <b>B 編 2.1.7-7.</b>を適用すること。当該ガストライアルは、燃料油のみによる運転によって行うほか、本会が必要と認める試験の種類に応じてガス専焼又は混焼による運転によって行われること。</p> <p>(省略)</p>	<p><b>附属書 2A      ガス燃焼装置に関する検査要領</b></p> <p><b>4章      試験・検査</b></p> <p><b>4.4 ガストライアル</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. <i>GCU</i> 及び関連装置のガストライアルについては、「海上試験運転」を「ガストライアル」、 「ボイラ」を「<i>GCU</i>」と読み替えて規則 <b>B 編 2.3.1</b>を適用すること。当該ガストライアルは、燃料油のみによる運転によって行うほか、本会が必要と認める試験の種類に応じてガス専焼又は混焼による運転によって行われること。</p> <p>(省略)</p>	

### 「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
附 則  1. この達は, 2025 年 7 月 1 日から施行する。		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 H 編 電気設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>H2 電気設備及びシステム設計</b></p> <p><b>H2.9 ケーブル</b></p> <p><b>H2.9.15 隔壁及び甲板の貫通</b> (省略)</p> <p>-5. 水密性が要求されるケーブル貫通部については、例えば次の(1)から(3)のいずれかにより、適用部分の水密性を確認すること。</p> <p>(1) JIS等の規格に従った施工方法により水密性が保持されていることの確認</p> <p>(2) 規則 B 編表 B2.7 第 10 項(1)に規定する水密試験等の実施</p> <p>(3) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第 4 編 1 章による認定 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 H 編 電気設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>H2 電気設備及びシステム設計</b></p> <p><b>H2.9 ケーブル</b></p> <p><b>H2.9.15 隔壁及び甲板の貫通</b> (省略)</p> <p>-5. 水密性が要求されるケーブル貫通部については、例えば次の(1)から(3)のいずれかにより、適用部分の水密性を確認すること。</p> <p>(1) JIS等の規格に従った施工方法により水密性が保持されていることの確認</p> <p>(2) 規則 B 編 2.1.5 に規定する水密試験等の実施</p> <p>(3) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第 4 編 1 章による認定 (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この達は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則検査要領 N 編 液化ガスばら積船</b></p> <p><b>N4 貨物格納設備</b></p> <p><b>N4.24 メンブレンタンク</b></p> <p><b>N4.24.9 試験</b></p> <p>-1. 規則 N 編 4.24.9-1.の規定にいう「本会が適当と認める水圧試験」とは、規則 B 編表 B2.7 第 10 項(1)の規定による水圧試験をいう。この場合、バラストタンク、コファダム等の船体構造側から水圧を加えて差し支えない。</p> <p>-2. 規則 N 編 4.24.9-2.の規定にいう「メンブレンを支持するすべてのホールド構造」の漏洩試験は、規則 B 編表 B2.7 第 10 項(1)の規定に定めるところによる。</p> <p><b>N4.25 一体型タンク</b></p> <p><b>N4.25.5 試験</b></p> <p>規則 N 編 4.25.5 の規定の適用上、一体型タンクの水圧試験は、規則 B 編表 B2.7 第 10 項(1)の規定によること。ただし、MARVS が 0.025 MPa を超えるか、積載貨物の比重が 0.6 を超える貨物タンクの場合は、N4.21.5-1.に定める試験に準ずるものとして差し支えない。</p>	<p><b>鋼船規則検査要領 N 編 液化ガスばら積船</b></p> <p><b>N4 貨物格納設備</b></p> <p><b>N4.24 メンブレンタンク</b></p> <p><b>N4.24.9 試験</b></p> <p>-1. 規則 N 編 4.24.9-1.の規定にいう「本会が適当と認める水圧試験」とは、規則 B 編 2.1.5 の規定による水圧試験をいう。この場合、バラストタンク、コファダム等の船体構造側から水圧を加えて差し支えない。</p> <p>-2. 規則 N 編 4.24.9-2.の規定にいう「メンブレンを支持するすべてのホールド構造」の漏洩試験は、規則 B 編 2.1.5(1)の規定に定めるところによる。</p> <p><b>N4.25 一体型タンク</b></p> <p><b>N4.25.5 試験</b></p> <p>規則 N 編 4.25.5 の規定の適用上、一体型タンクの水圧試験は、規則 B 編 2.1.5 の規定によること。ただし、MARVS が 0.025 MPa を超えるか、積載貨物の比重が 0.6 を超える貨物タンクの場合は、N4.21.5-1.に定める試験に準ずるものとして差し支えない。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>附属書 1 液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.2 提出図面及び書類</b></p> <p>規則 B 編 2.1.3 に定める提出図面及び書類に基づき、本会に提出すべき当該装置等に関する図面及びその他の書類は、次の(1)及び(2)並びに2章以下の規定に掲げるもののうち該当するものとする。 (省略)</p>	<p><b>附属書 1 液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.2 提出図面及びその他の書類</b></p> <p>規則 B 編 2.1.2-1.(3)に定める承認用提出図面及びその他の書類並びに規則 B 編 2.1.2-1.(7)若しくは規則 B 編 2.1.3-2.に定める「本会が必要と認める図面及びその他の書類」に基づき、本会に提出すべき当該装置等に関する図面及びその他の書類は、次の(1)及び(2)並びに2章以下の規定に掲げるもののうち該当するものとする。 (省略)</p>	
<p><b>附属書 2 二元燃料ボイラに関する検査要領</b></p> <p><b>4章 試験</b></p> <p><b>4.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 B 編 2.1.7-7.に定める海上試験は、燃料油のみによる運転によって行うほか、本会が必要と認める試験の種類に応じてガス専焼又は混焼による運転によって行わなければならない。</p>	<p><b>附属書 2 二元燃料ボイラに関する検査要領</b></p> <p><b>4章 試験</b></p> <p><b>4.4 海上試験</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. 規則 B 編 2.3.1 に定める海上試験は、燃料油のみによる運転によって行うほか、本会が必要と認める試験の種類に応じてガス専焼又は混焼による運転によって行わなければならない。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>附属書 2A ガス燃焼装置に関する検査要領</b></p> <p><b>4章 試験・検査</b></p> <p><b>4.4 ガストライアル</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. GCU 及び関連装置のガストライアルについては、「海上試運転」を「ガストライアル」, 「ボイラ」を「GCU」と読み替えて規則 B 編 <u>2.1.7-7</u> を適用しなければならない。当該ガストライアルは, 燃料油のみによる運転によって行うほか, 本会が必要と認める試験の種類に応じてガス専焼又は混焼による運転によって行わなければならない。</p> <p>(省略)</p>	<p><b>附属書 2A ガス燃焼装置に関する検査要領</b></p> <p><b>4章 試験・検査</b></p> <p><b>4.4 ガストライアル</b></p> <p>(省略)</p> <p>-2. GCU 及び関連装置のガストライアルについては、「海上試運転」を「ガストライアル」, 「ボイラ」を「GCU」と読み替えて規則 B 編 <u>2.3.1</u> を適用しなければならない。当該ガストライアルは, 燃料油のみによる運転によって行うほか, 本会が必要と認める試験の種類に応じてガス専焼又は混焼による運転によって行わなければならない。</p> <p>(省略)</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この達は, 2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備</p> <p>R4 発火の危険性</p> <p>R4.5 タンカーの貨物エリア</p> <p>R4.5.2 境界の開口の制限 (省略)</p> <p>-5. 規則 R 編 4.5.2-2.に規定する操舵室の戸及び窓については, パッキング付きで, かつ, 締付け金具付きのものとし, その気密性については, 適切な試験により確認すること。射水試験を行う場合, <u>規則 B 編附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」An1.4.4-3.</u>の規定によること。 (省略)</p>	<p>鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備</p> <p>R4 発火の危険性</p> <p>R4.5 タンカーの貨物エリア</p> <p>R4.5.2 境界の開口の制限 (省略)</p> <p>-5. 規則 R 編 4.5.2-2.に規定する操舵室の戸及び窓については, パッキング付きで, かつ, 締付け金具付きのものとし, その気密性については, 適切な試験により確認すること。射水試験を行う場合, <u>検査要領 B 編附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」1.4.4-3.</u>の規定によること。 (省略)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>R25 固定式ガス消火装置</b></p> <p><b>R25.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R25.2.1 総則</b> (省略)</p> <p>-3. 規則 R 編 <b>25.2.1-2.(6)</b> という「本会が要求する試験」とは <b>表 B2.9 第 9 項及び第 10 項</b> に規定する試験をいう。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>R25 固定式ガス消火装置</b></p> <p><b>R25.2 工学的仕様</b></p> <p><b>R25.2.1 総則</b> (省略)</p> <p>-3. 規則 R 編 <b>25.2.1-2.(6)</b> という「本会が要求する試験」とは <b>B2.1.4.4.(3)</b> に規定する試験をいう。 (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>1.</b> この達は, 2025 年 7 月 1 日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p>(削除)</p> <p><b>2.1.2 提出図面及び書類</b> (省略)</p> <p><b>2.1.4 構造及び設備の検査</b> (省略)</p> <p>-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から(8)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則 2 編 <u>2.1.4-2.(1)(d)</u>の検査は、使用圧力による水圧試験により漏洩がないことを確認する。</p> <p>(2) 規則 2 編 <u>2.1.4-2.(2)(a)iii</u>に規定する原油洗浄装置の圧力試験は、原油洗浄ポンプ出口に最も近い弁から原油洗浄枝管の甲板貫通部付近まで、図 2.2.1-1.に示す範囲に対して水又は油により圧力試験を行う。試験圧力は、COW の操作及び設備の手引書に記載された</p>	<p><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般</b> 規則 2 編 2.1.1-2.の適用上、規則 2 編 2.1.2-2.(5)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</p> <p><b>2.1.2 提出図面及びその他の書類</b> (省略)</p> <p><b>2.1.3 構造及び設備の検査</b> (省略)</p> <p>-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から(8)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則 2 編 <u>2.1.3-2.(1)(d)</u>の検査は、使用圧力による水圧試験により漏洩がないことを確認する。</p> <p>(2) 規則 2 編 <u>2.1.3-2.(2)(a)iii</u>に規定する原油洗浄装置の圧力試験は、原油洗浄ポンプ出口に最も近い弁から原油洗浄枝管の甲板貫通部付近まで、図 2.2.1-1.に示す範囲に対して水又は油により圧力試験を行う。試験圧力は、COW の操作及び設備の手引書に記載された</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>原油洗浄の使用の圧力の1.5倍で、甲板上の原油洗浄主管で計測するものとする。ただし、止め弁から開放端までの部分については、陸上で圧力試験が行われている場合は、船上での圧力試験は省略できる。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 規則2編 <u>2.1.4-2.(3)(b)i</u>の検査は、次によること。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 規則2編 <u>2.1.4-2.(3)(c)</u>の油水境界面検出器についての検査は、次によること。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 規則2編 <u>2.1.4-2.(4)(c)</u>の「陸上に排出するための連結設備」とは、規則3編 <u>3.3.2-4.(2)</u>の規定する船舶のマニホールドバルブの外端に連結された陸上への揚荷用の小口径管をいう。</p> <p>(省略)</p> <p>(8) 規則2編 <u>2.1.4-2.(6)(b)</u>の復原性計算機の取扱説明書及び復原性計算機の機能確認については、IMO 決議 MSC.267(85) “<i>International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)</i>” のB編4章によること。</p> <p>-3. 有害液体物質ばら積船の有害液体物質排出防止設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から(3)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則2編 <u>2.1.4-3.(1)(a)</u>に規定する予備洗浄装置の初回検査は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書の附属書II（以下、本要領において「附属書II」）の付録6に規定される洗浄方法に準じて当該装置を作動させて検査を行う。</p> <p>(2) 規則2編 <u>2.1.4-3.(2)(b)</u>に規定する「承認された方法による水試験」とは、附属書IIの付録5に規定される</p>	<p>原油洗浄の使用の圧力の1.5倍で、甲板上の原油洗浄主管で計測するものとする。ただし、止め弁から開放端までの部分については、陸上で圧力試験が行われている場合は、船上での圧力試験は省略できる。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 規則2編 <u>2.1.3-2.(3)(b)i</u>の検査は、次によること。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 規則2編 <u>2.1.3-2.(3)(c)</u>の油水境界面検出器についての検査は、次によること。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 規則2編 <u>2.1.3-2.(4)(c)</u>の「陸上に排出するための連結設備」とは、規則3編 <u>3.3.2-4.(2)</u>の規定する船舶のマニホールドバルブの外端に連結された陸上への揚荷用の小口径管をいう。</p> <p>(省略)</p> <p>(8) 規則2編 <u>2.1.3-2.(6)(b)</u>の復原性計算機の取扱説明書及び復原性計算機の機能確認については、IMO 決議 MSC.267(85) “<i>International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)</i>” のB編4章によること。</p> <p>-3. 有害液体物質ばら積船の有害液体物質排出防止設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から(3)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則2編 <u>2.1.3-3.(1)(a)</u>に規定する予備洗浄装置の初回検査は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書の附属書II（以下、本要領において「附属書II」）の付録6に規定される洗浄方法に準じて当該装置を作動させて検査を行う。</p> <p>(2) 規則2編 <u>2.1.3-3.(2)(b)</u>に規定する「承認された方法による水試験」とは、附属書IIの付録5に規定される</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>方法に基づいて本会が承認した試験方法をいう。</p> <p>(3) 規則2編 <u>2.1.4.3.(5)(a)</u>に規定する通風洗浄装置の初回検査は、附属書IIの付録7に規定される洗浄方法に準じて当該装置を作動させて検査を行う。</p> <p>(省略)</p> <p>-5. 規則2編 <u>2.1.4.5.(2)(b)i</u>に規定する据付等の確認においては、排ガス浄化装置の配管等の位置の確認を行うほか、8編 <u>1.2.2-1.</u>及び又は8編 <u>2.2-1.</u>に規定する警報が備えられていることを確認する。</p> <p>-6. 規則2編 <u>2.1.4.5.(2)(b)ii</u>に規定する効力試験については、附属書2-2.1による。</p> <p>-7. 規則2編 <u>2.1.4.5.(3)</u>の適用上、用語の定義は、規則8編 <u>1.1.2</u>による。</p> <p>-8. 規則2編 <u>2.1.4.5.(3)(a)</u>にいう「本会が必要と認めるディーゼル機関」とは、NOxテクニカルコード2.2.4.1又は2.2.5.2に従いそれぞれ試験台における試験方法と同じ方法を用いて船上において確認を行うディーゼル機関又は船上簡易計測法による放出量確認を行うディーゼル機関以外のディーゼル機関をいう。</p> <p>-9. 規則2編 <u>2.1.4.5.(3)(a)</u>にいう「本会が適当と認める場合」とは、検査を省略しようとするすべてのディーゼル機関又はシリンダが、検査を実施するものと同様の性能を有すると検査員が物理的な確認により判断する場合をいう。なお、予備品に対する検査は、予備品により代表される構成部品が承認された原動機取扱手引書に記載されたものである場合に限り、行うことができる。</p> <p>-10. 規則2編 <u>2.1.4.5.(3)(b)</u>にいう「本会が適当と認める基準」とは、IMO決議MEPC.291(71) (その後の改正を含む。)の附属書中第7節、又は当該決議を考慮し主管庁が適当と認めたものをいう。</p>	<p>方法に基づいて本会が承認した試験方法をいう。</p> <p>(3) 規則2編 <u>2.1.3-3.(5)(a)</u>に規定する通風洗浄装置の初回検査は、附属書IIの付録7に規定される洗浄方法に準じて当該装置を作動させて検査を行う。</p> <p>(省略)</p> <p>-5. 規則2編 <u>2.1.3-5.(2)(b)i</u>に規定する据付等の確認においては、排ガス浄化装置の配管等の位置の確認を行うほか、8編 <u>1.2.2-1.</u>及び又は8編 <u>2.2-1.</u>に規定する警報が備えられていることを確認する。</p> <p>-6. 規則2編 <u>2.1.3-5.(2)(b)ii</u>に規定する効力試験については、附属書2-2.1による。</p> <p>-7. 規則2編 <u>2.1.3-5.(3)</u>の適用上、用語の定義は、規則8編 <u>1.1.2</u>による。</p> <p>-8. 規則2編 <u>2.1.3-5.(3)(a)</u>にいう「本会が必要と認めるディーゼル機関」とは、NOxテクニカルコード2.2.4.1又は2.2.5.2に従いそれぞれ試験台における試験方法と同じ方法を用いて船上において確認を行うディーゼル機関又は船上簡易計測法による放出量確認を行うディーゼル機関以外のディーゼル機関をいう。</p> <p>-9. 規則2編 <u>2.1.3-5.(3)(a)</u>にいう「本会が適当と認める場合」とは、検査を省略しようとするすべてのディーゼル機関又はシリンダが、検査を実施するものと同様の性能を有すると検査員が物理的な確認により判断する場合をいう。なお、予備品に対する検査は、予備品により代表される構成部品が承認された原動機取扱手引書に記載されたものである場合に限り、行うことができる。</p> <p>-10. 規則2編 <u>2.1.3-5.(3)(b)</u>にいう「本会が適当と認める基準」とは、IMO決議MEPC.291(71) (その後の改正を含む。)の附属書中第7節、又は当該決議を考慮し主管庁が適当と認めたものをいう。</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>-11. 規則 2 編 <u>2.1.4-5.(5)(a)</u> という「本会が別に定める試験」とは、IMO 決議 MEPC.76(40)又は MEPC.244(66) (その後の改正を含む。) の 7.2 に掲げる試験をいう。なお、当該試験は日本舶用品検定協会 (以下、「HK」という。) が交付した証明書による確認に替えることができる。</p> <p>-12. 規則 2 編 <u>2.1.4-5.(5)(c)</u> という「本会が別に定める試験」とは、IMO 決議 MEPC.76(40)又は MEPC.244(66) (その後の改正を含む。) の 7.3 に掲げる試験をいう。</p> <p>-13. 規則 2 編 <u>2.1.4-6.(1)</u> という「本会が適当と認める場合」とは次をいう。 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>-11. 規則 2 編 <u>2.1.3-5.(5)(a)</u> という「本会が別に定める試験」とは、IMO 決議 MEPC.76(40)又は MEPC.244(66) (その後の改正を含む。) の 7.2 に掲げる試験をいう。なお、当該試験は日本舶用品検定協会 (以下、「HK」という。) が交付した証明書による確認に替えることができる。</p> <p>-12. 規則 2 編 <u>2.1.3-5.(5)(c)</u> という「本会が別に定める試験」とは、IMO 決議 MEPC.76(40)又は MEPC.244(66) (その後の改正を含む。) の 7.3 に掲げる試験をいう。</p> <p>-13. 規則 2 編 <u>2.1.3-6.(1)</u> という「本会が適当と認める場合」とは次をいう。 (省略)</p> <p><b>2.1.6 船上に保持すべき手引書等</b> 規則 2 編 <u>2.1.6(1)</u> に規定する証明書については、個々の機器・装置等に対して発行された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等とすること。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。</p>	
<p align="center">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この達は、2025 年 7 月 1 日から施行する。</li> <li>施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>前 2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 章 定期的検査</b></p> <p><b>3.2 中間検査</b></p> <p><b>3.2.2 構造及び設備の検査</b></p> <p>-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から(3)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則 2 編 3.2.2-2.(1)(a)の原油洗浄管の検査のうち、フレキシブルホースが用いられている場合には、定格最大使用圧力の 1.5 倍以上で、かつ、設計破壊圧力の 2/5 以下の圧力で水圧試験を行う。</p> <p>(2) 規則 2 編 3.2.2-2.(2)(a)の油排出監視制御装置の流液の排出停止のための自動装置及び始動のインタロックについては、油分濃度、流量及び船速の信号を入力することにより、作動を確認する。また、演算、記録及び警報を含め装置全般の作動をダミー信号により確認する。サンプリング装置については、サンプリング管及びサンプリングポンプに漏れが無いこと並びにサンプリング管に設置される遠隔制御弁の作動を確認する。</p> <p>油分濃度計測装置の応答時間の検査は、サンプリングポンプの流量計測を行うことにより、<u>2.1.4-2.(3)(e)</u>の算式を用いて確認しても差し支えない。</p> <p>(3) 規則 2 編 3.2.2-2.(4)の油水境界面検出器の検査は、メ</p>	<p><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 章 定期的検査</b></p> <p><b>3.2 中間検査</b></p> <p><b>3.2.2 構造及び設備の検査</b></p> <p>-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から(3)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則 2 編 3.2.2-2.(1)(a)の原油洗浄管の検査のうち、フレキシブルホースが用いられている場合には、定格最大使用圧力の 1.5 倍以上で、かつ、設計破壊圧力の 2/5 以下の圧力で水圧試験を行う。</p> <p>(2) 規則 2 編 3.2.2-2.(2)(a)の油排出監視制御装置の流液の排出停止のための自動装置及び始動のインタロックについては、油分濃度、流量及び船速の信号を入力することにより、作動を確認する。また、演算、記録及び警報を含め装置全般の作動をダミー信号により確認する。サンプリング装置については、サンプリング管及びサンプリングポンプに漏れが無いこと並びにサンプリング管に設置される遠隔制御弁の作動を確認する。</p> <p>油分濃度計測装置の応答時間の検査は、サンプリングポンプの流量計測を行うことにより、<u>2.1.3-2.(3)(e)</u>の算式を用いて確認しても差し支えない。</p> <p>(3) 規則 2 編 3.2.2-2.(4)の油水境界面検出器の検査は、メ</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>一カの手扱い説明書に従って作動試験を行う。</p> <p><b>3.3 定期検査</b></p> <p><b>3.3.2 構造及び設備の検査</b></p> <p>-3. 規則2編3.3.2-4.(1)の検査は次によること。</p> <p>(1) 汚水浄化装置の検査は次による。</p> <p>(a) <u>2.1.44.(1)</u>に掲げる検査</p> <p>(b) 主要部の開放検査</p> <p>(c) 当該浄化装置の保守点検記録等の保全記録を検査し、製造所が指定する薬剤以外のものを使用していないことの確認</p> <p>(d) 処理水に視認できる固形物がないことの確認</p> <p>(2) 汚水処理装置の検査は次による。</p> <p>(a) <u>2.1.44.(1)</u>に掲げる検査</p> <p>(b) 主要部の開放検査</p> <p>(3) 汚水貯留タンクの検査は <u>2.1.44.(2)</u>の規定による。ただし、開放検査及び張水試験にあつては板厚計測等の結果、検査員が現状良好と認める場合には省略することができる。</p>	<p>一カの手扱い説明書に従って作動試験を行う。</p> <p><b>3.3 定期検査</b></p> <p><b>3.3.2 構造及び設備の検査</b></p> <p>-3. 規則2編3.3.2-4.(1)の検査は次によること。</p> <p>(1) 汚水浄化装置の検査は次による。</p> <p>(a) <u>2.1.34.(1)</u>に掲げる検査</p> <p>(b) 主要部の開放検査</p> <p>(c) 当該浄化装置の保守点検記録等の保全記録を検査し、製造所が指定する薬剤以外のものを使用していないことの確認</p> <p>(d) 処理水に視認できる固形物がないことの確認</p> <p>(2) 汚水処理装置の検査は次による。</p> <p>(a) <u>2.1.34.(1)</u>に掲げる検査</p> <p>(b) 主要部の開放検査</p> <p>(3) 汚水貯留タンクの検査は <u>2.1.34.(2)</u>の規定による。ただし、開放検査及び張水試験にあつては板厚計測等の結果、検査員が現状良好と認める場合には省略することができる。</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4 章 臨時検査</b></p> <p><b>4.1 一般</b></p> <p><b>4.1.2 検査</b></p> <p>-3. ディーゼル機関に、規則 8 編 1.1.2(13)に定める主要な改造を行う場合の臨時検査においては、規則 8 編 2.1.1-4.に適合することの確認に加え、当該ディーゼル機関について、規則 2 編 <u>2.1.4-5.(3)</u>に従った検査を行う。</p> <p>-4. 規則 8 編 2.1.1-3.の適合確認を行う場合の臨時検査においては、次の(1)又は(2)により、窒素酸化物放出量が規則 8 編表 8-1(a)から(c)のいずれかに示す許容限度以下にあることを確認する。</p> <p>(1) 規制適合手法ファイルに指定される方法に従い、当該手法が適切に導入されていることを確認する。</p> <p>(2) 規則 8 編 2.1.1-4.に適合することの確認に加え、規則 2 編 <u>2.1.4-5.(3)</u>に従った検査を行う。</p> <p>-5. 船舶に 8 編 1.2.2-1.が適用される排ガス浄化装置を新たに備える場合の臨時検査においては、規則 2 編 2.1.2-1.(6)(c)及び <u>2.1.4-5.(2)(b)</u>に従って検査を行う。</p>	<p><b>海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4 章 臨時検査</b></p> <p><b>4.1 一般</b></p> <p><b>4.1.2 検査</b></p> <p>-3. ディーゼル機関に、規則 8 編 1.1.2(13)に定める主要な改造を行う場合の臨時検査においては、規則 8 編 2.1.1-4.に適合することの確認に加え、当該ディーゼル機関について、規則 2 編 <u>2.1.3-5.(3)</u>に従った検査を行う。</p> <p>-4. 規則 8 編 2.1.1-3.の適合確認を行う場合の臨時検査においては、次の(1)又は(2)により、窒素酸化物放出量が規則 8 編表 8-1(a)から(c)のいずれかに示す許容限度以下にあることを確認する。</p> <p>(1) 規制適合手法ファイルに指定される方法に従い、当該手法が適切に導入されていることを確認する。</p> <p>(2) 規則 8 編 2.1.1-4.に適合することの確認に加え、規則 2 編 <u>2.1.3-5.(3)</u>に従った検査を行う。</p> <p>-5. 船舶に 8 編 1.2.2-1.が適用される排ガス浄化装置を新たに備える場合の臨時検査においては、規則 2 編 2.1.2-1.(6)(c)及び <u>2.1.3-5.(2)(b)</u>に従って検査を行う。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 適用等</b></p> <p><b>1.1.1 適用</b></p> <p>-3. 規則3編 1.1.1-6.の国際航海に従事しない船舶（以下、「非国際船」という。）の油による海洋汚染防止のための構造及び設備は、次の(1)から(9)までの取扱いを除き規則3編の規定を適用する。 （省略）</p> <p>(9) 2016年1月1日前に建造開始段階にあった非国際船で、規則B編 2.1.7の要件に基づき承認された復原性資料及び規則3編 3.2.2-5.(2)の要件に基づき承認された損傷時復原性資料に従い、かつ、損傷時復原性資料に含まれる計算条件として記載されている貨物又は貨物の比重の範囲内で運送する船舶にあつては、規則3編 3.2.2-11.にかかわらず、規則3編 3.2.2-8.から-10.の要件を免除することができる。</p>	<p><b>3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 適用等</b></p> <p><b>1.1.1 適用</b></p> <p>-3. 規則3編 1.1.1-6.の国際航海に従事しない船舶（以下、「非国際船」という。）の油による海洋汚染防止のための構造及び設備は、次の(1)から(9)までの取扱いを除き規則3編の規定を適用する。 （省略）</p> <p>(9) 2016年1月1日前に建造開始段階にあった非国際船で、規則B編 2.3.2の要件に基づき承認された復原性資料及び規則3編 3.2.2-5.(2)の要件に基づき承認された損傷時復原性資料に従い、かつ、損傷時復原性資料に含まれる計算条件として記載されている貨物又は貨物の比重の範囲内で運送する船舶にあつては、規則3編 3.2.2-11.にかかわらず、規則3編 3.2.2-8.から-10.の要件を免除することができる。</p>	
<p><b>附 則</b></p> <p>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</p> <p>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に</p>		

### 「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>安全設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p>(削除)</p> <p><b>2.1.2 提出図面及び書類</b> (省略)</p> <p>(削除)</p> <p><b>2.1.5 検査*</b> <u>規則 2 編 2.1.5-3.の適用上, 規則 2 編 2.1.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>安全設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般</b> <u>規則 2 編 2.1.1-2.の適用上, 規則 2 編 2.1.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</u></p> <p><b>2.1.2 提出図面及びその他の書類</b> (省略)</p> <p><b>2.1.4 船上に保持すべき図面等</b> <u>規則 2 編 2.1.4-4.に規定する証明書については, 個々の機器・装置等に対して発行された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等とすること。なお, 就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り, これらの証明書を更新することを要しない。</u></p> <p>(新規)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>3 編 救命設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 救命設備</b></p> <p><b>2.15 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇 (追加規定)</b> (SOLAS Chapter III Reg.31)</p> <p><b>2.15.1 救命艇及び救命いかだ</b> -2. 規則3編2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだが積付けられる場所には、次の(1)から(4)を備えること。 (省略) (3) (2)の照明装置は自己起電の蓄電池式のものをを用いても差し支えない。この場合、同照明装置は次によらなければならない。 (省略) (f) 使用される蓄電池については、製造者による有効期限の表示の有無に関わらず、<u>鋼船規則B編表B2.2</u>、同規則H編1.1.8及び2.11.5を満足すること</p>	<p style="text-align: center;"><b>3 編 救命設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 救命設備</b></p> <p><b>2.15 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇 (追加規定)</b> (SOLAS Chapter III Reg.31)</p> <p><b>2.15.1 救命艇及び救命いかだ</b> -2. 規則3編2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだが積付けられる場所には、次の(1)から(4)を備えること。 (省略) (3) (2)の照明装置は自己起電の蓄電池式のものをを用いても差し支えない。この場合、同照明装置は次によらなければならない。 (省略) (f) 使用される蓄電池については、製造者による有効期限の表示の有無に関わらず、<u>鋼船規則B編2.1.6</u>、同規則H編1.1.8及び2.11.5を満足すること</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</p> <p>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適</p>		

### 「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
用することができる。		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>無線設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.4 登録検査</b></p> <p>(削除)</p> <p><b>2.4.2 提出図面及び書類</b> (省略)</p> <p><b>2.4.4 検査</b> (省略)</p> <p><u>-3. 規則 2.4.4-5.の適用上, 規則 2.4.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>無線設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.4 登録検査</b></p> <p><b>2.4.1 一般</b> <u>規則 2.4.1-2.の適用上, 規則 2.4.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</u></p> <p><b>2.4.2 提出図面及びその他の書類</b> (省略)</p> <p><b>2.4.3 検査</b> (省略) (新規)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>船体防汚システム規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.2.2 提出図面及び書類</b> (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>船体防汚システム規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.2.2 参考用提出書類</b> (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>船体防汚システム規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.3 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.3.2 提出図面及び書類</b> (省略)</p> <p><b>2.3.3 検査</b> (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>船体防汚システム規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.3 製造後登録検査</b></p> <p><b>2.3.2 参考用提出書類</b> (省略)</p> <p><b>2.3.3 工事の検査</b> (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</p>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 登録検査</b></p> <p>(削除)</p> <p><b>2.1.4 設備の検査</b></p> <p>-1. 規則2編 <u>2.1.4-2.(10)</u>の適用上、コミッショニング試験は、BWM.2/Circ.70/Rev.1 “2020 Guidance for the Commissioning Testing of Ballast Water Management Systems” も考慮し、管及び装置等を含め、本船上への設備がすべて完了した後、附属書 <u>2.1.3-2.(10)</u>に従い、実施すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 登録検査</b></p> <p><b>2.1.1 一般</b></p> <p><u>規則2編 2.1.1-2.の適用上、規則2編 2.1.2-2.(4)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</u></p> <p><b>2.1.3 設備の検査</b></p> <p>-1. 規則2編 <u>2.1.3-2.(10)</u>の適用上、コミッショニング試験は、BWM.2/Circ.70/Rev.1 “2020 Guidance for the Commissioning Testing of Ballast Water Management Systems” も考慮し、管及び装置等を含め、本船上への設備がすべて完了した後、附属書 <u>2.1.3-2.(10)</u>に従い、実施すること。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
用することができる。		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>揚貨設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 試験及び検査</b></p> <p><b>2.3 登録検査</b></p> <p><b>2.3.1 提出図面及び書類</b> (省略)</p> <p><b>2.3.2 検査</b> (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>揚貨設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 試験及び検査</b></p> <p><b>2.3 登録検査</b></p> <p><b>2.3.1 提出図面その他の書類</b> (省略)</p> <p><b>2.3.2 工事の検査</b> (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>自動化設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 自動化設備の検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び書類</b></p> <p>-1. 規則 <u>2.2.1-1.(1)</u>の書類は、できる限り<u>本会が指定する形式に従って作成すること。</u></p> <p>-2. 規則 <u>2.2.1-1.(2)(b)</u>に掲げる図面及び資料とは、次のものをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動化設備規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 自動化設備の検査</b></p> <p><b>2.2 登録検査</b></p> <p><b>2.2.1 提出図面及び資料</b></p> <p>-1. 規則 <u>2.2.1(1)</u>の資料は、できる限り<u>本会の所定の用紙を用いて作成すること。</u></p> <p>-2. 規則 <u>2.2.1(2)(b)</u>に掲げる図面及び資料とは、次のものをいう。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>高速船規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.3 海上試運転及び復原性試験</b></p> <p><b>2.3.1 海上試運転</b> (省略)</p> <p>(5) 機関の試験 鋼船規則 B 編表 <u>B2.11 第 5 項</u> に準じて機関の作動試験を行う。</p> <p>(6) ウィンドラスの効力試験 鋼船規則 B 編表 <u>B2.11 第 6 項</u> に準じたウィンドラスの効力試験 (省略)</p> <p>(8) ボイラの蓄気試験 鋼船規則 B 編表 <u>B2.11 第 7 項</u> に準じて蓄気試験を行う。</p> <p><b>2.5 登録事項の変更</b></p> <p><b>2.5.1 改造検査</b> (省略)</p> <p>-3. 改造後の復原性に関しては, <u>鋼船規則 B 編 2.3.1-5.</u> によること。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>高速船規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 章 登録検査</b></p> <p><b>2.3 海上試運転及び復原性試験</b></p> <p><b>2.3.1 海上試運転</b> (省略)</p> <p>(5) 機関の試験 鋼船規則 B 編 <u>2.3.1-1.(5)</u> に準じて機関の作動試験を行う。</p> <p>(6) ウィンドラスの効力試験 鋼船規則 B 編 <u>2.3.1-1.(6)</u> に準じたウィンドラスの効力試験 (省略)</p> <p>(8) ボイラの蓄気試験 鋼船規則 B 編 <u>2.3.1-1.(8)</u> に準じて蓄気試験を行う。</p> <p><b>2.5 登録事項の変更</b></p> <p><b>2.5.1 改造検査</b> (省略)</p> <p>-3. 改造後の復原性に関しては, <u>鋼船規則検査要領 B 編 2.5.1-7.から同-9.</u> によること。 (省略)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>強化プラスチック船規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.2.4 工事中の検査</b> (省略)</p> <p>-2. 規則 <b>2.2.4-3.</b>にいう「本会が別に定める項目」とは、<u>鋼船規則 B 編表 B2.7</u> 第 1 項にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは前-<b>1.(2)</b>による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>強化プラスチック船規則検査要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2章 検査</b></p> <p><b>2.2 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.2.4 工事中の検査</b> (省略)</p> <p>-2. 規則 <b>2.2.4-3.</b>にいう「本会が別に定める項目」とは、<u>鋼船規則検査要領 B 編 2.1.4-1(1)</u>及び同-<b>8.</b>にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは前-<b>1.(2)</b>による。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</li> <li>2. 施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備については、この達にかかわらず、なお従前の例による。</li> <li>3. 前2.にかかわらず、この達による規定を施行日前に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用することができる。</li> </ol>		

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>船用材料・機器等の承認及び認定要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 定義</b></p> <p><b>2.5 標準構造図面承認</b></p> <p>「標準構造図面承認」とは、船用機器についてあらかじめ要目、構造、寸法及び材料等を記載した図面及び書類を承認し、当該図面等を標準構造図面としての取扱いを行ってもよいことを製造者に対して証明することをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>船用材料・機器等の承認及び認定要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b>総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 定義</b></p> <p><b>2.5 標準構造図面承認</b></p> <p>「標準構造図面承認」とは、<u>鋼船規則 B 編 2.1.2-6</u>を適用する1つの方法であって、船用機器についてあらかじめ要目、構造、寸法及び材料等を記載した図面及び書類を承認し、当該図面等を標準構造図面としての取扱いを行ってもよいことを製造者に対して証明することをいう。</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>第4編 船体用非金属材料及び塗料</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4章 塗装システムの認定</b></p> <p><b>4.1 一般</b></p> <p><b>4.1.1 適用</b></p> <p>-1. 本章の規定は、<u>鋼船規則B編表B2.10第1項(1)(a)又は(2)(a)の規定に基づき、塗装システムの認定に関する試験及び検査等に適用する。</u> (省略)</p> <p><b>4.2 認定申込手続き</b></p> <p><b>4.2.2 提出資料</b></p> <p>申込書とともに提出する資料は、次のとおりとする。 (省略)</p> <p>(9) 塗装システムの仕様(原則として、<u>鋼船規則B編2.1.6-1.2)の項目を含むこと</u>) (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4編 船体用非金属材料及び塗料</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4章 塗装システムの認定</b></p> <p><b>4.1 一般</b></p> <p><b>4.1.1 適用</b></p> <p>-1. 本章の規定は、<u>鋼船規則検査要領B2.1.8-2.(1)又はB2.1.8-3.(1)の規定に基づき、塗装システムの認定に関する試験及び検査等に適用する。</u> (省略)</p> <p><b>4.2 認定申込手続き</b></p> <p><b>4.2.2 提出資料</b></p> <p>申込書とともに提出する資料は、次のとおりとする。 (省略)</p> <p>(9) 塗装システムの仕様(原則として、<u>鋼船規則検査要領B2.1.2-7.(2)の項目を含むこと</u>) (省略)</p>	

「登録検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>6章 隔壁及び甲板に使用される材料の空気音遮断性能の認定</b></p> <p><b>6.1 一般</b></p> <p><b>6.1.1 適用</b> 本章の規定は、<u>鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2., An5.2</u> の規定に基づき、隔壁及び甲板に使用される材料の空気音遮断性能の認定に関する試験及び検査等に適用する。</p>	<p><b>6章 隔壁及び甲板に使用される材料の空気音遮断性能の認定</b></p> <p><b>6.1 一般</b></p> <p><b>6.1.1 適用</b> 本章の規定は、<u>鋼船規則検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)</u> 中、<u>5.2</u> の規定に基づき、隔壁及び甲板に使用される材料の空気音遮断性能の認定に関する試験及び検査等に適用する。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第 6 編 機関</b></p> <p><b>1章 船用機器の標準構造図面の承認</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.1 適用</b> 本章の規定は、<u>鋼船規則 B 編 2.1.3</u>, <u>高速船規則 2 編 2.1.2</u>, <u>冷蔵設備規則 2.1.1</u> 及び <u>揚貨設備規則 2.3.1-2.</u> の各規定に基づき、本会に図面を提出して承認を受ける必要のある船用機器について、あらかじめ、構造、寸法、材料及び仕様等を記載した図面及び書類を提出し、当該図面等を標準構造図面として取扱うことの承認に適用する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 編 機関</b></p> <p><b>1章 船用機器の標準構造図面の承認</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.1 適用</b> 本章の規定は、<u>鋼船規則 B 編 2.1.2</u>, <u>高速船規則 2 編 2.1.2</u>, <u>冷蔵設備規則 2.1.1</u> 及び <u>揚貨設備規則 2.3.1-2.</u> の各規定に基づき、本会に図面を提出して承認を受ける必要のある船用機器について、あらかじめ、構造、寸法、材料及び仕様等を記載した図面及び書類を提出し、当該図面等を標準構造図面として取扱うことの承認に適用する。</p>	

**「登録検査」新旧対照表**

新	旧	備考
<p><b>1.4 承認後の取扱い</b></p> <p><b>1.4.1 船舶への引当て</b>                      標準構造図面の承認を受けた船用機器を本会船級船に搭載しようとする場合には、その船舶用として鋼船規則、揚貨設備規則及び冷蔵設備規則の当該規定により承認図面及び書類を提出する代わりに「承認済みの標準構造図面による製品の引当て申込書」3部を本会に提出する。</p>	<p><b>1.4 承認後の取扱い</b></p> <p><b>1.4.1 船舶への引当て</b>                      標準構造図面の承認を受けた船用機器を本会船級船に搭載しようとする場合には、その船舶用として鋼船規則、揚貨設備規則及び冷蔵設備規則の当該規定により承認図面及び書類を提出する代わりに「承認済みの標準構造図面による製品の引当て申込書」<u>(鋼船規則検査要領 B2.1.2-5.(2)参照)</u> 3部を本会に提出する。</p>	
<p>附 則</p> <p>1. この達は、2025年7月1日から施行する。</p>		

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係 (一般)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船舶コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
1 一般配置図		○		○	○	○	○
2 中央横断面図	(1) 船倉及び機関室の横断面並びに船側タンクを設けるときはその付近の横断面を示したものを。 (2) 次の(a)から(e)に掲げる事項を記載したもの。 (a) 予定する船級符号及び付記 (b) 予定する満載喫水 (c) 木材満載喫水線を標示する場合は、その計画値に対応する喫水 (m) (d) 多層甲板を有する船舶の場合は、乾舷甲板の位置 (e) 規則 C 編 1 編 3.2.2.2 及び 3.2.2.3 の規定を適用する船舶にあつては設計温度	○		○	○	○	○
3 鋼材配置図	(1) 一般に、船首尾構造を含む船体構造部材の配置及び寸法を記載したもの。	○		○	○	○	○
4 船首材、船尾材、プロペラ柱、舵構造図	(1) 材料の種別及び船の速力を記載したもの。 (2) 舵構造図については、舵頭材の押込み圧力及び押込み長さを記載したもの。	○		○	○	○	○
5 中心線縦断面図	(1) 水密隔壁の位置、満載喫水線、ブラケットの寸法及び船首尾から船の長さの 1/10 及び 1/5 の箇所における船舶の横断面を示す形状図を記載したもの。 (2) 風圧側面積に算入する構造物及び甲板積み貨物の配置及び寸法並びに浮力算入範囲を記載したもの。	○					
6 甲板構造図	(1) 次の(a)から(d)に掲げる事項も記載したもの。 (a) 乾舷甲板、船楼甲板、倉口、倉口梁等 (b) 規則 A 編に規定する $L_f$ の前端及びそこから $0.25 L_f$ の位置 (c) 自動車専用船の車輛甲板にあつては、車輛の荷役時に頻繁に車輛が走行する経路 (より動的な荷重の影響を受けるランプウェイ近傍であつて、ある甲板層から上又は下の甲板層へ車輛が自走移動するための走行経路) (d) 可動式車輛甲板を備える船舶にあつては、その支持構造部材の構造	○		○	○	○	○
7 単底及び二重底構造図		○					
8 水密隔壁及び油密隔壁構造図	(1) 油密隔壁構造図については、タンクの最高部及びオーバーフロー管の頂部の高さを記載したもの。	○		○	○	○	○

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
9 船楼端隔壁構造図	(1) 扉の構造を記載したもの。	○					
10 艀装数計算書		○					
11 船首尾倉及びその付近 の防撓構造図		○					
12 ビラー及び甲板下縦桁 構造図		○					
13 外板展開図	(1) 放水口の寸法及び配置並びに規則 C 編 1 編 3.2.2.2 を適用する船舶にあっては、 バラスト状態における喫水線を記載したもの。 (2) ウェルを形成する暴露甲板がある場合には、規則 V 編に規定する「標準のげん 弧の形状」と当該暴露甲板のげん弧の比較表を記載したもの。	○		○	○	○	○
14 船体構造に溶接される 鍛造品及び鑄造品につ いて、証明書の写し						○	○
15 軸路構造図		○					
16 ボイラ台, 主機台, スラ スト受台及び中間軸受 台, 発電機台, その他特 に重要な補機台構造図	(1) 主機の出力, 高さ, 重量及び据付けボルト配置を記載したもの。	○					
17 機関室口囲壁構造図		○					
18 甲板室構造図	(1) 甲板上に長大な甲板室を備える船舶に限る。	○					
19 揚貨装置台構造図		○					
20 船舶の水密性又は風雨 密性を保持するための 装置に関する図面	(1) 開口の配置, 諸寸法及び装置詳細を記載したもの。 (2) ハッチカバー及び管装置等を含む。	○				○	○
21 ポンプ装置図	(1) 各水タンク及び油タンクの容量を記載したもの。	○					
22 甲板積木材貨物の高さ, 積付け及び定着に 必要な装置並びにその 配置を示す図	(1) 甲板上に木材を積載するための設備を有する船舶に限る。	○					

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係 (一般) (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
23 排水装置図	(1) 規則 V 編の規定により定まる「夏期満載喫水線」並びに、その喫水線の上方 600 mm、0.01 $L_f$ 及び 0.02 $L_f$ の線並びに乾舷甲板の下方 450 mm の線を記載したものの。 (2) 前(1)に関わらず、夏期満載喫水線に替えて、それより上方の計画最大満載喫水線を基準としても差し支えない。	○					
24 防火構造図	(1) 防火構造の詳細を記載したものの。	○		○	○		
25 居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能並びにその配置を示す図面	(1) 「居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能」とは、規則 B 編附属書 2.3.1-2. 「船内騒音計測に関する実施要領」An5.1 に規定する重みつき音響透過損失( $R_w$ )をいう。	○					
26 通風系統図		○					
27 船内で使用されるガスの管理に関する図面	(1) 船内で使用されるガスの規定は、規則 R 編 4.3 による。	○					
28 脱出設備図	(1) 脱出経路、通路の幅等の詳細を記載したものの。	○					
29 消防設備配置図	(1) 規則 R 編の規定により設置が要求される消火装置、火災探知装置、イナートガス装置、消火器、非常用消火ポンプを含む消火ポンプ、消火栓、消火ホース、消防員装具、ヘリコプタ施設、国際陸上施設連結具等の配置、型式、容量、数等を記載したものの。	○		○			
30 固定式火災探知警報装置の仕様や配置等を示す図	(1) 規則 R 編 7 章及び 20 章より設置が要求されるもの。 (2) 当該情報が他の図面に含まれる場合は、別途提出は要求されない。	○					
31 固定式消火装置 (固定式局所消火装置、固定式甲板泡装置、固定式水噴霧装置を含む) の仕様や配置等を示す図	(1) 規則 R 編 10 章、18 章、19 章及び 20 章より設置が要求されるもの。	○					

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
32 イナートガス装置の仕様や配置等を示す図	(1) 規則 R 編 4.5.5 より設置が要求されるもの。	○					
33 固定式炭化水素ガス検知装置の仕様や配置等を示す図	(1) 規則 R 編 4.5.7 及び 4.5.10 より設置が要求されるもの。	○			○		
34 点検設備図	(1) 規則 C 編 1 編 14.16.2.5 又は規則 CS 編 26.1.5 に規定するもの。	○			○		
35 点検設備に関する手引書	(1) 規則 C 編 1 編 14.16.3.6 又は規則 CS 編 26.2.6 に規定するもの。	○			○*2	○	○
36 船員の業務のためのはしご及びステップ等の設備図	(1) はしご及びステップの規定は、規則 C 編 1 編 14.15 による。	○					
37 船橋視界に関する図面	(1) 船の全長が 55 m 以上の船舶に限る。 (2) 規則 W 編 1.1.4 に規定されているもの。	○		○	○		
38 貨物油ポンプ室のビルジ及び通風装置図		○					
39 貨物蒸気等の通気装置図		○					
40 船舶識別番号の配置図	(1) 船舶識別番号の規定は、規則 C 編 1 編 14.2 による。	○					
41 曳航及び係留設備配置図	(1) 曳航及び係留設備配置の規定は、規則 C 編 1 編 14.4.1.4 又は規則 CS 編 23.2.9 による。	○			○		

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
42 乗降設備図	<p>(1) 総トン数 300 トン以上の船舶に限る。</p> <p>(2) 乗降設備の規定は、規則 C 編 1 編 14.14 又は規則 CS 編 21.9 による。</p> <p>(3) 次の(a)から(c)の事項を記載したもの。</p> <p>ただし、国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶にあっては、乗降設備の配置及び全体を示す図のみとして差し支えない。</p> <p>(a) 照明及び救命浮環を含む設備及び関連装置等の配置図</p> <p>(b) 最大及び最小傾斜角での使用状態を含む乗降設備全体図</p> <p>(c) 乗降設備と甲板部分の連結部詳細図</p>	○					

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
43 水中検査計画書	(1) 規則 B 編 6.1.2 の適用を受ける船舶に限る。 (2) 規則 B 編 6.1.2-2.に規定するもの。	○			○*2	○	○
44 ローディングマニユアル	(1) 規則 C 編 1 編 3.8.1.1 又は規則 CS 編 25.1.1 によりローディングマニユアルの備え付けが要求される船舶に限る。 (2) 規則 C 編 1 編 3.8.2 又は規則 CS 編 25.1.2 に規定されているもの。	○			○*2	○	○
45 損傷制御図	(1) 総トン数 500 トン以上の船舶に限る。 (2) 規則 C 編 1 編 2.3.4.3 に規定されているもの。	○			○*2	○	○
46 貨物固縛マニユアル	(1) 規則 B 編 1.2.2 が適用される船舶に限る。	○			○*2		
47 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニユアル	(1) 規則 C 編 1 編 14.10.1.10-1.及び 14.10.2.9-1.又は規則 CS 編 21.3.10-1.及び 21.4.9-1.に規定するもの。	○			○*2	○	○
48 復原性に関する資料又は様式等	(1) 「復原性に関する資料又は様式」とは、それぞれ次の(a)及び(b)をいう。 (a) 「復原性に関する資料」とは、附属書 U1.2.1「船長のための復原性資料に関する検査要領」により作成した復原性資料をいう。 (b) 「復原性に関する様式」とは、本会が承認した様式により作成した復原性手引き書をいう。 (2) 本船に備える復原性資料等については、次の(a)から(c)による。 (a) 規則 U 編が適用される船舶にあつては、前(1)(a)を備えること。 (b) 規則 U 編が適用されない船舶のうち、 $L_f$ が 24 m 以上の船舶並びに $L_f$ が 24 m 未満であっても貨物を輸送する船舶（タンカーを含む。）及び本会が特に必要と認めた船舶には、前(1)(b)を備えること。 (c) 前(a)及び(b)以外の船舶には、船の種類に応じ本会が適当と認めた復原性に関する十分な情報を備えること。 (3) 復原性に関する資料又は様式等の提出時期については、当該船舶の復原性試験の実施時期及び引渡し時期を十分に配慮すること。一般には、復原性試験の実施前の出来る限り早い時期に、計画値により作成した当該資料又は様式等を予備審査用として提出することを強く推奨する。	○					

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
49 船体線図（オフセット表がついているもの）、軽荷重量曲線図、タンク容量図及び傾斜試験結果	(1) 規則 C 編 1 編 3.8.1.1 により積み付け計算機の備付けが要求されている船舶にあつては、提出すること。 (2) 前(1)以外の船舶であつて、復原性に関する資料の備え付けが要求される船舶又は規則 V 編の規定の適用を受ける船舶にあつては、提出すること。		○				
50 非常曳航設備の配置図	(1) 規則 C 編 1 編 14.5.2 に規定するもの。	○					

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係 (一般) (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
51 非常曳航設備が設置される箇所の船体構造図	(1) 規則 C 編 1 編 14.5.2 に規定するもの。	○					
52 タンカーの船首部への安全通路図		○					
53 塗装テクニカルファイル (海水バラストタンク等)	(1) 規則 C 編 1 編 3.3.5.3 又は規則 CS 編 22.4.2 に規定するもの。 (2) 塗装テクニカルファイルに含めるべき情報等については、規則 B 編 2.1.6 による。	○			○*2	○	○
54 塗装テクニカルファイル及び/又は耐食鋼テクニカルファイル (貨物油タンク)	(1) 規則 C 編 1 編 3.3.5.4 又は規則 CS 編 22.4.3 に規定するもの。 (2) 塗装テクニカルファイル及び/又は耐食鋼テクニカルファイルに含めるべき情報等については、規則 B 編 2.1.6 による。	○			○*2	○	○
55 極海域運航手順書	(1) 規則 I 編 2.3.1 に規定するもの。	○			○*2		
56 アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料			○				
57 構造的に重要な場所を示す図面	(1) 規則 B 編 2.1.2 の規定により建造中管理計画に基づく検査を行う船舶に限る。 (2) 「構造的に重要な場所を示す図面」とは、当該船舶に対して実施した強度計算により監視が必要であると認識された位置又は類似船もしくは姉妹船の実績により船体構造の健全性に影響を与えるであろう亀裂、座屈、変形もしくは腐食が発生しやすいと認識された位置を示すものをいう。なお、対象とする船舶に応じて、次の(a)及び(b)の事項を考慮すること。 (a) 規則 C 編 1 編 14.16.3 が適用となる船舶にあつては、規則 C 編 1 編 14.16.3.6 に規定する点検設備に関する手引書に記載される構造的に重要な場所を含むこと。 (b) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、以下 82 の「船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所 (構造的に重要な場所を含む)」に含む情報と一致すること。	○			○		○
58 仕様書			○				

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
59 防食要領書	(1) 第 53 項及び 54 項の塗装テクニカルファイルに含まれる項目は省略可能。		○			○	○
60 積載しようとする貨物及びその配置について、詳細事項を記した図面	(1) 特殊な戴貨方式を採用しようとする船舶に限る。		○				
61 ビルジキールの配置、寸法、投影面積を記載した図面	(1) 復原性に関する資料の備え付けが要求される船舶に限る。		○				
62 排水量曲線図	(1) 規則 V 編の適用を受ける船舶に限る。 (2) 乾舷甲板までの各喫水に対する排水量及び毎センチメートル排水量を示したもの。		○				
63 貨物油タンクの圧力・真空逃し弁及び過圧防止装置の能力検討計算書	(1) 当該装置を備える船舶に限る。		○				
64 イナートガス装置の取扱い及び動作説明書	(1) 規則 R 編 35.2.2-5. に規定するもの。 (2) 当該装置を備える船舶に限る。 (3) 関係者の安全上の注意事項を含むもの。		○		○		
65 個々の曳航及び係留設備の支持構造に関する強度計算書	(1) 規則 C 編 1 編 14.4 又は規則 CS 編 23.2 に規定するもの。 (2) 設計荷重を記載したもの。 (3) 本会が適当と認める規格によらない曳航及び係留設備にあつては、当該設備に関する強度計算書		○				
66 非常曳航設備のオペレーションマニュアル	(1) 規則 C 編 1 編 14.5.2 の規定により当該設備の備え付けが要求される船舶に限る。		○		○		

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
67 ドア及び内扉の閉鎖及び締付けに関する操作手順	(1) 規則 C 編 1 編 14.10.1.10-2.及び 14.10.2.9-2.又は規則 CS 編 21.3.10-2.及び 21.4.9-2.により、ドア及び内扉の閉鎖及び締付けに関する操作手順を示した銘板の備え付けが要求される船舶に限る。		○				
68 損傷制御のための小冊子及び損傷時復原性に関する資料	(1) 規則 C 編 1 編 2.3.4.4 及び 2.3.4.5 に規定するもの。		○		○		
69 積付計算書の取扱説明書	(1) 規則 C 編 1 編 3.8 に規定するもの。				○		
70 復原性計算機の取扱説明書	(1) IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章に従ったもの。				○		
71 貨物タンクの通気装置に関する取扱説明書	(1) 規則 R 編 4.5.3 に規定する通気装置の取扱いを記載したもの。				○		
72 火災制御図、火災安全操作手引書、訓練手引書及び保守計画書	(1) 規則 R 編 14 章、15 章及び 16 章に規定するもの。				○		
73 ヘリコプタ運航手引書	(1) 規則 R 編 18.8 に規定するもの。				○		
74 非常用曳航手順書	(1) 規則 C 編 1 編 14.5.3 又は規則 CS 編 23.3 に規定するもの。				○		
75 騒音計測記録書	(1) 規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」An4.2 に示す記録書をいう。この記録書には、規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」An 3.3.6 により決定した騒音暴露レベルを記した書類を添付すること。			○	○		

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
76 水密性電線貫通部に 関する資料			○				
77 水密性電線貫通部記録 書	(1) 全ての水密性電線貫通部が記載され、識別されていること。各型式に対する施工、保守等の為の製造者が作成した参考資料、認定書、施工図面、造船所にて行われた最終確認の結果及び点検、修理、改造、保守記録が含まれていること。 (2) 造船所より提出され、検査員により確認されること。 (3) 紙形式又は電子形式若しくはその2つを併用して、当該記録書を保管すること。 (4) 無人の船舶にあっては、当該記録書は陸上に保管することができる。				○	○	○

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係 (一般) (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
78 消火及び防火に関する機器の検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書	<p>(1) 個々の機器・装置等に対して発行された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等をいう。なお、就航後に本船上の機器が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。消火及び防火に関する機器とは、次の(a)から(q)に掲げる機器をいう。</p> <p>(a) 非常用消火ポンプを含む消火ポンプ（船上搭載後の射水試験の成績書として差し支えない）</p> <p>(b) 消火ホース及び消火ノズル</p> <p>(c) 消火器（予備充填物を含む）</p> <p>(d) 消防員装具</p> <p>(e) 非常脱出用呼吸具</p> <p>(f) 固定式消火装置</p> <p>(g) 防火ダンパ及び動力式閉鎖扉</p> <p>(h) 固定式火災探知警報装置及び自動スプリンクラ装置</p> <p>(i) 防火材料</p> <p>(j) 危険物を運搬する船舶に要求される追加の設備（防爆型電気機器、探知装置、完全防護服、持運び式消火器及び水噴霧装置）</p> <p>(k) 甲板泡消火装置（ノズル及び泡原液）</p> <p>(l) イナートガス装置（持運び式酸素濃度計）</p> <p>(m) 貨物ポンプ室の保護に関する機器（温度計測装置及び炭化水素ガス濃度計）</p> <p>(n) 乾舷甲板下に設置される水密扉</p> <p>(o) 丸窓</p> <p>(p) 可搬式ガス検知器</p> <p>(q) 固定式炭化水素ガス検知装置</p>				○		

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
79 入渠又は上架計画書	(1) 規則 B 編表 B6.1 第 3 項に規定する開口等の位置を含むもの。					○	○
80 船体防汚システムに係る書類	(1) 船体防汚システム規則 2.2.2 に規定するもの。		○			○	○
81 各種試験方案，試験結果，計測記録等	(1) 少なくとも次の(a)及び(b)に掲げる内容を含めること。なお，ここでいう許容偏差又は誤差については，JSQS 等の適切な基準又はこれに準じるものであって，建造時に適用したものによる。 (a) 船体主要目に関する計測記録（許容偏差を含むもの） (b) 満載喫水線等の標識に関する詳細及びその計測記録（許容誤差を含むもの）					○	○
82 船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（第 57 項に掲げる構造的に重要な場所を含む）を示す図面							○
83 船舶のオペレーションを制限する全ての設計パラメータを示す資料							○
84 本会が認めた建造時の全ての変更が含まれていることが確認された図面及び情報	(1) 部材寸法詳細，使用材料，溶接線の位置，詳細断面並びに全ての開先をとった溶接及び完全溶け込み溶接箇所を含む。						○

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
85 全ての構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚		○					○
86 代替手法	(1) 構造詳細及び同等性に関する計算を含む。	○					○
87 船体構造の建造に用いられる材料の一覧及び船舶の使用期間中に変更があった場合の更新手順							○
88 船舶の生涯を通して維持すべき船の長さ方向に亘った船体横断面の最小断面係数（甲板及び船底領域における断面積の値，中性軸領域における切り替え値等の断面の詳細を含む。）							○
89 船体コンストラクションファイルに含まれる資料の一覧							○
90 検査記録	(1) 規則 B 編 2.1.2 の規定により建造中管理計画に基づく検査を行う船舶に限る。				○		○
91 建造中管理計画書	(1) 規則 B 編 2.1.2 の規定により建造中管理計画に基づく検査を行う船舶に限る。 (2) 検査着手時までに提出すること。		○		○		○
92 外注船体ブロックリスト	(1) 検査着手時までに提出すること。		○				
93 溶接施工計画書	(1) 検査着手時までに提出すること。	○					

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
94 非破壊試験計画書	(1) 検査着手時までに提出すること。	○					
95 非破壊試験技師技量資格記録	(1) 検査着手時までに提出すること。		○				
96 水密及び水圧試験方案	(1) 検査着手時までに提出すること。	○					
97 溶接施工方法及び施工要領書	(1) 検査着手時までに提出すること。	○					
98 溶接士技量資格記録	(1) 検査着手時までに提出すること。		○				
99 スチール製ワイヤーの保守点検のための取扱説明書	(1) 規則 CS 編 23.1.4 に規定するもの。				○		
100 係船索の技術仕様書	(1) 規則 C 編 1 編 14.4.4.4 に規定するもの。		○		○		

表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係（一般）（続き）

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類		
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成 図書	船体コンストラクション ファイル	
						国際航海に 従事する 船舶	SOLAS 条約 II-1 章 第 3-10 規則の適用 を受ける船舶
101 係船索を含む係留装置の点検及び保守のための管理計画書	<p>(1) MSC.1/Circ.1620 に基づき作成され、次の(a)から(f)の内容を含めること。</p> <p>(a) 係船索を含む係留設備の点検及び保守の手順</p> <p>(b) 係船索、テールロープ及び関連する係留設備の識別及び管理のための手順</p> <p>(c) 係船索の交換に関する製造業者の基準</p> <p>(d) 建造時の設計コンセプト、機器、配置及び仕様の記録。なお、2007年1月1日より前に起工された船舶であって、適当な記録の文書が無い場合については、次の i)及び ii)により、船舶設計最小切断荷重 (<math>MBL_{sd}</math>) を設定することが望ましい。</p> <p>i) 船上に搭載された係留設備の安全使用荷重 (SWL) に基づいて係留のための船舶設計最小切断荷重 (<math>MBL_{sd}</math>) を設定すること。</p> <p>ii) 安全使用荷重 (SWL) の情報が無い場合には、C 編 1 編 14 章 14.4.3 に基づき係留設備及び船体支持構造の強度を確認し、それらの能力に基づき係留のための船舶設計最小切断荷重 (<math>MBL_{sd}</math>) を設定すること。</p> <p>(e) 係船索、連結用シャックル及び合成繊維テールロープの製造者試験証明書</p> <p>(f) 係留設備の点検及び保守、並びに係船索の点検及び交換の記録</p>				○		
102 塗装性能基準に関する合意文書	(1) 船主、造船所及び塗装メーカーの間で表面処理及び塗装工程の検査手順の合意内容を文書化したもの。		○				

## 注

\*1：国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

\*2：本会の承認印を押印したもの又はその写し

表 B2.2 図面及び書類 – 機関関係

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
1 機関区域内全体装置図及び船内通信手段の系統図	(1) 機関士呼出し装置の系統図を含む。	○			
2 往復動内燃機関（付属装置を含む。）	(1) 規則 D 編 2.1.3-1.(1)に規定されているもの並びに非常用発電機室の通風用のルーバ及び通風筒の閉鎖装置の動力系統の仕様を示す資料（動力駆動の場合）。	○			○
	(2) 規則 D 編 2.1.3-1.(2)に規定されているもの。		○		○
3 蒸気タービン（付属装置を含む。）	(1) 規則 D 編 3.1.2(1)に規定されているもの。	○			○
	(2) 規則 D 編 3.1.2(2)に規定されているもの。		○		○
4 ガスタービン（付属装置を含む。）	(1) 規則 D 編 4.1.3(1)に規定されているもの。	○			○
	(2) 規則 D 編 4.1.3(2)に規定されているもの。		○		○
5 動力伝達装置	(1) 規則 D 編 5.1.2 に規定されているもの。	○			○
6 軸系	(1) 規則 D 編 6.1.2(1)に規定されているもの。	○			○
	(2) 規則 D 編 6.1.2(2)に規定されているもの。		○		○
7 プロペラ	(1) 規則 D 編 7.1.2 に規定されているもの。	○			○
8 軸系ねじり振動	(1) 規則 D 編 8.1.2 に規定されているもの。	○			○
9 ボイラ等及び焼却設備	(1) 規則 D 編 9.1.3 及び 9.13.2 に規定されているもの。	○			○
10 圧力容器	(1) 規則 D 編 10.1.4 に規定されているもの。	○			○
11 管艙装	(1) 規則 D 編 13.1.2 に規定されているもの。	○			○
	(2) ビルジ管及びバラスト管系統図にあっては、提出用完成図書として提出しなければならない。			○	○
12 タンカーの管装置	(1) 規則 D 編 14.1.2 に規定されているもの。	○			○
	(2) 貨物油諸管線図にあっては、提出用完成図書として提出しなければならない。			○	○
13 操舵装置	(1) 規則 D 編 15.1.3 に規定されているもの。	○			○
14 ウインドラス及びムアリングウインチ	(1) 規則 D 編 16.2.2(1)に規定されているもの。	○			○
	(2) 規則 D 編 16.2.2(2)に規定されているもの。		○		○
15 冷凍装置及び雰囲気制御設備	(1) 規則 D 編 17.1.2 に規定されているもの。	○			○
16 自動制御及び遠隔制御	(1) 規則 D 編 18.1.3(1)に規定されているもの。	○			○
	(2) 規則 D 編 18.1.3(2)に規定されているもの。		○		○

表 B2.2 図面及び書類 – 機関関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
17 ウォータジェット推進装置	(1) 規則 D 編 19.1.3 に規定されているもの。	○			
18 旋回式推進装置	(1) 規則 D 編 20.1.3 に規定されているもの。	○			
19 選択式触媒還元脱硝装置関連設備	(1) 規則 D 編 21.1.3(1)に規定されているもの。	○			
	(2) 規則 D 編 21.1.3(2)に規定されているもの。		○		
20 排ガス浄化装置関連設備	(1) 規則 D 編 22.1.3(1)に規定されているもの。	○			
	(2) 規則 D 編 22.1.3(2)に規定されているもの。		○		
21 排ガス再循環装置関連設備	(1) 規則 D 編 23.1.3(1)に規定されているもの。	○			
	(2) 規則 D 編 23.1.3(2)に規定されているもの。		○		
22 選択式触媒還元脱硝装置, 排ガス浄化装置又は排ガス再循環装置の取扱い及び動作説明書	(1) 関係者の安全上の注意事項を含む。				○
23 予備品表	(1) 規則 D 編 24.1.2 に規定されているもの。	○			
24 電気設備	(1) 規則 H 編 1.1.6(1)に規定されているもの。	○			
	(2) 規則 H 編 1.1.6(2)に規定されているもの。なお、電圧総合波形ひずみ率計算書及び高調波フィルタ運用手引書は保持用完成図として、船上に保持しなければならない。	○			○
	(3) 規則 H 編 1.1.8 に規定されている蓄電池保守記録書				○
25 海上試運転方案	(1) 後進試験の試験方案は、造船所が作成し、製造者により特定の運転特性が指定されている場合は、これを当該試験方案に含めること。	○			
26 海上試運転成績書	(1) 規則 B 編 2.1.7-7.に規定する試験及び前 25.に示す海上試運転方案に記載された試験の結果を含めること。		○		○
27 機関の説明書	(1) 規則 D 編 1.3.9 に規定されているもの。				○
28 水位検知警報装置に関する手引書	(1) 規則 D 編 13.8.5-4., 13.8.6-3. 又は 13.8.7-5. に規定されているもの。				○
29 コンピュータシステム	(1) 規則 X 編 2.1.1(1) に規定されているもの。	○			
	(2) 規則 X 編 2.1.1(2) に規定されているもの。		○		

注

\*1: 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

表 B2.3 図面及び書類 – 液化ガスばら積船関係

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
1 貨物タンク、防熱及び二次防壁の製造仕様書	(1) 溶接施工要領、溶接部の試験検査要領、貨物タンクの試験検査要領、二次防壁及び防熱材の諸性質とその施工要領、工作基準を含む。 (2) 機械的応力除去を実施する貨物タンクは、規則 N 編 6.6.2-3.に規定される試験方案を含む。 (3) 貨物の圧力・温度制御装置として蓄圧装置を使用する貨物タンクは、規則 N 編 7.5 に規定される設計条件を含む。	○			
2 貨物タンクの構造図		○			
3 貨物タンクの付着品装置図	(1) 内部付着品取付け詳細を記載したもの。	○			
4 貨物タンク支持構造、貨物タンクの甲板貫通部及び閉鎖装置の詳細図		○			
5 二次防壁の詳細図		○			
6 貨物管系の計画圧力、計画温度に対する使用材料区分及び材料規格又は仕様（防熱材を含む。）		○			
7 貨物タンク、防熱、二次防壁及び貨物タンク支持構造の材料規格又は仕様		○			
8 防熱材の配置及び取付け詳細図		○			
9 貨物ポンプ、貨物圧縮機及びこれらの駆動機の構造図		○			
10 貨物諸管系統図、計装管系統図及び貨物ベント管系統図	(1) 貨物諸管系統図については、製造中登録検査の完了に際し、完成図書を提出しなければならない。	○		○	
11 冷却装置及び再液化装置の主要部の構造図		○			
12 冷却装置及び再液化装置用冷媒管線図		○			
13 ホールドスペース又はインタバリアスペース、貨物ポンプ室、貨物圧縮機室及び貨物コントロール室のビルジ及び通風装置		○			

表 B2.3 図面及び書類 – 液化ガスばら積船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
14 ガス検知, 温度検知, 圧力検知等の検出端 配置図		○			
15 イナーティング系統図及び圧力調整装置の 詳細図	(1) ホールドスペース又はインタバリアスペースをイナーティングする場合に 限る。	○			
16 ホールドスペース又はインタバリアスペースの 圧力逃し装置の詳細図及び漏えい液の 排出装置の詳細図	(1) 規則 D 編 21.1.2 に規定されているもの。	○			
17 各種プロセス用圧力容器の組立断面図, ノ ズル詳細図, 付着品装置図及び付着品詳細 図		○			
18 貨物管装置用特殊弁類, 貨物タンク圧力逃 し弁, 貨物ホース, 伸縮継手, こし器等の 詳細図		○			
19 貨物タンク, 管系及び機器類の接地要領図		○			
20 人身保護設備図	(1) 規則 N 編 14 章に規定されているものを記載したもの。	○			
21 就航後の貨物タンク非破壊試験方案	(1) 独立型タンクタイプ B のタンクの場合に限る。 (2) 規則 B 編表 B5.27, 第 1 項(1)(d)を参照。	○			○*2
22 貨物格納設備の就航後の検査方案	(1) メンブレン方式又はセミメンブレン方式タンクの場合に限る。 (2) 規則 B 編表 B5.27 の注 1 を参照。	○			○*2
23 貨物格納設備に関する検査計画書	(1) 規則 N 編 4.3.6 に規定されているもの。	○			○*2
24 貨物装置に関するオペレーションマニュアル	(1) 規則 N 編 18.2.1 に規定されているもの。	○			○*2
25 貨物格納設備の基本設計原理及び技術的検 討書			○		
26 規則 N 編 4 章の規定により行うモデルテス ト等の方法及びその結果に関する資料			○		

表 B2.3 図面及び書類 – 液化ガスばら積船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
27 貨物タンク、二次防壁、防熱等の建造にあたり新しい材料及び溶接法を採用する場合には、その材料又は、溶接部の常温及び低温における物理的・機械的諸性質、低温じん性、耐食性に関する資料			○		
28 貨物タンクの設計荷重に関する資料	(1) 規則 N 編 4.13 から 4.18 に規定されているもの。		○		
29 貨物タンク及び支持構造の強度計算書	(1) 規則 N 編 4.8 及び 4.21 から 4.25 に規定されているもの。		○		
30 貨物タンク、防熱、二次防壁及び貨物タンク支持構造の強度並びに性能に関して、モデルテストを行った場合には、その検討及び結果に関する資料			○		
31 各種積付け状態における貨物タンク主要部分の温度に関する伝熱計算書等	(1) 本会が必要と認めた場合に限る。		○		
32 次の 33 に示す資料に記載されている温度分布状態における主要部材の熱応力計算書等	(1) 本会が必要と認めた場合に限る。		○		
33 船体の温度分布に関する計算書	(1) 本会が必要と認めた場合に限る。		○		
34 貨物部仕様書			○		
35 貨物の組成及び諸性質	(1) 必要な温度範囲の飽和蒸気圧線図を含む。		○		
36 貨物タンクの圧力逃がし装置の吹出し能力検討計算書	(1) 排気管の背圧計算書を含む。		○		
37 冷却装置及び再液化装置の能力検討計算書			○		
38 貨物諸管配置図	(1) 貨物サンプリング装置の詳細を含む。		○		
39 貨物タンクの積付け制限検討計算書			○		
40 貨物エリア内の交通用マンホールの配置図及び交通図	(1) 規則 N 編 3.5 に規定されているもの。		○		
41 残存要件に関する計算書	(1) 規則 N 編 2 章に規定されているもの。	○			○
42 故障モード及び影響分析 (FMEA) に関する文書	(1) 規則 N 編 10.2.6 に規定されているもの。		○		

表 B2.3 図面及び書類 – 液化ガスばら積船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
43 貨物取扱い計画書	(1) 規則 N 編 17.18.13-2.及び 17.23.12-10.に規定されているもの。	○			○*2
44 各貨物タンクの最大許容充填限度一覧表	(1) 規則 N 編 15.6.1 に規定されているもの。	○			○*2
45 IGC コードもしくはこれを取り入れた国内法規又はその写し	(1) 規則 N 編 18.1.1 に規定されているもの。				○
46 追加の消火設備等に関する図面	(1) 規則 N 編 11 章より設置が要求される消火設備等の仕様や配置を示す図面。	○			
47 載荷制限値等を記載した文章	(1) 規則 N 編 15.6.1-1.に規定されているもの。	○			
48 設計温度-110℃以下もしくは高圧管装置の応力解析検討書	(1) 規則 N 編 5.11.5 に規定されているもの。		○		
49 ベント装置の妥当性評価のための計算書	(1) 規則 N 編 15.5.2 の規定に従って貨物を積み付けるタンクに限る。 (2) 検査要領 N 編附属書 5 の 1.3 に規定されているもの。	○			
50 緊急遮断装置の仕様及び系統図, 作動要領	(1) 緊急遮断装置とは規則 N 編 18.3 に規定されているものをさす。	○			
51 ガス燃料に関連する装置の要目, 管線図及び構造図	(1) 燃料として貨物を使用する場合に限る。	○			
52 液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する図面及び書類	(1) 検査要領 N 編附属書 1 の 1.2(1), 21.2.1 及び 21.2.2 に規定されているもの。	○			
	(2) 検査要領 N 編附属書 1 の 1.2(2), 2.2.1, 3.2.1, 17.2.1, 18.2.1 及び 20.2.1 に規定されているもの。		○		
53 二元燃料ボイラに関する図面及び書類	(1) 検査要領 N 編附属書 2 の 1.3(1)に規定されているもの。	○			
	(1) 検査要領 N 編附属書 2 の 1.3(2)に規定されているもの。		○		
54 ガス燃焼装置に関する図面及び書類	(1) 検査要領 N 編附属書 2A の 1.3(1)に規定されているもの。	○			
	(1) 検査要領 N 編附属書 2A の 1.3(2)に規定されているもの。		○		
55 高圧ガス燃料機関に関する図面及び書類	(1) 検査要領 N 編附属書 16.1.1-2.の 1.3 (1)及び(3)に規定されているもの。	○			
	(1) 検査要領 N 編附属書 16.1.1-2.の 1.3(2)に規定されているもの。		○		
56 低圧ガス燃料機関に関する図面及び書類	(1) 検査要領 N 編附属書 16.1.1-3.の 1.3 (1)及び(3)に規定されているもの。	○			
	(1) 検査要領 N 編附属書 16.1.1-3.の 1.3 (2)に規定されているもの。		○		
57 タンカーの船首部への安全通路図		○			

## 注

\*1: 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては, 図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

\*2: 本会の承認印を押印したもの又はその写し

表 B2.4 図面及び書類 – 危険化学品ばら積船関係

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
1 貨物タンクの構造図		○			
2 貨物タンクの付着品装置図	(1) 内部付着品取付け詳細を記載したもの。	○			
3 貨物タンクの製造仕様書，支持構造，固定装置の詳細図	(1) 独立型タンク構造の場合に限る。 (2) 製造仕様書にあつては，使用材料，溶接施工要領，溶接部の試験検査要領，貨物タンクの試験検査要領を含む。	○			
4 貨物タンク内のコーティング塗装又はライニング施工要領書，必要に応じて耐食性試験等の成績書		○			
5 防熱材の配置，取付け詳細図及び施工要領書		○			
6 貨物ポンプ装置図	(1) 使用材料を記載したもの。仕様書を含む。	○			
7 貨物諸管系統図		○		○	
8 貨物タンク通気系統図		○			
9 通風装置系統図	(1) 貨物ポンプ室，ポンプ室，コファダム，二重底等の通風装置を含む。	○			
10 液面計及び温度計等の監視計測装置図	(1) 系統図の他，装置自体の構造図を含む。	○			
11 貨物温度制御装置図		○			
12 貨物タンクの環境制御システム図	(1) イナーテイング，封入，乾燥又は通風による環境制御を行う場合に限る。 (2) 系統図の他，装置自体の構造図を含む。	○			
13 ガス検知装置	(1) 各貨物毎の対応一覧表とする。	○			
14 貨物タンク，管系及び機器類の接地要領図	(1) 引火性物質を運送する場合に限る。	○			
15 人身保護設備図	(1) 規則 S 編 14 章に規定されているものを記載したもの。	○			
16 貨物装置に関するオペレーションマニュアル	(1) 規則 S 編 16.1.1 に規定されているもの。	○			○*2

表 B2.4 図面及び書類 – 危険化学品ばら積船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
17 全ての積載予定貨物の化学的及び物理的特性並びにその他の諸性質の一覧表			○		
18 規則 S 編の適用を受ける危険化学品及びそれらと同時積付される化学品の積み付け計画表			○		
19 他の貨物又は水との危険な反応及び重合等の自己反応並びに必要に応じて加熱又は冷却用媒体との危険な反応の有無を調査した資料	(1) 規則 S 編の適用を受ける危険化学品と同時積載する予定のない化学品については省略して差し支えない。		○		
20 貨物タンク内並びに貨物又は貨物蒸気と接触する可能性のある管装置及び機器の塗装又はライニングと貨物との反応の有無を調査した資料			○		
21 腐食性を有する貨物と耐食性材料との適合性の検討書			○		
22 貨物タンクの強度計算書, 必要に応じて熱応力計算書			○		
23 加熱装置の能力検討計算書	(1) 加熱を必要とする貨物を積載する場合に限る。		○		
24 貨物エリア内の交通用マンホールの配置図及び交通図	(1) 規則 S 編 3.4 に規定されているもの。	○			
25 残存要件に関する計算書	(1) 規則 S 編 2 章に規定されているもの。	○			○
26 各貨物タンクの最大許容充填限度一覧表	(1) 規則 S 編 15.3.2-12., 15.8.34-3.及び 15.14.7-3.に規定されているもの。	○			○*2
27 貨物取扱い計画書	(1) 規則 S 編 15.3.2-15.及び 15.8.32 に規定されているもの。	○			○*2
28 IBC コードもしくはこれを取り入れた国内法規又はその写し	(1) 規則 S 編 16.2.3-1.に規定されているもの。				○

表 B2.4 図面及び書類 – 危険化学品ばら積船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
29 貨物タンク及び防熱の製造仕様書	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。 (2) 溶接施工要領, 溶接部の試験検査要領, 貨物タンクの試験検査要領及び防熱材の諸性質とその施工要領, 工作基準を含む。	○			
30 貨物管系の計画圧力, 計画温度に対する使用材料区分及び材料規格又は仕様 (防熱材を含む。)	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。	○			
31 貨物タンク, 防熱及び貨物タンク支持構造の材料規格又は仕様	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。	○			
32 冷却装置の主要部の構造図	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。	○			
33 冷却装置用冷媒管線図	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。	○			
34 貨物タンク, 防熱等の建造にあたり新しい材料及び溶接法を採用する場合には, その材料又は, 溶接部の常温及び低温における物理的・機械的諸性質, 低温じん性, 耐食性に関する資料	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。		○		
35 貨物タンク, 防熱及び貨物タンク支持構造の強度並びに性能に関して, モデルテストを行った場合には, その検討及び結果に関する資料	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。		○		
36 各種積付け状態における貨物タンク主要部分の温度に関する伝熱計算書等	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。		○		
37 前 36 に示す資料に記載されている温度分布状態における主要部材の熱応力計算書等	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。		○		

表 B2.4 図面及び書類 – 危険化学品ばら積船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類			船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	提出用 完成 図書	保持用 完成図書
38 船体の温度分布に関する計算書	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。		○		
39 貨物の組成及び諸性質	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。 (2) 必要な温度範囲の飽和蒸気圧線図を含む。		○		
40 冷却装置及び再液化装置の能力検討計算書	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する船舶であって、貨物の貯蔵方法及び貨物タンクの構造方式を踏まえて本会が必要と判断した場合に限る。		○		
41 追加の消火設備等に関する図面	(1) 規則 S 編 11 章より設置が要求される消火装置等の仕様や配置を示す図面。	○			
42 タンカーの船首部への安全通路図		○			

## 注

\*1：国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

\*2：本会の承認印を押印したもの又はその写し

表 B2.5 図面及び書類 – 低引火点燃料船関係

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類		船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	保持用 完成図書
1 燃料タンク、防熱及び二次防壁の製造仕様書	(1) 溶接施工要領、溶接部の試験検査要領、燃料タンクの試験検査要領、二次防壁及び防熱材の施工要領、工作基準を含む。	○		
2 燃料タンクの配置及び構造図		○		
3 燃料タンクの付着品装置図及び配置図	(1) 内部付着品取付け詳細を記載したもの。	○		
4 燃料タンク支持構造の配置及び構造		○		
5 燃料タンクの甲板貫通部及び閉鎖装置の構造図		○		
6 二次防壁の配置及び構造図		○		
7 燃料タンク、防熱、二次防壁及び燃料タンク支持構造の材料規格又は仕様		○		
8 防熱の配置及び取付け詳細図		○		
9 燃料管装置の製造仕様書	(1) 溶接施工要領、溶接部の試験検査要領、燃料管の試験検査要領、二重管、ダクト及び防熱材の施工要領、工作基準を含む。	○		
10 燃料管、計装管及び燃料ベント管の系統図		○		
11 燃料貯蔵ホールドスペース又はインタバリアスペース、燃料調整室、タンクコネクションスペース及びバンカリングステーションのビルジ装置		○		
12 ガス検知装置の仕様、系統図及び配置図		○		
13 インナーティング系統図及び圧力調整装置の詳細図	(1) 燃料貯蔵ホールドスペース又はインタバリアスペースをインナーティングする場合に限る。	○		
14 燃料貯蔵ホールドスペース、インタバリアスペース、タンクコネクションスペースの圧力逃し装置の詳細図及び漏えい燃料の排出装置の詳細図		○		
15 各種プロセス用圧力容器の組立断面図、ノズル詳細図、付着品装置図及び付着品、こし器の詳細図		○		
16 燃料タンク、管系及び機器類の接地要領図		○		

表 B2.5 図面及び書類 – 低引火点燃料船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類		船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	保持用 完成図書
17 燃料調整室, タンクコネクションスペース, バンカリングステーション及びバンカリングを制御する場所に設置される機器の配置図		○		
18 就航後の非破壊試験方案	(1) タイプ B の独立型燃料貯蔵タンクに限る。 (2) 規則 B 編表 B5.29, 第 1 項(1)(d)を参照。	○		○*2
19 液化ガス燃料格納設備の就航後の検査方案	(1) メンブレン方式タンクに限る。 (2) 規則 B 編表 B5.29 の注 1 を参照。	○		○*2
20 液化ガス燃料格納設備に関する検査計画書	(1) 規則 GF 編 6.4.1-8.に規定されているもの。	○		○*2
21 危険場所, 燃料調整室, タンクコネクションスペース, ESD 保護機関区域及びイナートイニングされる区画への交通の配置図及びエアロックを含む交通図		○		
22 バンカリング装置, 燃料タンク, 燃料供給装置及び燃料使用機器の制御系統図(監視, 安全及び警報装置を含む。)及び設定値一覧表		○		
23 高圧ガス燃料機関に関する図面及び資料	(1) 規則 GF 編附属書 1.1.3-2.の 1.3(1)及び(3)に規定されているもの。	○		
	(2) 規則 GF 編附属書 1.1.3-2.の 1.3(2)及び(3)に規定されているもの。		○	
24 低圧ガス燃料機関に関する図面及び資料	(1) 規則 GF 編附属書 1.1.3-3.の 1.3(1)及び(3)に規定されているもの。	○		
	(2) 規則 GF 編附属書 1.1.3-3.の 1.3(2)及び(3)に規定されているもの。		○	
25 低引火点燃料装置および機器に関する図面	(1) 検査要領 GF 編附属書 1 の 1.2(1)に規定されているもの。	○		
	(2) 検査要領 GF 編附属書 1 の 1.2(2)に規定されているもの。		○	
26 ガス燃料ボイラの図面及び資料	(1) 検査要領 GF 編附属書 2 の 1.3(1)に規定されているもの。	○		
	(2) 検査要領 GF 編附属書 2 の 1.3(2)に規定されているもの。		○	
27 ガス燃焼装置 (GCU) の図面及び資料	(1) 検査要領 GF 編附属書 2A の 1.3(1)に規定されているもの。	○		
	(2) 検査要領 GF 編附属書 2A の 1.3(2)に規定されているもの。		○	

表 B2.5 図面及び書類 – 低引火点燃料船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類		船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	保持用 完成図書
28 通風装置配置図及び構造図	(1) 材料, 通風容量等を記載したもの。	○		
29 通風装置の空気取り入れ口, 排出口の配置図	(1) 冷却を必要とする貨物を積載する場合に限る。	○		
30 通風ダクト系統図	(1) 設計圧力, 材料, 取り付け物配置及び構造を含む。	○		
31 バンカリングマニホールド連結部詳細図		○		
32 各断面における燃料タンクと外板からの距離を明示した図面		○		
33 ドリップトレイの配置図及び容量計算書及び詳細図	(1) 材料, 船体との熱的保護, ドレン設備を含む。	○		
34 ホールドスペースの保護区画の交通経路及び交通設備図		○		
35 エアロックのドア配置図, 通風量計算書, 警報装置図		○		
36 運用手順書	(1) 規則 GF 編 17.2.2-3.に規定されるもの。	○		○*2
37 緊急手順書	(1) 規則 GF 編 17.2.2-4.に規定されるもの。	○		○*2
38 燃料格納設備の基本設計原理及び技術的検討書			○	
39 モデルテスト等の方法及びその結果に関する資料	(1) 規則 GF 編 16 章に規定されるもの。		○	
40 貨物タンク, 二次防壁, 防熱等の建造にあたり新しい材料及び溶接法を採用する場合には, その材料又は, 溶接部の常温及び低温における物理的・機械的諸性質, 低温じん性, 耐食性に関する資料			○	
41 設計荷重に関する資料	(1) 規則 GF 編 6.4.9 に規定されるもの。		○	
42 燃料タンク及び支持構造の強度計算書	(1) 規則 GF 編 6.4.6 及び 6.4.15 に規定されるもの。		○	
43 各種積込状態における燃料タンク主要部分の温度に関する伝熱計算書等	(1) 本会が必要と認めた場合に限る。		○	

表 B2.5 図面及び書類 – 低引火点燃料船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類		船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	保持用 完成図書
44 温度分布状態における主要部材の熱応力計算書等	(1) 本会が必要と認めた場合に限る。		○	
45 船体の温度分布に関する計算書	(1) 本会が必要と認めた場合に限る。		○	
46 燃料装置の仕様書			○	
47 燃料の組成及び諸性質	(1) 必要な温度範囲の飽和蒸気圧線図を含む。		○	
48 燃料タンクの逃し装置の吹出し能力検討計算書	(1) 排気管の背圧計算書を含む。		○	
49 燃料調整室, タンクコネクションスペースの設計コンセプトに関する技術資料			○	
50 ガス燃料の冷却装置及び再液化装置の能力検討計算書			○	
51 管の強度計算書	(1) 規則 GF 編 7.3.4-2.に規定されるもの。		○	
52 高圧燃料管装置の応力解析検討書	(1) 規則 GF 編 7.3.4-4.に規定されるもの。		○	
53 -110℃以下の管装置の応力解析検討書	(1) 規則 GF 編 7.3.4-5.に規定されるもの。		○	
54 高圧燃料管の外管又はダクトの設計圧力検討書	(1) 規則 GF 編 9.8.2 に規定されるもの。		○	
55 ポンプ軸貫通部詳細図	(1) 設計仕様, 構造, 材料等に関する情報を記載したもの。		○	
56 燃料タンクの積付け制限検討計算書			○	
57 確率計算書	(1) 燃料タンクの配置を決定する際に確率論的手法を適用する場合に限る。		○	
58 リスクアセスメント資料一覧			○	
59 故障モード及び影響分析 (FMEA) に関する文書	(1) 規則 GF 編 14.3.4 に規定されるもの。		○	

表 B2.5 図面及び書類 – 低引火点燃料船関係 (続き)

図面及び書類の名称*1	注記	提出図面及び書類		船舶に保持すべき図面及び書類
		承認用 図面等	参考用 図面等	保持用 完成図書
60 IGF コードもしくはこれを取り入れた国内法規又はその写し	(1) 規則 GF 編 14.3.4 に規定されるもの。			○
61 追加の消火設備等に関する図面	(1) 規則 GF 編 11 章より設置が要求される消火装置等の仕様や配置を示す図面。	○		
62 ガス燃料の冷却装置及び再液化装置の主要部の構造図		○		
63 ガス燃料の冷却装置及び再液化装置用冷媒管線図		○		

## 注

\*1: 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

\*2: 本会の承認印を押印したもの又はその写し

表 B2.6 船体コンストラクションファイル (SCF) (SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶) に含むべき情報の一覧

機能要件	含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所
<b>設計</b>				
1	設計寿命	・ 想定設計寿命 (年)	・ SCF スペシフィック	船上
		・ 想定設計寿命に関する記載がされたもの又は中央横断面図への想定設計寿命に関する記載	・ 中央横断面図	船上
2	環境条件	・ 想定環境条件	・ SCF スペシフィック	船上
3	<b>構造強度</b>			
3.1	一般設計	・ 適用規則 (発効日及び版)	・ SCF スペシフィック	船上
3.2	変形及び損傷モード	・ 適用した代替手法	・ 容量図	船上
3.3	最終強度	・ 許容積付状態	・ ローディングマニュアル	船上
		・ 許容最大縦曲げモーメント及びせん断力	・ 復原性資料	船上
		・ 許容最大貨物密度又は積付率	・ 積付計算機の取り扱い説明書	船上
3.4	安全余裕	・ 強度計算結果	・ オペレーション及びメンテナンスマニュアル	船上
		・ 降伏及び座屈する傾向がある高応力箇所 (例 構造的に重要な場所) を示す図面	・ 強度計算書	陸上アーカイブ
		・ 船体横断面の断面係数 (gross 寸法)	・ 降伏及び座屈する傾向がある箇所を示す図面	船上
		・ 船舶の生涯を通して維持すべき船の長さ方向に亘った船体横断面の最小断面係数 (甲板及び船底領域における面積の値, 中性軸領域における切り替え値等の断面の詳細を含む。)	・ 一般配置図	船上
		・ 構造部材の gross 寸法	・ 主要構造図	船上
		・ 構造図面		船上

表 B2.6 船体コンストラクションファイル (SCF) (SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶) に含むべき情報の一覧  
(続き)

機能要件	含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚</u></li> <li>・ <u>船体形状</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>舵及び船尾材</u></li> <li>・ <u>標準的な部材の構造詳細</u></li> <li>・ <u>主要構造図に記載される船体形状に関する情報</u></li> <li>・ <u>トリム及び復原性並びに縦強度の算定に必要な船上に備えられる計算機に保存される船体形状データ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>舵及び舵頭材に関する図面</u></li> <li>・ <u>構造詳細</u></li> <li>・ <u>工作図 (ヤード図)</u></li> <li>・ <u>危険場所を示す図面</u></li> <li>・ <u>船体線図 又は</u></li> <li>・ <u>船体線図と同等のもの</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>船上</u></li> <li>・ <u>船上</u></li> <li>・ <u>陸上アーカイブ</u></li> <li>・ <u>船上</u></li> <li>・ <u>陸上アーカイブ</u></li> <li>・ <u>船上</u></li> </ul>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>疲労寿命</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>適用規則 (発効日及び版)</u></li> <li>・ <u>適用した代替手法</u></li> <li>・ <u>計算条件及び計算結果</u></li> <li>・ <u>想定積付条件</u></li> <li>・ <u>疲労寿命計算結果</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>代替手法及び当該代替手法を適用した箇所</u>の構造詳細</li> <li>・ <u>想定積付条件及び積付割合</u></li> <li>・ <u>疲労寿命計算結果</u></li> <li>・ <u>疲労する傾向があると考えられる箇所 (例 構造的に重要な場所) を示す図面</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>SCF スペシフィック</u></li> <li>・ <u>構造詳細</u></li> <li>・ <u>疲労寿命計算書</u></li> <li>・ <u>疲労する傾向がある箇所を示す図面</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>船上</u></li> <li>・ <u>船上</u></li> <li>・ <u>陸上アーカイブ</u></li> <li>・ <u>船上</u></li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>残存強度</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>適用規則 (発効日及び版)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>SCF スペシフィック</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>船上</u></li> </ul>	

表 B2.6 船体コンストラクションファイル (SCF) (SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶) に含むべき情報の一覧  
(続き)

機能要件	含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所
6	防食			
6.1	塗装寿命	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐食の進行が著しいと考えられる箇所 (例 構造的に重要な場所) を示す図面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCF スペシフィック</li> <li>塗装テクニカルファイル (IMO <i>"PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE-SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS"</i> (海水バラストタンク等に対する IMO 塗装性能基準 /IMO 決議 MSC.215(82), 以降の改正を含む。) 及び <i>"PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR CARGO OIL TANKS OF CRUDE OIL TANKERS"</i> (貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準 /IMO 決議 MSC.288(87), 以降の改正を含む。))</li> <li>腐食の進行が著しいと考えられる箇所を示す図面</li> <li>主要構造図</li> </ul>	船上
6.2	腐食予備厚			<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物倉, 貨物タンク及びバラストタンク, その他の一体型の深水タンク並びに空所における塗装範囲及び目標塗装寿命並びにその他の防食措置</li> <li>貨物倉, 貨物タンク及びバラストタンク, その他の一体型の深水タンク並びに空所における塗装及びその他の防食措置の仕様</li> <li>構造部材のグロス寸法</li> <li>構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚</li> </ul>
7	構造の冗長性	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用規則 (発効日及び版)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCF スペシフィック</li> </ul>	船上

表 B2.6 船体コンストラクションファイル (SCF) (SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶) に含むべき情報の一覧  
(続き)

機能要件		含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所
8	水密及び風雨密性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用規則 (発効日及び版)</li> <li>・水密及び風雨密性に関する主要因子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水密及び風雨密性を保持するための装置の詳細</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SCF スペシフィック</li> <li>・ハッチカバー並びに外板及び隔壁に設けるドア及びその他の閉鎖装置の構造詳細</li> </ul>	船上 船上
9	人的要因への考慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶の運航, 点検, 保守時における安全性を高める人間工学設計の原則の一覧</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SCF スペシフィック</li> </ul>	船上
10	設計の透明性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用規則 (発効日及び版)</li> <li>・適用される設計の透明性及び知的所有権保護に関する業界標準</li> <li>・陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルに含まれる情報への参照</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的所有権に関する取り決め</li> <li>・陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルに含まれる情報の概要, 場所及び利用手順</li> </ul>	船上 船上
<u>建造</u>					
11	建造品質手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用工作品質標準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内又は国際的に広く認知された工作品質標準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SCF スペシフィック</li> </ul>	船上
12	製造中登録検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造中登録検査時の検査体制 (船主及び本会による全ての検査予定を含むこと)</li> <li>・非破壊試験に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用規則 (発効日及び版)</li> <li>・船体構造に溶接される鍛造品及び鋳造品について, 証明書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SCF スペシフィック</li> <li>・水密及び水圧試験方案</li> <li>・非破壊試験方案</li> <li>・塗装テクニカルファイル</li> </ul>	船上 船上 船上 船上

表 B2.6 船体コンストラクションファイル (SCF) (SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶) に含むべき情報の一覧  
(続き)

機能要件	含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所
就航後における考慮				
13	検査及び保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降伏, 座屈, 疲労及び著しい腐食をする傾向がある高応力箇所 (例 構造的に重要な場所) を示す図面</li> <li>・入渠時に通常検査を行う全ての貫通部の配置及び詳細</li> <li>・入渠の詳細</li> <li>・水中検査の詳細</li> <li>・主要構造図に示される船体形状に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SCF スペシフィック</li> <li>・オペレーション及びメンテナンスマニュアル (例えば, 倉口蓋及びドア用)</li> <li>・入渠及び上架計画書</li> <li>・危険場所を示す図面</li> <li>・点検設備に関する手引書</li> <li>・その他の一体型の深水タンクへの交通設備図</li> <li>・塗装テクニカルファイル</li> <li>・主要構造図</li> <li>・舵及び舵頭材に関する図面</li> <li>・構造詳細</li> <li>・工作図 (ヤード図)</li> <li>・船体線図 又は</li> <li>・船体線図と同等のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船上</li> <li>船上</li> <li>船上</li> <li>船上</li> <li>船上</li> <li>船上</li> <li>船上</li> <li>船上</li> <li>陸上アーカイブ</li> <li>陸上アーカイブ</li> <li>船上</li> <li>船上</li> </ul>
14	構造へのアクセス性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物倉, 貨物及びバラストタンク並びにその他の一体型の深水タンクへの交通設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検設備に関する手引書</li> <li>・その他の一体型の深水タンクへの交通設備図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船上</li> <li>船上</li> </ul>

表 B2.6 船体コンストラクションファイル (SCF) (SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶) に含むべき情報の一覧  
(続き)

機能要件	含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所
リサイクルにおける考慮				
15	リサイクル	・建造中に用いられ、環境及び安全性の観点から特別な取り扱いをする必要がある全ての材料の特定	・ SCF スペシフィック	船上
<p>備考：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>SCF スペシフィックとは、本表の要件を満足するために特に作成する必要がある資料のことをいう。</li> <li>主要構造図とは、中央横断面図、主要油密及び水密横隔壁図、鋼材配置図、外板展開図、貨物区域前方及び後方における横断面図、機関室構造図、船首構造図、船尾構造図等の図面のことをいう。</li> <li>工作図（ヤード図）とは、全ての構造部材の寸法が記載された構造図面の一式のことをいう。</li> <li>船体形状とは、船体の形状を図式的又は数值的に表示されたものをいう。例として、船体線図による図式的な表示及び船上に備えられる計算機に保存される船体形状データによる数值的な表示があげられる。</li> <li>船体線図とは、船舶全体の船体形状を表す特別な図面のことをいう。</li> <li>船体線図と同等のものとは、主要構造図に示される船体形状に関する情報の一式のことをいう。船体構造のいかなる箇所の補修を行えるよう形状定義をするために十分な情報を図面に含まなければならない。</li> <li>標準的な保管場所とは、船体コンストラクションファイルに含まれる各図面及び情報等が保管されるべき標準的な場所のことをいう。ただし、少なくとも本表中において船上と記載されているものについては、船上に保持しなければならない。</li> <li>陸上アーカイブは、適切な国際標準に従って運営されなければならない。</li> </ol>				

表 B2.7 検査 - 船体及び艤装

検査対象	満足すべき事項
1 材料, 艤装品及び溶接	<p>(1) 規則 K 編, L 編及び M 編に定められた試験を実施する。</p> <p>(2) 造船所以外の場所で製造された材料, 艤装品及び溶接については, 当該船舶に引当てるときに引当て検査を実施する。</p> <p>(3) 通常の検査において得られる情報と同様な情報が得られると, 主管庁又は本会が認める場合には, 通常の検査と異なる検査方法を認める場合がある。</p>
2 液化ガスばら積船, 危険化学品ばら積船及び低引火点燃料船	<p>(1) 液化ガスばら積船, 危険化学品ばら積船及び低引火点燃料船にあつては, 本表に加えて, それぞれ規則 N 編, 規則 S 編及び規則 GF 編の規定により試験を実施する。</p>
3 溶接	<p>(1) 溶接材料が認定されている。</p> <p>(2) 溶接士が適切な資格を有する。</p> <p>(3) 規則 M 編 2.2.1 に従って溶接施工計画書が承認されている。</p> <p>(4) 新たな溶接施工法承認試験が実施されている。</p> <p>(5) 溶接機器が, 適切に校正, 保守されている。</p> <p>(6) 溶接のための環境 (清掃, 乾燥, 照明等) 及び事前準備 (熱処理, 水分除去等) が適切である。</p> <p>(7) 溶接が管理者により適切に管理されている。</p> <p>(8) 溶接が適切に施工されており, 外観上重大な欠陥がない。</p> <p>(9) 船体構造の溶接部に対する非破壊試験は規則 M 編 8 章により実施する。</p>
4 鋼材準備及び組立	<p>(1) 鋼材はトレーサビリティを有し, 適切に識別されている。</p> <p>(2) 表面処理, 切断が適切に行われている。</p> <p>(3) 歪取り, 曲り直しは, 適切な方法で行われている。</p> <p>(4) 成型が適切な方法で行われている。</p> <p>(5) アライメント, 取り付け及びギャップは適切な基準に従っている。</p>
5 鉄構工事 (小組から大組, 総組, 搭載, 塞ぎ板)	<p>(1) 溶接及び材料が適切に施工されている。</p> <p>(2) アライメント及び曲がりとは適切な基準に従っている。</p>
6 手直し, 復旧工事, 変更工事	<p>(1) 溶接が適切に施工され, 曲がり及びアライメントは適切な基準に従っている。</p>
7 舵及び取付け	<p>(1) 適切に施工されている。</p> <p>(2) 漏洩試験を実施する。</p> <p>(3) ラダーキャリアが適切に据え付けられている。</p> <p>(4) 芯出し検査を実施する。</p> <p>(5) ブッシュが適切に取付られている。</p> <p>(6) 舵頭材が適切に押込まれている。</p> <p>(7) 舵頭材と舵本体が適切に結合されている。</p> <p>(8) 舵の振り回し試験を実施する。</p> <p>(9) 間隙計測を実施する。</p> <p>(10) キャリアベアリングの潤滑状態が適切である。</p>
8 竜骨線の見通し, 船体主要寸法及び船体ひずみの計測	<p>(1) 計画に対する精度を計測する。</p>
9 満載喫水線, 喫水標及び船舶識別番号	<p>(1) 満載喫水線の取付位置が適切である。</p> <p>(2) 喫水標の取付位置が適切である。</p> <p>(3) 船舶識別番号の取付位置が適切である。</p>

表 B2.7 検査 - 船体及び艙装 (続き)

検査対象	満足すべき事項
10 気密試験(含む漏洩, 射水試験), 水圧試験, 水密試験	<p>(1) タンク及び水密区画の水密性及び構造の妥当性並びにその他の構造及び艙装の風雨密性について、次の(a)から(d)の試験を実施する。</p> <p>(a) SOLAS 条約適用船にあっては、SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則に定める試験。ただし、主管庁が特別に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(b) SOLAS 条約適用船にあっては、附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」1 章に定める試験。ただし、以下(c)に掲げる場合を除く。</p> <p>(c) 次の i)及び ii)を満足する SOLAS 条約適用船にあっては、附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」2 章に定める試験。</p> <p>i) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」2 章の内容が SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則と同等であるとの合意を主管庁に申請することについて、造船所が船主の合意を得たことを示す根拠文書を提出した場合</p> <p>ii) 前 i)の免除/同等性が主管庁に承認された場合</p> <p>(d) SOLAS 条約非適用船にあっては、附属書 2.1.5「水密区画の試験方法」3 章に定める試験。</p> <p>(2) 管については、規則 D 編の規定に従った試験を実施する。</p>
11 進水前の船底部	<p>(1) 外板没水部の状態は適切である。</p> <p>(2) 水中検査用の装置を備え、適切な構造である。(規則 B 編 6.1.2 の適用を受ける船舶に限る)</p>
12 排水設備	<p>(1) 規則 D 編 13.5.10 に規定される排水設備について、効力試験を実施する。</p>
13 閉鎖装置(水密戸及びランプドアを含む)	<p>(1) 外板及び暴露甲板の開口に設けられる水密性又は風雨密性を保持するための閉鎖装置が、適切に施工されている。</p> <p>(2) 水密性又は風雨密性に関する効力試験を実施する。</p>
14 ブルワーク	<p>(1) 放水口を含めブルワークは適切に施工されている。</p>
15 ガードレール, 歩路等	<p>(1) ガードレール, 歩路及びその他の往来する船員の保護のための適切な手段を備える。</p> <p>(2) タンカーにあっては、船首部に位置するウインドラスの操作場所へ安全に往来できる。</p>
16 船橋視界	<p>(1) 船橋の配置が、適切に配置されている。</p> <p>(2) 船橋内の監視場所からの視野及び視覚が規則 W 編 2 章を満足する。</p>
17 積付計算機	<p>(1) 計算機を船内に備え付けた後、その設置された環境下において、規則 C 編 1 編 3.8.3.2-2.で調査した積付け状態の一部につき、機能確認試験を実施する。</p>
18 復原性計算機	<p>(1) 機能確認試験を実施する。</p>
19 非常曳航設備	<p>(1) 承認された非常曳航設備の配置図に従って配置されている。</p> <p>(2) 作動試験を実施する。</p>
20 乗降設備	<p>(1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に限る。</p> <p>(2) 規則 C 編 1 編 14.14 の要件に従っている。</p> <p>(3) 船側はしごについて、最大作動荷重による静的荷重試験を実施する。</p> <p>(4) ウインチは、ISO 7364:1983 又は本会が適当と認める基準に従って、最低 2 回の船側はしごの巻上げ及び巻下げ作動試験を実施する。</p> <p>(5) 作動試験後、ウインチ及び船側はしごの状態が適切である。</p>
21 腐食防止措置	<p>(1) 腐食防止措置が全ての海水バラストタンク、長さ 150m 以上のばら積み貨物船の二重船側外板区域及び載貨重量 5,000 トン以上の原油タンカーのすべての貨物油タンクに施されている。</p>
22 水位検知警報装置	<p>(1) 規則 D 編 13.8.5, 13.8.6 及び 13.8.7 で要求される水位検知警報装置に対して、可視可聴警報を含めた作動試験を実施する。</p>

表 B2.7 検査 - 船体及び艀装 (続き)

検査対象	満足すべき事項
23 船首隔壁	(1) 船首隔壁が、乾舷甲板まで水密である。 (2) 船首隔壁を貫通する管に取り付けられている弁が、乾舷甲板より上方で遠隔操作できる。 (3) 船首隔壁に、扉、マンホール、通風ダクト及びその他の開口が設けられていない。
24 曳航設備及び係留設備	(1) 全ての曳航設備及び係留設備に、安全操作の為の注意事項が適切に表示されている。 (2) 規則 D 編 16.3.2 に規定する作動試験を実施する。
25 ガスの管理	(1) 規則 R 編 4.5.7 より要求される可搬式ガス計測器が備えられている。 (2) 可搬式ガス計測器の適切な校正するための手段が備えられている。 (3) 規則 R 編 4.5.7(2)より要求されるガス計測のための措置が備えられている。
26 貨物タンクの通気装置	(1) 貨物タンクの通気装置が、適切に配置されている。
27 通風筒及び空気管	(1) 乾舷甲板及び船楼甲板に位置する通風筒、空気管及びそれらのコーミング、閉鎖装置が、適切に配置されている。
28 排水管、吸入管及び排出管	(1) 排水管、吸入管及び排出管について適切に配置されている。
29 閉塞防止のための措置	(1) 閉塞された車両積載区域又は閉塞されたロールオン・ロールオフ区域の排水装置に、閉塞防止のための措置が講じられている(固定式過圧水噴霧装置が設けられている場合に限る)。
30 げん窓及び内ぶた	(1) げん窓及び内ぶたが適切に配置されている。
31 錨鎖管及びチェーンロッカ	(1) 錨鎖管及びチェーンロッカが適切に配置されている。
32 ガベージシュート	(1) ガベージシュートが適切に配置されている。
33 A 型及び B-型乾舷船舶	(1) A 型及び B-型乾舷船舶の要件に適合している(該当する場合に限る)。
34 甲板積み木材貨物のための付属物及び装置	(1) 甲板積み木材貨物のための付属物及び装置が適切に備えられている。
35 点検設備	(1) 油タンカー及びばら積み貨物船にあっては、点検設備に関する手引書に従って、貨物及びその他の場所への交通手段が適切に備えられている。
36 水密性電線貫通部	(1) 検査要領 H2.9.15-5.に従って適切に施工されている。

表 B2.8 検査 – 機関及び電気設備\*1

検査対象	満足すべき事項
1 一般	<p>(1) 機関、電気機器、ケーブル、配管等が、適切に配置されている。</p> <p>(2) 造船所以外の場所で製造された機関及び電気設備等については、当該船舶に引当てるときに証明書を提出する。</p> <p>(3) 機関、ボイラその他の圧力容器、並びに関連する管装置及び取付物が、可動部、高温部及びその他の危険部位に十分な考慮を払い、船上の人員の危険を最小限とするよう設置及び保護されている。</p> <p>(4) 重要な補機のうち 1 つが作動不能になった場合であっても、推進機関の正常な作動を維持又は回復できる。</p> <p>(5) 船外からの援助を受けることなく、デッドシップ状態から機関を始動し、運転可能とする手段が設けられている。</p> <p>(6) 主機関、補機及びその他の機関の主要な部品に対する過圧を防止するための手段が設けられている。</p> <p>(7) 高温表面に燃料油、潤滑油及びその他の可燃性油が接することを防止する手段が適切に備えられている。</p> <p>(8) 機関制御室から主機及び他の機関を操作する装置が備えられ、適切に作動する。</p> <p>(9) 規則 D 編 18.2.4-6 に規定する遠隔制御機能の解除ができる。</p> <p>(10) 規則 D 編 18.2.6-3 に規定するオーバーライド装置の作動試験を実施する。</p> <p>(11) 機関区域の通風装置が適切に作動する。</p> <p>(12) 電気設備の感電、火災及びその他の危険を防止するための警告が適切に設置されている。</p> <p>(13) 規則 R 編 4.2.2(1)(e) に規定する燃料油タンクの油の量を確認する手段が備えられている。</p>
2 水圧試験及び水密試験等	<p>(1) 機関の種類により、規則 D 編に規定する水圧試験、漏れ試験又は気密試験を実施する。</p> <p>(2) 管については、規則 D 編の関連する規定に従い、圧力試験又は漏れ試験を実施する。</p>
3 低引火点燃料船	<p>(1) 低引火点燃料船にあっては、本表に加えて、規則 GF 編の規定により試験を実施する。</p>
4 機関の溶接	<p>(1) 規則 D 編 11 章に規定する製品溶接確認試験及び非破壊試験を実施する。</p>
5 主要機関部品及び材料	<p>(1) 主要機関部品の材料については規則 K 編に定められた試験を実施する。</p> <p>(2) 機関の種類により、規則 D 編及び規則 H 編に定められた試験を実施する。</p> <p>(3) 前(1)及び(2)の試験の実施にあっては、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様な情報が得られると本会が認める検査方法で行うことを認める場合がある。</p> <p>(4) 要部の仕上げ加工が良好である。また、中間加工工程は適当なときに確認される場合がある。</p> <p>(5) 溶接構造の場合、溶接が適切に施工されており、外観上重大な欠陥がない。溶接開始前及び溶接が完了した時に確認される。</p>
6 掘付け	<p>(1) 主要な機関は適切に掘付けされている。</p>
7 軸系	<p>(1) 検査要領 D6.3.2(1)に定める軸心見透しを実施する。</p> <p>(2) 船尾管の軸受部とプロペラ軸又は船尾管軸とのすき間又は軸降下量を計測する。</p> <p>(3) 軸系アライメントについて、次の(a)から(c)に従う。</p> <p>(a) 各軸受が適切に配置されている。</p> <p>(b) 検査要領 D6.3.2(2)に定める軸継手間のサグ及びギャップ量の確認試験を実施する。</p> <p>(c) 検査要領 D6.3.2(3)に軸受荷重計測を行う場合は、規則 D 編付属書 6.2.13, 1.4.2 に従う。</p> <p>(4) 軸の継手ボルトが適切に取り付けられている。</p> <p>(5) 第 1C 種プロペラ軸にあっては、規則 D 編 6.2.11 により規定される装置及び機器等について、規則 D 編 6.1.2(1)(1)ii)の一覧表に掲げる項目に従い、システムとしての効力試験を実施する。</p>

表 B2.8 検査 - 機関及び電気設備\*1 (続き)

検査対象	満足すべき事項
8 船尾管	(1) 船尾管内部の仕上げ状態が良好である (2) 船尾管が適切に取り付けられている。 (3) 規則 D 編 6.2.10-2.に規定するシール装置については、船舶に取付けた後、潤滑油の供給圧力又は船内の清水の供給圧力で漏れ試験を実施する。
9 プロペラ	(1) プロペラが適切に取り付けられている。 (2) プロペラを圧入によってプロペラ軸に取付ける場合には、規則 D 編 7.4.2 に規定する押込量試験を実施する。
10 海水吸入弁及び船外吐出弁等	(1) 海水吸入弁及び船外吐出弁等が適切に取り付けられている。
11 往復動内燃機関（非常用発電用の往復動内燃機関を含む）	(1) 規則 D 編 2.4 に規定する安全装置及び警報装置の作動試験を実施する。 (2) 規則 D 編 18.7.3 に規定する自動制御及び遠隔制御の作動試験を実施する。 (3) 主機について、船橋からの必要な操作、監視、報告及び警報・安全装置の作動・効力試験を実施する。 (4) 主機について、クランクデフレクションを計測する。
12 蒸気タービン	(1) 規則 D 編 3.3 に規定する安全装置及び警報装置の作動試験を実施する。 (2) クロスコンパンド式タービン 1 組のみを主機として装備する船舶においては、規則 D 編 3.2.2-1.の規定に従って操作できる。 (3) 規則 D 編 18.7.3 に規定する自動制御及び遠隔制御の作動試験を実施する。 (4) 主機について、船橋からの必要な操作、監視、報告及び警報・安全装置の作動・効力試験を実施する。
13 ガスタービン	(1) 規則 D 編 4.3 に規定する安全装置及び警報装置の作動試験を実施する。 (2) 規則 D 編 18.7.3 に規定する自動制御及び遠隔制御の作動試験を実施する。 (3) 主機について、船橋からの必要な操作、監視、報告及び警報・安全装置の作動・効力試験を実施する。
14 ボイラ	(1) 安全弁の調整試験を実施する。 (2) 規則 D 編 9.9.10 及び 9.11.2-3.に規定する安全装置及び警報装置の作動試験を実施する。
15 熱媒油設備	(1) 規則 D 編 9.12.2 及び 9.12.3 に規定する安全装置の作動試験を実施する。
16 焼却炉	(1) 規則 D 編 9.13.5-1.に規定する安全装置及び警報装置の作動試験並びに温度上昇試験を実施する。 (2) 規則 D 編 9.13.5-2.に規定する制限温度指定試験を実施する。
17 管及び管艤装	(1) 燃料油タンクあるいは燃料油装置のいずれの部分（船上のポンプにより供給される給油管を含む）についても過圧を防止する装置が取り付けられている。 (2) 船首タンクへ燃料油、潤滑油を含む全ての油管装置が導かれていない。 (3) ビルジ吸引試験を実施する。 (4) 規則 D 編 13.8 及び 14.2.8 に規定する測深装置が備えられている。 (5) 規則 D 編 13 章及び 14 章に規定する試験を実施する。
18 圧縮空気管装置	(1) 規則 D 編 13.13.1-2. 及び 13.13.2 に規定する圧力逃し弁の作動試験を実施する。 (2) 充気試験を実施する。
19 圧力容器	(1) 規則 D 編 10.8.3 に規定する圧力逃し装置の作動試験を実施する。

表 B2.8 検査 – 機関及び電気設備\*1 (続き)

検査対象	満足すべき事項
20 操舵装置	<p>(1) 操舵装置が配置されている区画に、安全にアクセスできる。</p> <p>(2) 規則 D 編 15.4.3-4.に規定する重要な部品の軸受に対し、恒久的な潤滑の為の措置あるいは潤滑剤供給用の取付け物が設置されている。</p> <p>(3) 規則 D 編 15.2.4-4.に規定する圧力逃し弁が設置されている。</p> <p>(4) 規則 D 編 15.2.7-1.に規定する動力回路に用いられるケーブルが、全長にわたって可能な限り離して敷設されている。</p> <p>(5) 規則 D 編 15.2.10 に規定する舵角指示器が設置されている。</p> <p>(6) 規則 D 編 15.2.4-5.に規定する油圧駆動システムから油の漏洩を検知するための各油タンクに対する低液面警報装置の作動試験を実施する。</p> <p>(7) 規則 D 編 15.2.4-6.に規定する操作油を再充填するための貯蔵タンクが設置されている。</p> <p>(8) 総トン数 10,000 トン以上のタンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の操舵装置については、規則 D 編 15.6.1-2.に規定する操舵能力の回復及び油圧駆動システムに従い作動可能状態である。</p>
21 ウインドラス	(1) 規則 D 編 16.2.5 に規定する試験を実施する。
22 冷凍装置及び雰囲気制御設備	<p>(1) 冷凍装置については、規則 D 編 17.2.4 に規定する圧力逃し装置が設置されている。</p> <p>(2) 一次冷媒の圧力を受ける圧力容器、冷凍機の圧縮機のリンダ及びクランクケールは、規則 D 編 17.4.1 に規定する水圧試験又は気密試験を実施する。</p> <p>(3) 管装置は、船内取付け後、一次冷媒の圧力を受ける部分に対して、規則 D 編 17.4.2-1.に規定する設計圧力の 90%の圧力で、漏れ試験を実施する。</p> <p>(4) 雰囲気制御設備については、規則 D 編 17.4.2-2.に規定する作動試験等により設備及び装置が正常に機能する。</p>
23 ウォータジェット推進装置	(1) 規則 D 編 19 章に規定する試験を実施する。
24 旋回式推進装置	(1) 規則 D 編 20 章に規定する試験を実施する。
25 選択式触媒還元脱硝装置、排ガス浄化装置又は排ガス再循環装置	(1) 規則 D 編 21 章、22 章又は 23 章に規定する試験を実施する。
26 電氣的危険の予防	(1) タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の配電方式は、規則 H 編 4.2.2 を満足している。
27 電気推進回路、動力回路及び電灯回路	(1) すべての電気推進回路、動力回路及び電灯回路については、規則 H 編 2.18.1 に規定する絶縁抵抗試験を実施する。

表 B2.8 検査 – 機関及び電気設備\*1 (続き)

検査対象	満足すべき事項
28 船内通信装置	(1) 船内通信装置については、規則 H 編 2.18.1-2.及び 2.18.2-6.の規定に従い試験*2 を実施する。
29 発電機	(1) 規則 H 編 2.18.2 に規定する動作試験を実施する。 (2) 始動装置の動作試験を実施する。
30 非常電源装置	(1) 非常電源装置が適切に設置されている。 (2) 規則 H 編 2.18.2 に規定する動作試験を実施する。 (3) 始動装置の動作試験を実施する。
31 配電盤、区電盤、分電盤	(1) 配電盤上のすべてのスイッチ、遮断器及びこれと関連する装置については、動作試験*2 を実施する。区電盤、分電盤についてもこれに準じて行う。
32 電動機	(1) 規則 H 編 2.18.2-3.に規定する動作試験*2 を実施する。
33 電熱器、調理器類	(1) 電熱器、調理器類は、その電熱素子、引込口等に異常がなく、かつ、所要の発熱をしている。
34 電灯 (非常灯を含む)	(1) 各回路ごとに動作試験*2 を実施する。当該試験中、灯具、分岐箱、スイッチ、プラグ、レセプタクル等の接続又は接触が完全な状態であること。
35 保護外被、保護形式及び 防爆等級	(1) 電気機器の保護外被、保護形式及び防爆等級は関連規則を満足している。
36 高圧ケーブル	(1) 規則 H 編 2.17.6-6.に規定する耐電圧試験を実施する。
37 コンピュータシステム	(1) 規則 X 編 2.2 に規定する試験を実施する。

## 注

\*1：本表に掲げる検査対象は、海上試運転実施時に実施しても差し支えない。

\*2：当該動作試験にあたり、給電回路の電圧降下が規則 H 編 2.9.6 規定する値を超えないことも確認する。

表 B2.9 検査 – 防火構造, 脱出設備及び消火設備

検査対象	満足すべき事項
1 消火設備の引当て	<p>(1) <u>造船所以外の場所で製造された消火設備のうち, 次の(2)から(12)に掲げるものについては, 次の(a)から(c)の検査又は検定に合格している (当該船舶に引当てるときに, 証明書又は刻印等で確認する)。当該検査又は検定を受けていないものについては, これらと同等の効力があると認められるものであること。</u></p> <p>(a) <u>船舶安全法第六条第3項 (予備検査) 又は第六条ノ四第1項 (型式承認) の規定に基づく検査又は検定</u></p> <p>(b) <u>高压ガス容器にあつては, 「高压ガス保安法」に基づく検査</u></p> <p>(c) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査</u></p> <p>(2) <u>消火器及び消火剤</u></p> <p>(a) <u>簡易式 (液体, 泡, 炭酸ガス, 粉末) 消火器及び消火剤</u></p> <p>(b) <u>持運び式 (液体, 泡, 炭酸ガス, 粉末) 消火器及び消火剤</u></p> <p>(c) <u>移動式 (液体, 泡, 炭酸ガス, 粉末) 消火器及び消火剤</u></p> <p>(d) <u>固定式 (液体, 泡, 炭酸ガス, 粉末) 消火器及び消火剤</u></p> <p>(e) <u>自動拡散型液体消火器, 持運び式泡放射器及び消火剤</u></p> <p>(3) <u>消火器及び消火剤</u></p> <p>(a) <u>個人装具</u></p> <p>(b) <u>安全灯</u></p> <p>(c) <u>防煙マスク</u></p> <p>(d) <u>防煙ヘルメット</u></p> <p>(e) <u>命綱</u></p> <p>(f) <u>自蔵式呼吸具及び空気容器 (充填品)</u></p> <p>(4) <u>射水消火装置</u></p> <p>(a) <u>消火ホース</u></p> <p>(b) <u>ノズル</u></p> <p>(c) <u>水噴霧放射器</u></p> <p>(d) <u>非常用消火ポンプ (非常用消火ポンプを駆動する原動機を含む)</u></p> <p>(e) <u>移動式水モニタ</u></p> <p>(f) <u>水噴霧ランス</u></p> <p>(5) <u>固定式炭酸ガス, 不活性ガス消火装置</u></p> <p>(a) <u>操作弁, 選定弁, 3方弁</u></p> <p>(b) <u>集合管, 連結管, フレキシブル管</u></p> <p>(c) <u>炭酸ガス容器 (充填品)</u></p> <p>(d) <u>不活性ガス容器 (充填品)</u></p> <p>(6) <u>固定式泡消火装置 (低, 高, 甲板)</u></p> <p>(a) <u>モニタ</u></p> <p>(b) <u>フォームノズル</u></p> <p>(c) <u>ホース</u></p> <p>(d) <u>原液</u></p> <p>(7) <u>固定式加圧水噴霧装置/散水装置</u></p> <p>(a) <u>噴霧ノズル</u></p> <p>(8) <u>固定式局所消火装置</u></p> <p>(a) <u>消火ノズル</u></p> <p>(9) <u>自動スプリンクラ装置</u></p> <p>(a) <u>スプリンクラ・ヘッド</u></p> <p>(b) <u>スプリンクラ・ポンプ</u></p> <p>(c) <u>放水警報弁</u></p> <p>(10) <u>火災探知装置</u></p> <p>(a) <u>火災探知装置</u></p> <p>(b) <u>手動火災警報装置</u></p>

表 B2.9 検査 - 防火構造, 脱出設備及び消火設備 (続き)

検査対象	満足すべき事項
1 消火設備の引当て (続き)	<p>(11) <u>ガス検知器</u></p> <p>(a) <u>可燃性ガス検知器</u></p> <p>(b) <u>水素検知器</u></p> <p>(c) <u>天然ガス検知器</u></p> <p>(b) <u>可燃性ガス探知装置</u></p> <p>(b) <u>酸素濃度計測装置</u></p> <p>(12) <u>高圧ガス容器 (容器弁を含む。)</u></p> <p>(a) <u>炭酸ガス容器</u></p> <p>(b) <u>不活性ガス容器</u></p> <p>(c) <u>自蔵式呼吸具用空気容器</u></p>
2 消火設備の配置	<p>(1) <u>本会承認の消火設備図に従って設備されている。</u></p> <p>(2) <u>固定式消火装置の制御装置は, 明確に識別されている。</u></p>
3 火災制御図	<p>(1) <u>火災制御図が適切に掲示されている。</u></p> <p>(2) <u>甲板室の外側にある風雨密の容器に格納されている。</u></p>
4 主消火ポンプ, 消火主管及び消火栓	<p>(1) <u>本船の最高場所及び当該ポンプからの距離等を考慮して最も厳しい条件となる 2 つの消火栓から同時に 2 条の射水を行い, 規則 R 編 10.2.1-6. に規定される消火栓の圧力を満足すること。消火栓の圧力を満足した場合の射水の水平到達距離は 12 m を目安とする。</u></p> <p>(2) <u>前(1)に関わらず, 規則 R 編 19.3.1 の規定が適用される船舶にあつては, 4 つの消火栓から同時に 4 条の射水を行う。</u></p> <p>(3) <u>機関区域の無人化設備を備える船舶又は 1 人のみで当直を行う場合のある船舶は, 次の(a)から(c)に掲げる事項に従う。</u></p> <p>(a) <u>1 台の主消火ポンプの遠隔始動試験又は自動始動試験を実施する。</u></p> <p>(b) <u>機関室内の当該ポンプの主消火主管用入り口弁及び出口弁は遠隔操作できるものであるか, 又は開放施錠型であり且つ常時開とする旨の注意銘板が設けられている。</u></p> <p>(c) <u>前(b)にて, 主消火主管用入り口弁及び出口弁は遠隔操作できるものである場合は, 遠隔操作試験を実施する。</u></p> <p>(4) <u>規則 R 編 19.3.1 の規定が適用となる船舶にあつては, 主消火ポンプの遠隔始動試験を実施する。</u></p> <p>(5) <u>消火主管が主消火ポンプの 1 によって常に加圧されている状態となるよう設計されているものにあつては, 受圧部は使用圧力の 1.5 倍の圧力で圧力試験を実施する。</u></p> <p>(6) <u>液化ガスばら積み船にあつては, 規則 N 編 11.2.5 に規定する試験を実施する。</u></p>

表 B2.9 検査 - 防火構造, 脱出設備及び消火設備 (続き)

検査対象	満足すべき事項
5 非常用消火ポンプ	<p>(1) 本船の最高場所及び当該ポンプからの距離等を考慮して最も厳しい条件となる 2 つの消火栓から同時に 2 条の射水試験を実施する。当該試験中、規則 R 編 32.2.2-2 に規定される消火栓の圧力を満足している。消火栓の圧力を満足した場合の射水の水平到達距離の目安は 12 m である。なお、当該射水試験は、可能な限り浅い喫水にて実施することとするが、航海中の最小喫水状態に相当する喫水より浅くする必要はない。</p> <p>(2) 非常用消火ポンプとして持運び式消火ポンプが認められている場合には、1 つの消火栓から射水試験を実施する。当該試験中、規則 R 編 32.2.2-2 に規定される消火栓の圧力を満足している。消火栓の圧力を満足した場合の射水の水平到達距離の目安は 12 m である。</p> <p>(3) 非常用消火ポンプの吸水及び排水用配管が機関区域内を通過する場合は、規則 R 編 10.2.1-4.(1) 及び同検査要領 R10.2.1-5. の規定を満足している。</p> <p>(4) 機関区域内にシーチェストを設置する場合は、規則 R 編 10.2.1-4.(1) 及び検査要領 R10.2.1-4. の規定を満足する。</p>
6 移動式水モニタ	(1) 効力試験を実施する。当該試験中、規則 R 編 10.7.3-2.(5) の要件を満足している。
7 水噴霧ランス	(1) 射水試験を実施する。
8 固定式炭酸ガス消火装置 (高圧式)	<p>(1) 配管の気密試験を実施する。試験圧力は始動ライン及び集合管から切換弁までは 3.5 MPa, 切換弁から開口端までは 1.0 MPa とする。</p> <p>(2) 配管の通気試験により、通気状態が良好である。</p> <p>(3) 警報装置の効力試験を実施する。</p> <p>(4) 制御弁は導かれる区画が明確に表示されている。</p>

表 B2.9 検査 - 防火構造, 脱出設備及び消火設備 (続き)

検査対象	満足すべき事項
9 固定式炭酸ガス消火装置 ( <u>低圧式</u> )	<p>(1) <u>低圧式炭酸ガス消火装置及び付属装置にあつては, 規則 D 編の該当規定に従っている。</u></p> <p>(2) <u>炭酸ガス容器は製造工場において, 水圧試験終了後, 溶接線について, 磁粉探傷試験を実施し, その後, 付属品と共に設計圧力で気密試験を実施する。</u></p> <p>(3) <u>分配器からノズルまでの間の管は, 船内で組立て終了後, 気密試験及び通気試験を実施する。試験圧力は 1.0 MPa とする。</u></p> <p>(4) <u>炭酸ガス貯蔵装置は, 船内据付け後, 炭酸ガスを充填した状態で炭酸ガスの漏えいが無く, 警報装置, 圧力計測装置及び液面計測装置が適切に設置され, 作動すること。</u></p> <p>(5) <u>冷蔵装置は, 船内据付け後, 炭酸ガスを充填した状態で圧力制御機能を含めた, 運転試験を実施する。</u></p> <p>(6) <u>制御弁は導かれる区画が明確に表示されている。</u></p>
10 固定式泡装置, 固定式甲板泡消火装置, ヘリコプタ甲板及びヘリコプタ着船場所の泡消火装置 (ヘリコプタ着船場所に備える持運び式泡放射器を除く。)	<p>(1) <u>送水管の通水試験を実施する。</u></p> <p>(2) <u>泡の放出試験を実施する。ただし, 次の(a)から(c)のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。</u></p> <p>(a) <u>船舶安全法第六条第3項 (予備検査) 又は第六条ノ四第1項 (型式承認) の規定に基づく検査又は検定</u></p> <p>(b) <u>一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの</u></p> <p>(c) <u>前(a)及び(b)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの</u></p>
11 固定式高膨脹泡消火装置	(1) <u>規則 R 編 26.3.5 に規定される試験を実施する。</u>
12 固定式加圧水噴霧装置	<p>(1) <u>受圧部は使用圧力の 1.5 倍で圧力試験を実施する。</u></p> <p>(2) <u>ノズルより噴霧試験を実施する。</u></p> <p>(3) <u>加圧水ポンプの作動試験を実施する。</u></p>

表 B2.9 検査 - 防火構造, 脱出設備及び消火設備 (続き)

検査対象	満足すべき事項
13 自動スプリンクラ装置	(1) 受圧部は使用圧力の 1.5 倍で圧力試験を実施する。 (2) 作動試験を実施する。当該試験は、スプリンクラ用探知器 1 個を作動させたうえで放水警報、スプリンクラ・ポンプの作動等が良好であること。
14 固定式ドライケミカル粉末消火装置	(1) 配管 (粉末消火剤移送管, 粉末消火剤加圧ガス管及び始動用加圧ガス管) は, 最高使用圧力以上の圧力で気密試験を実施する。 (2) 配管の通気試験を実施する。 (3) モニタ及び手動ホースラインの作動試験を実施する。 (4) 遠隔操作装置及び付属装置自動弁の作動試験を実施する。 (5) 規則 N 編 11.4.8 に規定される試験を実施する。
15 水噴霧装置	(1) 水噴霧試験を実施し, ポンプより最も遠い個所で噴霧量を確認する。 (2) 規則 N 編 11.3.8 に規定される試験を実施する。
16 固定式局所消火装置	(1) 配管は, 最高使用圧力以上の圧力で気密試験を実施する。 (2) 配管の通気試験を実施する。 (3) 警報装置の作動試験を実施する。 (4) 機関区域の無人化設備を備える船舶にあつては, 給水ポンプ及び起動弁の自動及び手動による作動試験を実施する。その他の船舶にあつては, 手動による作動試験を実施する。
17 火災探知装置	(1) 各探知区域 (系統) について適当な探知器を選び, その作動試験を実施する。規則 R 編 7.4.1-1. に掲げる機関区域に設置される固定式火災探知警報装置の取付け後の試験方法については, 附属書 2.1.4 による。 (2) 電源又は電路の故障状態において, 警報装置の作動試験を実施する。
18 試料抽出式煙探知装置	(1) 規則 R 編 30.2.4-2.(2) に規定される効力試験を実施する。
19 手動火災警報装置	(1) 作動試験を実施する。
20 調理室のレンジからの排気用のダクトの消火装置	(1) 検査要領 R 編検査要領 R9.7.4 の関連規定を満足している。
21 深油調理器具の消火装置	(1) 規則 R 編 10.6.3(3) に規定される電力自動遮断の効力試験を実施する。 (2) 規則 R 編 10.6.3(4) に規定される警報装置の効力試験を実施する。

表 B.2.9 検査 - 防火構造, 脱出設備及び消火設備 (続き)

検査対象	満足すべき事項
22 イナートガス装置	<p>(1) 機器類の作動試験並びに制御及び安全装置の効力試験を実施する。当該試験中、次の(a)から(k)を満足している。</p> <p>(a) 装置から漏れない。</p> <p>(b) イナートガス送風機が作動する。</p> <p>(c) スクラバ装置が設置されている区画の通風装置が作動する。</p> <p>(d) 逆流防止装置として水封装置を備えている場合、自動給排水する。加えて、凍結を防止する措置が備えられている。</p> <p>(e) 逆流防止装置としてダブルブロックブリード弁を備えている場合、電源を喪失した際に自動で作動する。</p> <p>(f) 逆流防止装置として直列の 2 個の遮断弁とこれらの弁の間に通気弁を備えている場合、通気弁が自動で作動する。加えて、これらの弁が作動しない場合は警報を発する。</p> <p>(g) 全ての遠隔及び自動制御弁（特に燃焼排ガス遮断弁）が作動する。</p> <p>(h) ボイラのスートフロアのインターロックが適切に作動する。</p> <p>(i) ガス制御弁は自動的に作動する。</p> <p>(j) イナートガス主管を貨物管から分離する措置が備えられている。</p> <p>(k) イナートガス装置を収納する区画の 2 個の酸素濃度計の警報の作動試験を実施する。</p> <p>(2) 次の(a)から(i)に掲げる状態の警報装置の効力試験を実行可能な限り実施する。</p> <p>(a) イナートガス主管内のイナートガスが高酸素濃度</p> <p>(b) イナートガス主管内の低圧</p> <p>(c) 水封装置の低水位</p> <p>(d) イナートガス主管内の高温</p> <p>(e) 冷却及びスクラバ装置に供給される水の圧力又は流量の低下</p> <p>(f) スクラバ装置内の高水位</p> <p>(g) イナートガス送風機の故障</p> <p>(h) 自動制御装置の動力供給の故障</p> <p>(i) イナートガス主管内の高圧</p> <p>(3) 持運び式及び固定式酸素濃度装置の精度確認を実施する。</p> <p>(4) イナートガス供給管に対し、船内配管後、最高使用圧力の 1.25 倍以上の圧力で気密試験を行う。ただし、PV 弁をイナートガス供給管に設ける場合、気密試験の圧力は PV 弁の設定圧力以上とするが、少なくとも 0.024 MPa としなければならない。</p> <p>(5) イナートガス送風機の容量が船舶の計画された最大揚荷容量の 25%増し以上であることをイナートガス又は新鮮空気を用いて確認する。新鮮空気を使用する場合、新鮮空気は燃焼ガス遮断弁の近傍より取り入れること。ただし、同型船で同じ装置のイナートガス装置を装備した船舶では、この試験を省略することができる。</p>
23 固定式炭化水素ガス検知装置	(1) 効力試験を実施する。
24 防火構造	(1) 通風装置を含む防火構造が、適切に施工されている。
25 遮断装置	<p>(1) 燃料油タンク、燃料供給管及び潤滑油タンクに取り付けが要求される遮断弁の作動試験を実施する。</p> <p>(2) 居住区域、制御場所、機関区域及び貨物区域の防火ダンパ及び吸排気口の閉鎖装置の作動試験を実施する。</p> <p>(3) 可燃性油ポンプ及び通風装置の非常停止装置の作動試験を実施する。</p>
26 船内で使用されるガス燃料及びガス溶接用機器	(1) 規則 R 編 4.3 及び検査要領 R4.3 に規定する措置に従っている。
27 貨物ポンプ室に使用される照明覆い	(1) 当該照明覆いは規則 R 編 4.5.2-5.の要件を満足している。
28 脱出設備	(1) 規則 R 編 13 章に従っている。

表 B2.10 検査 - ペイント工事

検査対象	満足すべき事項
1 テクニカルデータシート *1 及び適合証明書又は認定書	<p>(1) <u>テクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書が IMO “PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE-SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS” (海水バラストタンク等に対する IMO 塗装性能基準/IMO 決議 MSC.215(82), 以後の改正を含む。) に適合している。適合証明書又は認定書については、次の(a)から(c)のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>(a) <u>船用材料・機器等の承認及び認定要領 4 編 4 章の規定に従って認定された認定書</u></p> <p>(b) <u>一般社団法人 日本船舶品質管理協会 製品安全評価センター又は一般財団法人 日本塗料検査協会が発行した適合証明書</u></p> <p>(c) <u>本会が前(a)又は(b)と同等と認めるもの</u></p> <p>(2) <u>テクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書が IMO “PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR CARGO OIL TANKS OF CRUDE OIL TANKERS” (貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準/IMO 決議 MSC.288(87), 以後の改正を含む。) に適合している。適合証明書又は認定書については、次の(a)及び(b)のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>(a) <u>船用材料・機器等の承認及び認定要領 4 編 4 章の規定に従って認定された認定書</u></p> <p>(b) <u>本会が前(a)と同等と認めるもの</u></p>
2 識別表示	(1) <u>塗料の標本の識別表示が、前 1 のテクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書に記載されているものと一致している。</u>
3 塗装検査員の資格	<p>(1) <u>塗装検査員の資格が、次の(a)から(c)に掲げる資格であること。</u></p> <p>(a) <u>NACE 塗装検査員 Level 2</u></p> <p>(b) <u>FROSIO 検査員 Level III</u></p> <p>(c) <u>本会が前(a)又は(b)と同等と認める資格</u></p>
4 塗装検査員の報告書	(1) <u>ペイント工事に関する塗装検査員の報告書が、前 1 のテクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書に記載されている条件に適合している。</u>
5 監視	(1) <u>IMO 決議 MSC.215(82)第 6 節或いは IMO 決議 MSC.288(87)第 6 節に従って、塗装検査が実施されていることを監視する。</u>

## 注

\*1: 「テクニカルデータシート」とは、塗装とその塗布に関する詳細な技術的指示及び情報を記載した塗料メーカーの製品データシートをいう。

表 B2.11 検査 - 海上試験\*1

試験項目	試験内容
1 速力試験	<p>(1) 速力試験を実施する。速力については、満載状態で当該試験を実施する船舶については規則 A 編 2.1.8 に定義される速力を指し、満載状態で当該試験を実施することが困難な船舶にあっては主機の連続最大回転数における速力（以下、「最大速力」という。）を指す。</p> <p>(2) 表 B2.12 検査 - 往復動内燃機関の試験に掲げる機関の出力（110%出力及び最低回転数試験時を除く。）における速力試験も実施する。</p>
2 後進試験	<p>(1) 次の(a)又は(b)に従って試験を実施し、附属書 2.3.1-1.「操縦性能試験」An1.4.3 の停止試験に掲げる項目を計測する。本規定の適用上、主推進装置を後進に切り換える操作場所が複数ある場合には、各操作場所の切り換え操作について、試験を実施する。</p> <p>(a) 最大速力で前進中に、後進全速を発令し、できるだけ速やかに後進全速への切り換えを操作する。</p> <p>(b) 最大速力で実施することが困難な船舶にあっては、附属書 2.3.1-1.「操縦性能試験」An 1.1.1-9 の試験速力以上の速力で前進中に、後進全速を発令し、できるだけ速やかに後進全速への切り換えを操作する。</p> <p>(2) 船体が後進中、機関が有効に作動すること。この場合、主機の回転数は、連続最大回転数の 70%以上とし、次の(a)及び(b)に示す主機の種類に応じた時間、後進を継続し、規則 D 編 1.3.2 に規定される後進性能を満足すること。</p> <p>(a) 蒸気タービン以外の主機：後進速力（回転数）が整定するまで</p> <p>(b) 蒸気タービン：後進発令から少なくとも 15 分間（試運転は、風損及び摩擦の影響による過度な加熱を避けるため、実施時間を最長でも 30 分以内とするか、製造者の推奨事項に従ったものとする）。</p> <p>(3) 低圧ガス（1 MPa 未満の圧力のガス）を使用する二元燃料機関にあっては、(2)(a)の確認をすべての運転モード（規則 GF 編附属書 4 中 1.4-3.又は規則 N 編附属書 4 中 1.4-3.に規定するガスモード、燃料油モード等のうち、該当するもの）で実施する。</p> <p>(4) 高圧ガスを使用する二元燃料機関にあっては、前(3)の低圧ガスを使用する二元燃料機関の規定を準用する。</p>
3 旋回試験	<p>(1) 次の(a)又は(b)に従って試験を実施し、附属書 2.3.1-1「操縦性能試験」An1.4.2 の旋回試験に掲げる項目を計測し、かつ、旋回中の船舶の安定性能を確認する。</p> <p>(a) 最大速力で前進中に、舵を最大舵角（通常は、35 度とする。特殊な舵の場合は、本会が適当と認める舵角とする。）まで取り、その舵角を保持したまま 360 度旋回するまで左旋回及び右旋回を実施する。</p> <p>(b) 最大速力で行うことが困難な船舶にあっては、附属書 2.3.1-1.「操縦性能試験」An 1.1.1-9 の試験速力以上の速力で前進中に、舵を最大舵角（通常は、35 度とする。特殊な舵の場合は、本会が適当と認める舵角とする。）まで取り、その舵角を保持したまま 360 度旋回するまで左旋回及び右旋回を実施する。</p> <p>(2) 姉妹船の旋回試験の成績により十分な資料が得られる場合は、特に本会が承認したときは、船舶毎の旋回試験を省略することができる。</p>

表 B2.11 検査 - 海上試運転\*1 (続き)

試験項目	試験内容
4 操舵装置の作動試験	
-1.プロペラ推進船の場合	<p>(1) <u>規則 D 編 15.2.2 及び 15.2.3 に規定する操舵能力を満足すること。ただし、満載状態及び主機の連続最大回転数における速力で試験を実施することが困難な船舶にあっては、主管庁が特に指示する場合を除き、次のいずれかの方法として差し支えない。</u></p> <p>(a) <u>等喫水の状態で、舵全体が没水する喫水で試験を実施する。船舶の速力は、主機の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力（補助操舵装置にあっては、当該速力の 1/2 又は 7kt のうちの大きい方の速力）とする。等喫水の状態で舵全体を没水させることができない場合には、静止状態において舵全体が没水する喫水として差し支えない。ただし、許容可能なトリム状態とする。</u></p> <p>(b) <u>海上試運転中に舵全体を没水させることができない場合は、試運転の積付け状態における舵板の浸水部分の面積を用いて適当な前進速力を計算し、その速力において試験を実施する。適当な前進速力は、少なくとも満載状態で、かつ、主機関の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力（補助操舵装置にあっては、当該速力の 1/2 又は 7kt のうちの大きい方の速力）で前進中の船舶に及ぼされるものと同等の舵力及びトルクを操舵装置に与える速力とする。</u></p> <p>(c) <u>海上試運転時の積付け状態における舵力及びトルクを確実に推定し、かつ満載状態の舵力及びトルクを外挿する*2。船舶の速力は、主機関の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力（補助操舵装置にあっては、当該速力の 1/2 又は 7kt のうちの大きい方の速力）とする。</u></p> <p>(2) <u>動力装置の切換えを含めた動力装置の作動試験を実施する。</u></p> <p>(3) <u>1つの油圧駆動システムの切離し試験を実施する。この場合、操舵能力が復旧するまでの時間を計測する。</u></p> <p>(4) <u>油圧駆動システムの再充填装置の試験を実施する。</u></p> <p>(5) <u>規則 D 編 15.2.6 に規定する代替動力の供給試験を実施する。</u></p> <p>(6) <u>2組の制御システムの相互の切換え、制御システムと操舵機区画に設けられる制御装置の相互の切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあっては、自動操舵と手動操舵の相互の切換え試験を含めた制御装置の作動試験を実施する。</u></p> <p>(7) <u>規則 D 編 15 章に規定される操舵装置の警報装置、舵角指示器及び動力表示装置の効力試験を実施する。</u></p> <p>(8) <u>過圧防止用逃し弁の作動、駆動電動機の運転表示、無電圧及び過電流の警報及び表示の作動試験を実施する。</u></p> <p>(9) <u>規則 D 編 15.4.8 に規定する舵の停止装置の作動試験を実施する。</u></p> <p>(10) <u>ハイドロロックを防止するための設計上の措置を施した操舵装置にあっては、その機能の実証試験を実施する。</u></p>
-2. ウォータジェット推進装置の場合	<p>(1) <u>規則 D 編 19.5.1 に掲げる操舵能力の試験を実施する。</u></p> <p>(2) <u>操舵システムの切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあっては、自動操舵と手動操舵の相互の切換えを含めた制御装置の作動試験を実施する。</u></p> <p>(3) <u>規則 D 編 19.6.2 に掲げる給電を維持するための措置及び代替動力源の効力試験を実施する。</u></p> <p>(4) <u>過圧防止用逃し弁の作動試験を実施する。</u></p> <p>(5) <u>推進装置の警報装置及び安全装置並びにデフレクタ位置、リバーサ位置及びインペラ回転数の指示装置並びに操舵駆動システム用電動機の運転表示装置の作動試験を実施する。</u></p> <p>(6) <u>デフレクタの停止装置の作動試験を実施する。</u></p>

表 B2.11 検査 - 海上試運転\*1 (続き)

試験項目	試験内容
4 操舵装置の作動試験 (続き) -3. 旋回式推進装置の場合	(1) 規則 D 編 20.5.1 に掲げる操舵能力の試験を実施する。 (2) 船橋と推進装置の設置場所との間における制御装置の相互切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあっては、自動操舵と手動操舵の相互切換えを含めた作動試験を実施する。 (3) 規則 D 編 20.6.2 に掲げる給電を維持するための措置及び代替動力源の効力試験を実施する。 (4) 過圧防止用逃し弁の作動試験を実施する。 (5) 推進装置の警報装置及び安全装置並びに旋回角、プロペラ回転数及びプロペラの翼角の指示器並びに旋回用電動機の運転表示装置の効力試験を実施する。
5 機関の作動試験	(1) 機関の運転状態の全域において、機能的に十分で、かつ、信頼性があり、使用回転数範囲内に異常な振動がないことを確認するために、少なくとも次の(a)から(k)に示す試験を実施する。機関関係の各項目における試験の詳細については、JIS F0801「海上試運転機関部試験方法」又はこれと同等の試験方法を参考とする*3。 (a) 往復動内燃機関にあっては、表 B2.12 検査 - 往復動内燃機関の試験に掲げる出力試験を標準とする。なお、発電機及び補機(作業用補機を除く。)を駆動する往復動内燃機関にあっては、船内に据付けた後、適当な時期に試験を実施しても差し支えない。 (b) 主機として用いられる蒸気タービン及び主機として用いられるガスタービンの試験は、連続最大出力の 1/4, 2/4, 3/4, 4/4 (又は許容回転速度に対する出力) 及び常用出力のうち、3 又は 4 種類の出力において実施する。 (c) 始動試験においては、規則 D 編 2.5.3-2.又は 4.4.3-2.に規定する回数連続始動すること。 (d) 規則 D 編 2.4, 3.3 及び 4.3 に規定する安全装置及び警報装置の作動試験を実施する。 (e) 残渣油等の特別な燃料を使用する場合は、機関に適しているかどうかを確認する燃料適性試験を実施する。ただし、工場試運転において、既にその適性が確認されている場合は省略することができる。 (f) 主発電機を駆動する往復動内燃機関(主発電機を兼用する推進用発電機を駆動する往復動内燃機関を含む)にあっては、規則 D 編 2.4.1-5.(1)に規定する調速特性を満足すること。 (g) ボイラの安全装置および警報装置の作動試験を実施する。 (h) 排ガスエコノマイザの安全装置及び警報装置の作動試験を実施する。 (i) 低圧ガス (1 MPa 未満の圧力のガス) を使用するガス燃料機関にあっては、前(a)及び(f)の要件を適用する。ただし、低圧ガスを使用する二元燃料機関にあっては、出力試験及び調速性能試験をすべての運転モード(規則 GF 編附属書 4 中 1.4-3.又は規則 N 編附属書 4 中 1.4-3.に規定するガスモード、燃料油モード等)で実施する。この場合、当該出力試験におけるガスモードでの試験にあっては、110%出力での試験は要求されない。 (j) 高圧ガスを使用するガス燃料機関にあっては、前(i)の低圧ガスを使用するガス燃料機関の要件を準用する。 (k) 温態時の主機クランク軸デフレクションが主機製造者の推奨範囲内にあること(計測記録の確認にとどめることができる)。

表 B2.11 検査 - 海上試運転\*1 (続き)

試験項目	試験内容
6 ウインドラスの効力試験	<p>(1) 実用性及び構造, 設備に異常がないことを確認するため, 実稼働条件において次の(a)から(h)に示す試験を実施する。</p> <p>(a) ブレーキ性能</p> <p>(b) クラッチ機能</p> <p>(c) アンカーチェーン及びアンカーの繰り出し及び巻き上げ</p> <p>(d) アンカーチェーンの鎖車上の適切なかみ合い</p> <p>(e) ホースパイプからチェーンパイプへのアンカーチェーンの適切な通過</p> <p>(f) アンカー及びアンカーチェーンの有効かつ適切な格納</p> <p>(g) 格納場所におけるアンカーの安定性</p> <p>(h) 制鎖器の機能</p> <p>(2) アンカーチェーン3連(82.5 m又は45ファゾム)以上が水中にあり, アンカーが海底に付いていない状態から次の(a)から(c)の手順でアンカーを巻き上げ, (a)及び(b)の巻き上げの平均速度が0.15 m/sec以上であること。地理的な関係等で, アンカーチェーンが3連以上水中にある状態を確保することが困難な場合は, 本会が適当と認める代替の試験として差し支えない。</p> <p>(a) 片舷のアンカーチェーンの2連を巻き上げる。</p> <p>(b) 反対舷のアンカーチェーンの2連を巻き上げる。</p> <p>(c) 残りの1連を両舷同時に巻き上げる。</p> <p>(3) 保持能力を確認するため, 鎖車ブレーキを操作してアンカーチェーンの繰り出し及び制止を交互に実施する。鎖車ブレーキの操作は, 約1/2連毎に実施する。</p>
7 ボイラの蓄気試験	<p>(1) ボイラが最大負荷の状態, 次の(a)及び(b)に示す方法により実施する。ただし, ボイラの蒸発量に関する資料を提出して本会の承認を得た場合には, (a)に規定する蓄気試験は省略することができる。</p> <p>(a) ボイラの運転に必要な機器への蒸気供給用以外の止め弁をすべて締切り, 安全弁を噴気させたときにボイラ胴内の圧力が制限気圧の1.1倍を超えてはならない。ただし, この場合には安全水位を維持するための給水を行うことができる。</p> <p>(b) 過熱器を持つボイラにおいて蓄気試験を行うことにより, 過熱器を焼損するおそれがある場合には, 主蒸気の供給を急速に遮断して, 規則D編9.9.3-8.に規定する装置の作動試験を実施することにとどめて差し支えない。この場合, 各安全弁は, 所定のリフトが計測されること。</p> <p>(2) 排ガスエコノマイザを有するボイラで排ガスエコノマイザを使用中に追い焚きのできる計画のあるものにあつては, 原則として主機が連続最大出力の状態の下で, ボイラを最大負荷の状態にし, 前(1)に示す方法で実施する。</p> <p>(3) 排ガスエコノマイザは, 原則として主機が連続最大出力の状態の下で, ボイラを最大負荷の状態にし, 前(1)に示す方法で実施する。</p>
8 推進軸系のねじり振動計測	<p>(1) 規則D編8.1.3の規定に従って実施する。なお, 規則D編8.1.3-2.に規定する機関の運転状態の確認を計算により推定した上下境界回転数で実施する場合, 計測により確認できる回転数との誤差を考慮し, 推定した上下境界回転数の前後にわたってフューエルインデックスを確認することを推奨する。</p> <p>(2) 低圧ガス(1MPa未満の圧力のガス)を使用する二元燃料機関にあつては, 計測を燃料油モード及びガスモードの両方において実施する。ただし, 燃料油モード及びガスモードのねじり振動計算書に基づいて本会が承認した場合には, 燃料油モード又はガスモードのうちいずれか一方における計測を省略することができる。</p> <p>(3) 高圧ガスを使用する二元燃料機関にあつては, 上記の低圧ガスを使用する二元燃料機関の要件を準用する。</p>
9 固定式火災探知警報装置の音圧レベル計測	<p>(1) 規則R編29.2.5-1.(9)に規定される音圧レベルを適切な測定器を用いて計測する。</p>
10 船内騒音計測	<p>(1) 附属書2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」により計測する。</p>
11 電圧総合波形ひずみ率計算書の確認及び高調波フィルタ運用手引書の有効性の確認	<p>(1) 電圧総合波形ひずみ率計算書に記載された許容値を超えていないことを確認するため, 該当する母線の電圧総合波形ひずみ率を測定する。</p>

表 B2.11 検査 - 海上試運転\*1 (続き)

試験項目	試験内容
12 主機、可変ピッチプロペラ、ボイラ及び発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための装置の作動試験*4	<p>(1) 主機又は可変ピッチプロペラの制御システムについては、次の(a)から(d)に示す試験を実施する。</p> <p>(a) 主機又は可変ピッチプロペラは、主制御場所又は船橋主制御場所から遠隔制御装置により、始動試験、前後進試験及びすべての出力範囲にわたり運転試験を実施する。</p> <p>(b) 船橋制御装置により主機又は可変ピッチプロペラの出力増減試験を実施する。なお、船橋制御装置により、すべての出力範囲にわたり、運転試験を行った場合には、前(a)に掲げる始動試験を除き、適当に参酌して差し支えない。</p> <p>(c) 主機又は可変ピッチプロペラの制御場所が2箇所以上ある場合には、主機又は可変ピッチプロペラの前進及び後進運転中に、制御場所の切換え試験を実施する。なお、主機又は可変ピッチプロペラの遠隔制御装置が規則 D 編 18.3.2-2.(3)(b)に該当するものである場合には、主機の停止中に実施する。</p> <p>(d) 前(c)に示す切換え試験の終了後、それぞれの制御場所から主機又は可変ピッチプロペラの円滑な運転ができること。</p> <p>(2) ボイラの制御システムについては、次の(a)から(c)に示す試験を実施する。</p> <p>(a) 主ボイラは、機側において手動操作を行うことなく、給水制御装置、燃焼制御装置等が主ボイラの負荷可動に従って安定した作動をするとともに、主機、発電装置及び推進補機等に安定して蒸気を供給できること。</p> <p>(b) 重要な補助ボイラは、手動操作を行うことなく、推進補機等に安定して蒸気を供給できること。</p> <p>(c) 排ガスエコノマイザが発電機を駆使する原動機への蒸気供給源として用いられ、かつ、主機の出力低下時にボイラの追焚きが自動的に行われる場合には、これらの自動制御装置の作動試験を実施する。</p> <p>(3) 船舶の推進に必要な負荷へ電力を供給する発電機であって、船舶の推進装置に原動力を依存する発電機を装備する場合には、これに関連する発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための設備の作動試験を実施する。</p> <p>(4) 次の(a)から(c)の事項を確認するため、規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置については、原則として、主機が常用出力で運転中に実施する。ただし、主機が常用出力で運転する際に作動する機器すべてが運転状態にある場合においては、その主機出力で試験を行って差し支えない。</p> <p>(a) 1台を常用する発電装置にあつては、遮断器を引外して主電源を停止し、待機発電装置の自動始動、ACBの自動投入、重要な補機の順次始動が行われること。</p> <p>(b) 2台を常用する発電装置にあつては、1台の遮断器を引外して、非重要負荷の優先遮断が行われ、かつ、船舶の推進と操舵が維持されること。</p> <p>(c) 非常用発電装置にあつては、主電源の停止後に自動始動及び自動接続が行われること。</p> <p>(5) 前(4)にいう「規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置」については、規則 H 編 6.1.1に掲げる船舶に対する規則 H 編 6.2.7-1.及び-3.の適用も参照すること。</p>

表 B2.11 検査 - 海上試運転\*1 (続き)

試験項目	試験内容
13 その他本会が必要と認める試験	<p>(1) 複数のプロペラを備える船舶又は主機が複数台装備される船舶にあつては、それらのうち 1 台が故障した場合を想定して運転を行い、船舶の操船が支障なく行えること。</p> <p>(2) 歯幅 (やまば歯車の場合には、中みぞを含む。) が 300 mm を超える主機の推進用歯車又は歯車と小歯車のピッチ円直径との比が 2 を超える主機の推進用歯車にあつては、適当な塗料を歯面に薄く均一に塗布して歯当たり試験を実施する。</p> <p>(3) 船舶が操船又は停止のための補助装置を備えている場合には、それらの効力試験を実施する。</p> <p>(4) 主機に用いられる往復動内燃機関にあつては、シリンダライナの内面 (2 ストローク機関にあつては、掃気室からシリンダライナ、ピストン、ピストンリング、ピストン棒) の確認のため、主軸受及びクランクピンの各軸受の温度測定並びにクランクケースの点検口から点検を実施する。当該測定及び点検の結果、異常が認められる場合又は本会が特に必要と認める場合には、海上試運転終了後のシリンダ各部の開放検査を実施する。</p> <p>(5) 主機に用いられない往復動内燃機関にあつては現状検査を実施する。当該現状検査の結果、異常が認められる場合又は本会が特に必要と認める場合には、海上試運転終了後のシリンダ各部の開放検査を実施する。</p> <p>(6) ガスタービンにあつては、ボアスコープによる内部の現状検査又は開放検査を実施する。</p> <p>(7) 電気推進船の海上試運転では、本会が適当と認める方案に従って行われる試験及び検査を実施する。なお、操縦性能試験については、附属書 2.3.1-1.「操縦性能試験」を参照すること。</p> <p>(8) 排ガス再循環装置を備える船舶にあつては、排ガス再循環装置を作動させた状態における機関の運転状態の確認及び当該状態において排ガス再循環装置及び機関に異常がないこと。</p> <p>(9) 表 B2.11 検査 - 海上試運転第 5 項「機関の作動試験」による試験のほか、JIS F0801「海上試運転機関部試験方法」又はこれと同等なもののうち、本会が必要と認める試験を実施する。</p> <p>(10) 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船並びに船の長さが 100 m を超えるその他の船舶にあつては、初期旋回性能並びに変針及び保針性能を把握するための試験を実施する。本試験は、これらの性能に関する船種及び主要目ごとの十分なデータ、姉妹船の試験成績や模型試験等の資料により、これらの性能が十分把握できる船舶にあつては、省略して差し支えない。それ以外の船舶にあつては、本試験の実施を推奨することと定める。</p> <p>(11) 船橋と操舵機区画との間、機関室と操舵機区画との間の通信装置の作動試験を実施する。</p>

## 注

\*1: 本表に掲げる検査項目は、係留中または入渠時に行った場合は、省略して差し支えない。

\*2: 当該要件の適用上、次の(1)又は(2)による。ただし、次の(1)又は(2)に代えて、数値流体力学 (CFD) 又は実験的検討 (いずれも、設計者又は製造者が実施し、本会の確認を受ける。) により満載状態かつ所定の速力において舵にかかるモーメント (トルク) を推定することとして差し支えない。

(1) 満載状態、かつ、規則 A 編 2.1.8 に定める速力において前進中の船舶の舵頭材にかかるモーメント (トルク) を次式により外挿する。ただし、 $A_T$  が  $0.95A_F$  を超える場合には、次式による推定を行う必要はない。

$$Q_F = Q_T \alpha$$

$Q_F$ : 満載状態、かつ、規則 A 編 2.1.8 に定める速力において前進中の船舶の舵頭材にかかるモーメント (トルク)

$Q_T$ : 実際の操舵試験において舵頭材にかかるモーメント (トルク)

$\alpha$ : 次式による外挿係数

$$\alpha = 1.25 \left( \frac{A_F}{A_T} \right) \left( \frac{V_F}{V_T} \right)^2$$

$A_F$ : 舵の可動部のうち、満載状態において没水する部分の合計投影面積

$A_T$ : 舵の可動部のうち、実際の操舵試験において没水する部分の合計投影面積

$V_F$ : 満載状態における契約上の設計船速であつて主機の連続最大回転数に対応するもの

$V_T$ : 実際の操舵試験において計測された船速 (潮流を考慮したもの)

(2) ラダーアクチュエータにかかる圧力と舵頭材にかかるトルクとの間に線形関係がある場合には、前(1)に代えて次式

よることができる。ここで、定量ポンプを使用する場合は、主操舵装置又は補助操舵装置のラダーアクチュエータの最高使用圧力が、満載状態において当該ラダーアクチュエータにかかる圧力の推定値を超えれば、それぞれ規則 D 編 15.2.2(1)又は 15.2.3(1)の転舵時間に関する規定に適合するものとみなす。可変容量ポンプを使用する場合は、提供されたポンプデータを基に、満載状態に対応する吐出流量を推定し、転舵に必要な時間の算出及び当該時間と要求される時間との比較を行う。

$$P_F = P_T \alpha$$

$P_F$ : 満載状態におけるラダーアクチュエータにかかる圧力の推定値

$P_T$ : 実際の操舵試験において計測されたラダーアクチュエータにかかる最大圧力

\*3: 試験の実施前には、以下に掲げる準備を行う。

- (1) オイルミスト検出装置、過速度防止装置及びその他の遮断装置といった安全に関わる全ての設備を、有効な状態に調整する。
- (2) 過速度防止装置を、許容過速度を超えないように設定し、検査員の確認を受ける。
- (3) 製造者の指定に従う。
- (4) 試験に用いられる全ての液体（燃料油、潤滑油、冷却水等で、一時的又は試験用途にのみ繰返し使用される全ての液体を含む）が、使用に適したものであることを確認する。（清浄なもの、必要に応じて予備加熱されているもの、機関に有害でないもの等）

\*4: これらの試験は船内据え付け後、できる限り実際に近い状態で試験を行い、有効に作動することが確認された場合には、海上試運転では、一部を省略して差し支えない。

表 B2.12 検査 – 往復動内燃機関の出力試験

試験項目		機関用途		
		主機として往復動内燃機関を用いる船舶（電気推進船を除く。）の当該主機*1	発電機を駆動する往復動内燃機関（電気推進船の主機を含む）*2	補機（作業用補機等を除く）を駆動する往復動内燃機関
負荷試験	110%出力	—	$n_0$ ( $n_0$ は定格回転数) において10分*3	—
	100%出力	プロペラ特性に従った回転数において4時間*4, *5, *6, *7	$n_0$ において1時間*3	$n_0$ において30分
	75%出力	いずれか、1又は2項目においてプロペラ特性に従った回転数において適当時間*8	いずれか、1又は2項目について $n_0$ において適当時間*8	—
	50%出力			
	25%出力			
過速度運転試験	1.032 $n_0$ 以上の回転数において30分*9, *10	—	—	
最低回転数試験*11	実施*9	—	—	
断続過負荷試験*12	実施	—	実施	

## 注

- \*1：試験終了後、機関の燃料油供給装置は船内据付け後の運転において100%出力を超えて運転されないように調整されること。  
（一時的な過負荷出力が認められる推進機関及び発電機も駆動する推進機関を除く）
- \*2：試験は駆動する発電機の定格電力を基準に実施すること。
- \*3：100%推進出力（推進のための総電動機容量等）を最低発電機数で供給する試験を実施する場合には、当該試験時に確認して差し支えない。この場合、試験時間は全ての回転機が安定した運転温度に到達するのに十分な時間又は4時間とし、全ての発電機について試験を実施するのに十分な時間が確保できない場合には、試験は別に実施すること。
- \*4：可変ピッチプロペラを備える場合にあっては、 $n_0$  において、定格出力となるプロペラピッチにおいて実施すること。ただし、要求される負荷をかけることが困難な場合には、適当な負荷とすることができる。
- \*5：発電機も駆動する推進機関にあっては、 $n_0$  において、機関の定格出力で4時間実施するとともに、100%出力をプロペラから取り出す場合（機関の定格出力試験で確認されない場合に限り）及び発電機から取り出す場合についてもそれぞれ実施すること。この場合、試験はプロペラ取り出し出力において2時間、発電機取り出し出力において1時間実施すること。
- \*6：自動化設備規則 2.2.5-2.(1)に定める試験が要求される船舶にあっては、同試験を100%出力で4時間以上実施することで、本表に規定する100%出力試験を別に実施することなく省略することができる。
- \*7：日本国領海等（日本国内の内水、領海又は排他的経済水域）のみを航行する船舶又は総トン数400トン未満の船舶にあっては、1時間とすることができる。
- \*8：主機として往復動内燃機関を用いる船舶（電気推進船を除く。）の当該主機又は電気推進船の主機として用いられる往復動内燃機関であって、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3 章の適用を受ける船舶にあっては、当該負荷出力（25%出力、50%出力、75%出力）を、同規則 2 編 2 章 2.1.3-6.(2)に定める速力試験実施時の出力に代えることができる。
- \*9：固定ピッチプロペラにのみ動力を伝える機関に限る。
- \*10：100%出力試験が1.032  $n_0$  以上の回転数で実施されている場合には省略することができる。なお、プロペラ特性上、当該回転数に計画到達しない場合等には、到達可能な連続最大回転数（回転トルク等の制限が掛かる回転数をいう。）での過速度試験とすることができる。
- \*11：舵を片舷一杯に取っても主機が安定して運転できる最低回転数を確認すること。
- \*12：一時的な過負荷出力が認められる機関に限る。試験は機関製造者の指定する時間で実施すること。

表 B2.13 傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否

軽荷重量計算の結果	傾斜試験実施	復原性資料の更新
軽荷重量の増減 > 2%	要	要 (実施された傾斜試験の結果を用いる)
船の長さ方向の重心位置の偏差 > 船の乾舷用長さ ( $L_f$ ) の 1% (ただし、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものについては、船の長さ ( $L$ ) の 1%として差し支えない。)	要	要 (実施された傾斜試験の結果を用いる)
船の深さ方向の重心位置の偏差 > 1%	要	要 (実施された傾斜試験の結果を用いる)
1% < 軽荷重量の増減 ≤ 2%	不要	要 (実施された軽荷重量計算の結果を用いる)
乾舷用長さ ( $L_f$ ) の 0.5% < 船の長さ方向の重心位置の偏差 ≤ 乾舷用長さ ( $L_f$ ) の 1% (ただし、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものについては、船の長さ ( $L$ ) の 0.5%として差し支えない。)	不要	要 (実施された軽荷重量計算の結果を用いる)
0.5% < 船の深さ方向の重心位置の偏差 ≤ 1%	不要	要 (実施された軽荷重量計算の結果を用いる)
軽荷重量の増減 ≤ 1%	不要	不要
船の長さ方向の重心位置の偏差 ≤ 船の乾舷用長さ ( $L_f$ ) の 0.5% (ただし、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものについては、船の長さ ( $L$ ) の 0.5%として差し支えない。)	不要	不要
船の深さ方向の重心位置の偏差 ≤ 0.5%	不要	不要

(備考)

- (1) 一定の期間にわたり就航後の船舶に複数の変更が加えられた場合は、以前に実施された傾斜試験から得られた値からの軽荷重量及び重心位置の偏差の累積値を用いること。
- (2) 船の深さ方向の重心位置の偏差は、上下いずれの方向のものも含む。
- (3) 変更後の喫水、静水中曲げモーメント及びせん断力の計算値と改造前の値の差が 2%を超える場合については、変更されたデータに基づいて復原性資料を更新すること。
- (4) 軽荷状態の特性は全ての資料や計算機のデータで一貫したものを用いること。
- (5) 軽荷重量の増減による載貨重量の増減は、乾舷を変更しない限り、MARPOL Annex VI 等の他の規則の適合にも影響し得ることに留意する。
- (6) 本表において復原性資料とは、軽荷状態の特性を含む復原性の計算に用いられる資料 (電子や紙等の媒体を問わない) 及び電子計算機をいい、復原性計算機のソフトウェア及びローディングマニュアル並びに積付計算機が含まれるが、これらに限定するものではない。